

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成21年12月28日
- 【発行者名】** FCインベストメント・リミテッド
(FC Investment Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】** 取締役 リー・ワイ・リム
(Lee Wai Lim)
- 【本店の所在の場所】** 英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱
2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・
カンパニー（ケイマン）リミテッド気付
(c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square,
Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman
Islands, British West Indies)
- 【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 竹野康造
- 【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】** 弁護士 竹野康造
弁護士 水谷共宏
- 【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】** 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**
FC C 上場期待中国株ファンド
(FC C Chinese Equities Prospective for Listing Fund)
上記FC Cは、アンブレラ・ファンドの形態を有しますが、現在存在する唯一
のサブ・ファンドである上場期待中国株ファンドのクラスA受益証券およ
びクラスB受益証券が本届出の対象です。
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】**
クラスA受益証券：上限見込額は、5億米ドル（約457億2,000万円）
クラスB受益証券：上限見込額は、5億米ドル（約457億2,000万円）
(注) 米ドルの円貨換算額は、便宜上、平成21年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ
銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=91.44円）によります。以下、同
じ。
- 【縦覧に供する場所】** 該当事項なし。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

FC C 上場期待中国株ファンド

(FC C Chinese Equities Prospective for Listing Fund)

(注1) 上場期待中国株ファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるFC C(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドです。本書の日付現在、ファンドは、サブ・ファンドのみにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。

(注2) 2008年12月1日をもってファンドの名称は旧名称(FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド(FC C-SYWG-Aizawa-Chinese Equities Prospective For Listing Fund))から現名称に変更されました。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)

ファンドはアンブレラ型ですが、現在、ファンドのサブ・ファンドとしては上場期待中国株ファンドのみがあり、そのクラスA受益証券およびクラスB受益証券が届出の対象です。なお、サブ・ファンドは、複数の異なるクラスの受益証券を発行することができますが、現在、クラスとしてはクラスA受益証券およびクラスB受益証券があり、そのクラスA受益証券およびクラスB受益証券が届出の対象です。ファンドは追加型投資信託です。格付けは取得していません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

クラスA受益証券：上限見込額は、5億米ドル(約457億2,000万円)

クラスB受益証券：上限見込額は、5億米ドル(約457億2,000万円)

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、平成21年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=91.44円)によります。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注2) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 【発行(売出)価格】

各申込締切日(下記に定義されます。)に計算される受益証券1口当りの純資産価格(以下1口当りの純資産価格を「純資産価格」といいます。)

(注) 「申込締切日」とは、毎暦月の最終評価日であり、評価日とは毎月の15日(営業日でない場合は直前の営業日)および最終営業日、または、全てもしくは特定のサブ・ファンドに関して、管理会社(後に定義します。)が必要に応じて規定する日を指します。営業日とは土曜日、日曜日以外の日で、東京および香港において銀行が営業している日ならびに香港および中華人民共和国において証券取引所で取引が行われている日をいいます。ただし、香港における強度8以上の台風警報または大雨注意報その他の類似の事象によりある日の香港の銀行および証券取引所の営業時間が短縮された場合、受託会社(後に定義します。)と管理会社が別途合意しない限り、当該日は営業日から除きます。なお、日本においては、日々、申込を受け付けますが、ファンドは、これらを月1回申込締切日にまとめて取り扱います。

(5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.15%(税抜き3.00%)
1万口以上5万口未満	申込金額の2.625%(税抜き2.50%)
5万口以上	申込金額の2.10%(税抜き2.00%)

(注) 申込手数料の詳細につきましては、日本における販売会社(後に定義します。)にお問合せください。

- (6) 【申込単位】
1口以上1口単位
- (7) 【申込期間】
平成21年12月29日（火曜日）から平成22年12月28日（火曜日）まで
ただし、申込は、申込締切日に取り扱われます。
- (8) 【申込取扱場所】
藍澤證券株式会社（以下「日本における販売会社」といいます。）
東京都中央区日本橋一丁目20番3号
（注1）上記日本における販売会社の日本における本支店および日本における販売会社の指定するその他販売取扱会社（以下「販売取扱会社」といいます。）の本支店において、申込みの取扱いを行います。
（注2）販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録機関をいいます。
- (9) 【払込期日】
投資者は、純資産価格の計算がなされた後、適用される純資産価格および申込み注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社または販売取扱会社に対し支払うものとします。各申込締切日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって約定日から起算して（同日を含みます。）当該約定日の4営業日以内の日（以下「払込期日」といいます。）にファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。
- (10) 【払込取扱場所】
藍澤證券株式会社
東京都中央区日本橋一丁目20番3号
- (11) 【振替機関に関する事項】
該当なし。
- (12) 【その他】
申込証拠金はありません。
引受等の概要
（ ）日本における販売会社は、FCインベストメント・リミテッド（後に定義します。）との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成17年5月27日付契約（クラスA受益証券の場合）および平成18年12月26日付契約（クラスB受益証券の場合）に基づき、それぞれ日本においてファンド証券の募集を行います。
（ ）日本における販売会社は直接、または販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。
（ ）管理会社は、藍澤證券株式会社を管理会社の日本における代行協会員として指定しています。
（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいいます。
- 申込みの方法
ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」および「その他所定の約款」（以下「約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。申込金額は、円貨によるものとし、米ドルとの換算はすべて各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。申込金額は、日本における販売会社により各払込期日にファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。
- 日本以外の地域における発行
本募集に並行して、海外においてアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者でケイマン諸島の居住者または住所地を有する者（ケイマン諸島の慈善信託、権限、免税会社または非居住者である会社は除く。）以外の者に対してのみファンド証券の販売が行われることがあります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

サブ・ファンドの目的は、将来の株式公開が期待できる中国関連企業（以下に定義します。）が発行する未公開株式等（以下に定義します。）への間接的な投資を通じて、中長期的なキャピタル・ゲインを追求することです。また、サブ・ファンドは中国関連企業が発行する上場株式等（以下に定義します。）にも間接的に投資します。管理会社は、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）の下で設定された1つまたは複数のケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップに投資することにより、これらの投資を行います。

信託金の限度額はありません。

基本的性格

ファンドは、ケイマン法に準拠し、FCインベストメント・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）とHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）との間の2005年5月25日付信託証書（以下「信託証書」といいます。）により設定されたオープンエンド型契約型投資信託です。

ファンドは、アンブレラ型ファンドとして設立されました。ファンドのサブ・ファンドに帰属する資産および債務が充当される個別のポートフォリオまたはサブ・ファンドを設立することができます。各サブ・ファンドのみに関する単一または複数の受益証券のクラスが発行されません。

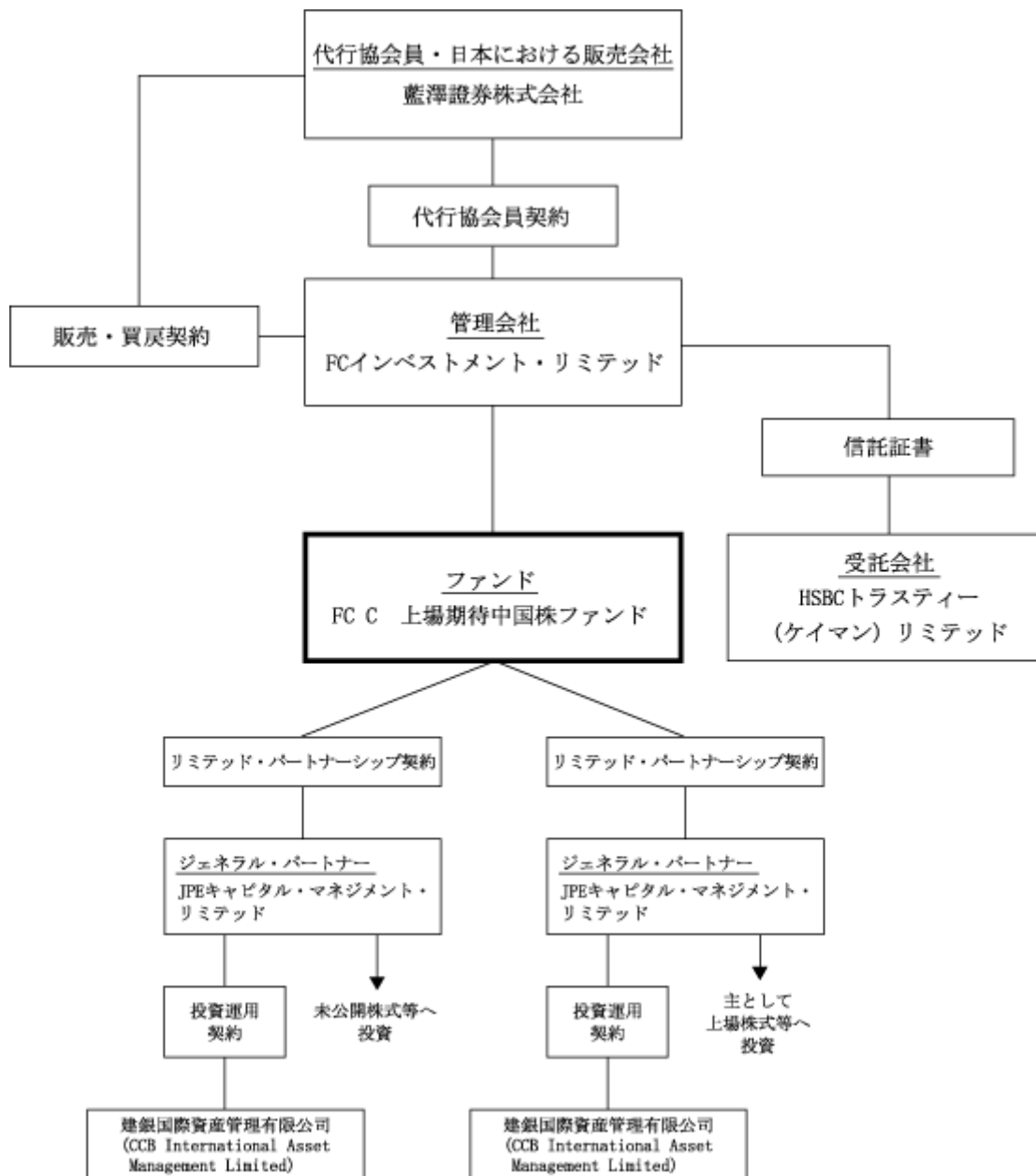
サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの受益者の利益のために分別された個別の信託として随時保有され、管理されます。サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの受益者により実質上保有される不可分の財産であり、受託会社の固有の財産とは分別して管理されます。各受益者は、受益証券を買い付けることにより、自動的に、本信託証書およびその補遺信託証書の適用ある条項をすべて受諾したものととして取り扱われます。

信託証書にしたがい、管理会社は、ファンドの管理会社として行動し、受益証券の発行および買戻しを手配し、募集期間中に受益証券の発行により集めた資金を投資します。管理会社は、管理事務の職務をHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドに委任しています。HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドはまた受託会社として、信託証書の規定にしたがって、ファンドの受託者、登録機関および保管銀行として行動するほか、その保管銀行および登録名義書換代行会社としての役割をHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ（アジア）リミテッド（以下「管理事務代行会社」といいます。）に委任しています。ただし、受益者の主たる受益者名簿は、ケイマン諸島において受託会社により保有されます。

信託証書は、ケイマン法に準拠します。すべての受益者は、信託証書および補遺信託証書の条項により権利を与えられ、規定され、これらの条項が通知されたものと見做されます。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドに関するスキーム（関係法人図）



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
受託会社	HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited)	管理会社との間の信託証書に基づき、受託業務を行います。また、受益証券の登録・名義書換業務のそれぞれの代行業務を行います。
代行協会員	藍澤証券株式会社	管理会社との間の代行協会員契約に従って、代行協会員として、受益証券の純資産価格の公表を行い、また運用報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務（代行協会員業務）を行います。
日本における販売会社	藍澤証券株式会社	管理会社との間の販売・買戻契約に従って、日本における販売会社として、日本において受益証券の販売および買戻しにかかる業務を行います。

管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)		
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法（2009年改訂済）に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。ケイマン諸島の会社法（2009年改訂済）は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3. 資本金の額	管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4. 沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5. 大株主の状況	株式会社ファンドクリエーショングループ	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー37階	1,000株 (100%)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

サブ・ファンドの目的は、将来の株式公開が期待できる中国関連企業(以下に定義します。)が発行する未公開株式等(以下に定義します。)への間接的な投資を通じて、中長期的なキャピタル・ゲインを追求することです。また、サブ・ファンドは、中国関連企業の上場株式等(以下に定義します。)にも間接的に投資します。管理会社は、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(2007年改正)の下で設定された1つまたは複数のケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップに投資することにより、これらの投資を行います。サブ・ファンドは、中国関連企業が発行する未公開株式等ならびに上場株式等に精通した投資運用会社が運用するファンドに対して投資する、ファンド・オブ・ファンズ形式の投資信託です。

信託金の限度額はありません。

(2)【投資対象】

リミテッド・パートナーシップは、ジェネラル・パートナーとしてのJPEキャピタル・マネジメント・リミテッド(以下「ジェネラル・パートナー」といいます。)とリミテッド・パートナーとしての受託会社との間のリミテッド・パートナーシップ契約に従って設定され、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ登記官に登録することにより設立されます。

登録はしても、リミテッド・パートナーシップ自体は独立した法人格を持つ組織ではありません。ケイマン法の下では、リミテッド・パートナーシップは、2007年免税リミテッド・パートナー改定法(以下「本法」といいます。)の第6条(2)に従い、ジェネラル・パートナーが信託で保有するパートナーシップの財産における契約上の権利とエクイティ上の持分権の結合体です。

サブ・ファンドのために行うリミテッド・パートナーとしての受託会社の出資は、ジェネラル・パートナーによりリミテッド・パートナーシップ事業の遂行に充当されます。リミテッド・パートナーとしての受託会社は、ジェネラル・パートナーによりリミテッド・パートナーシップ事業の遂行について助言を求められることはありますが、このような助言を行うことによりリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップの事業の遂行に参加しているとみなされるものではなく、受託会社は、リミテッド・パートナーとして、リミテッド・パートナーシップの運営に他の方法によっても参加するものではなく、リミテッド・パートナーシップを拘束する権限を有するものではありません。ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーシップが十分な資産を有しない場合のみ、リミテッド・パートナーシップの全ての債務および義務に対して責任を負います。一般論として、リミテッド・パートナーシップとしての受託会社は、リミテッド・パートナーシップの債務および義務に対して責任を負いません。リミテッド・パートナーとしての受託会社の責任は、リミテッド・パートナーシップ契約に明示されたリミテッド・パートナーとしての受託会社の租税債務または受託会社によって保有されるサブ・ファンドの資産から支払われる本法に基づくその他の債務を除き、サブ・ファンドのために行うリミテッド・パートナーとしての受託会社の出資の範囲に限定されます。

各リミテッド・パートナーシップ契約の条項に従い、リミテッド・パートナーシップとしての受託会社は、管理会社の指示に従い、ファンド証券の発行による資金を各リミテッド・パートナーシップの各評価日にジェネラル・パートナーにより発行される単一または複数のパートナーシップ利益の取得に充当します。

サブ・ファンドの資産の配分は管理会社が行います。

リミテッド・パートナーシップの資産に対する権利は、(受託会社ではなく)ジェネラル・パートナーまたはリミテッド・パートナーシップの名義で保有されます。また、ジェネラル・パートナーが随時その絶対的な裁量に基づいて決定する場合、投資資産を取得・保有・運用する

目的でリミテッド・パートナーのためにジェネラル・パートナーが設立した法人、パートナーシップ、信託またはその他の法主体の名義で保有されることがあります。(受託会社ではなく)ジェネラル・パートナーは、本法第6条(2)に従い、リミテッド・パートナーシップの資産を信託で保有します。

ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーシップの登録住所または適切と考慮して決定されたその他の場所において各リミテッド・パートナーに関する登録簿を保管します。

JPEキャピタル・マネジメント・リミテッドは、ケイマン諸島の会社法(2009年改訂済)に基づき、チャリタブル・トラストを株主とするケイマン諸島の法人であるシャングリラ・プロパティ・ケイマン・リミテッドを唯一の株主として、資本金1,000米ドルをもって2005年4月に設立された免税会社です。

ジェネラル・パートナーは、建銀国際資産管理有限公司(以下「LP投資運用会社」といいます。)をリミテッド・パートナーシップの投資運用会社に任命します。

LP投資運用会社は、2004年11月29日付で香港の法律に基づき設立された会社であり、2009年9月末日現在、資本金300,000,000香港ドルを有しています。LP投資運用会社は中国建設銀行の完全所有子会社であります。LP投資運用会社は機関投資家および個人資産家の投資家向け資産運用サービスの提供を専門とし、中国企業に対する投資の管理に特化しており、顧客の投資ポートフォリオを運用する際には様々な中長期的な銘柄選定手法を使って発行市場と流通市場の両方で割安な証券を特定する洗練された手法を採用しています。LP投資運用会社は、中国におけるマクロ経済、主要産業および主要企業についての調査・分析に当たり、協力ブローカーの調査部門の広範囲かつ詳細な調査網も活用します。

各リミテッド・パートナーシップの主たる業務は、LP投資運用会社が選択した、中国関連企業が発行する未公開株式等または上場株式等について取得、投資、保有、売却および取引を行うことです。各リミテッド・パートナーシップの未公開株式等の保有額の合計額は、上場株式等の保有額の合計額を超えることが予定されていますが、市場の状況等により、管理会社は、未上場株式等の保有額の合計額を上回って上場株式等を保有することがあります。

中国関連企業とは、1)利益の50%以上を中国国内で計上している企業、または、2)総資産の50%以上を中国国内に保有している企業、のいずれかを指します。未公開株式等とは、中国関連企業が発行する未公開株式(中国国内外の取引所において上場していない株式または店頭公開されていない株式)で、中国国内外の取引所または店頭市場(私設市場を含みます。)に上場される可能性がある株式および当該株式の株式関連証券(転換社債、新株予約権、新株予約権付社債、オプション等を含みます。)を指します。上場株式とは、中国国内外の取引所または店頭市場(私設市場を含みます。)で取引されている株式および株式関連証券(転換社債、新株予約権、新株予約権付社債、オプション等を含みます。)、債務証券(国債証券、地方債証券、社債、コマーシャル・ペーパー等)を指します。中国とは香港、マカオを含む中華人民共和国を指します。

サブ・ファンドがリミテッド・パートナーシップを通じて取得する未公開株式等が、必ず上場または株式公開されるという保証はありません。

LP投資運用会社は、以下のような投資方針に基づいて、中国関連企業が発行する未公開株式等への投資を行います。

サブ・ファンドの純資産総額の10%を限度として、下記 および を除く、株式公開および上場を目指す中国関連企業の株式および株式関連証券に間接的に投資します。かかる証券の大部分の保有期間は24ヶ月を超えないものとします。

サブ・ファンドの純資産総額の20%を限度として、下記 を除く、株式公開および上場を目指し、株式公開に関して投資銀行と引受契約を締結したかまたは投資銀行を指名した中国関連

企業の株式および株式関連証券に間接的に投資します。かかる証券の大部分の保有期間は18ヶ月を超えないものとします。

サブ・ファンドの純資産総額の70%を限度として、関係証券取引所から上場承認を受けた中国関連企業の株式および株式関連証券に間接的に投資します。

また、管理会社が有望と考えられる未公開株式等に十分な投資を行えないと判断する場合において、サブ・ファンドの純資産総額の100%を超えない範囲で、中国関連企業が発行する上場株式等への投資を間接的に行うことがあります。

上記分類の 及び に属する中国関連企業によって発行された転換社債への投資は、満期までの残存期間が該当する分類の保有期間を超えない場合に限り行われます。上記保有期間は、株式証券または転換社債でない未公開株式等に投資する場合には適用されない場合があります。リミテッド・パートナーとしての受託会社は、関係するリミテッド・パートナーシップの各取引日にリミテッド・パートナーシップの持分の全部または一部を償還することがあります。リミテッド・パートナーシップの持分の償還に際し、ジェネラル・パートナーはサブ・ファンドのために行動する受託会社に対し、償還されるリミテッド・パートナーシップ持分当たりの純資産価格から当該償還の結果発生した報酬および費用を差し引いた額を支払います。各リミテッド・パートナーシップの業務の終了により、リミテッド・パートナーシップの解散が開始し、LP投資運用会社はリミテッド・パートナーシップの資産を処分します。ジェネラル・パートナーはリミテッド・パートナーシップの全ての債権者に弁済し、リミテッド・パートナーとしての受託会社に対して最終分配を行います。

(3) 【運用体制】

管理会社の取締役は、受託会社および代行協会の業務の監督を行います。

管理会社が、各リミテッド・パートナーに対するファンド資産の配分を行います。リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーによりリミテッド・パートナーシップの投資運用会社に任命されたLP投資運用会社が中国関連企業が発行する未公開株式等および上場株式等に対する投資判断を行います。

LP投資運用会社のポートフォリオ管理部門の体制は、以下の通りです。

組織および方法

ポートフォリオ管理部門は、投資決定および発注手続き、リスク管理ならびに法令遵守方針を規定する一連の内部統制手続きを採用しています。

ポートフォリオ管理部門は、決済オフィサー、アカウント・オフィサーおよびリサーチ・アナリストを含む運営サポートを受ける主要人員チームを有しています。

主要人員の経験および資格

1．主要人員

すべての主要人員は、ポートフォリオ運用業務提供の幅広い経験を有し、香港証券先物委員会(以下「SFC」といいます。)の認可を得ています。

2．提携会社からの支援

LP投資運用会社の関連会社であるCCBインターナショナル・セキュリティーズ・リミテッドの調査部門はポートフォリオ管理部門を調査面で支援します。

3．法務コンプライアンス部

CCBインターナショナル・グループ^(注)（以下「CCBIグループ」といいます。）の法務コンプライアンス部は、LP投資運用会社がSFCの定めたすべての関係法規を遵守し、LP投資運用会社が運用するファンドが課されている投資制限とともに関係法規を遵守していることを確認する責任を負います。さらに、法務コンプライアンス部門はLP投資運用会社のスタッフがSFCの「継続的専門研修」要件を満たすため、適当な研修を受けられるように取り計らいます。

(注) CCBインターナショナル・グループにはCCBインターナショナル(ホ-ルディングス)リミテッド(「CCBIH」)とCCBIHの子会社を含みます。CCBIHの子会社にはCCBインターナショナル・セキュリティーズ・リミテッド(「CCBIS」)、CCBインターナショナル・キャピタル・リミテッド(「CCBIC」)およびLP投資運用会社があり、それぞれが公認企業です。

4．リスク管理

CCBIグループのリスク管理部門は、財務その他のリスクにかかわらず特にその特定と定量化について、LP投資運用会社および(適用ある場合)LP投資運用会社の顧客が被りうる当該リスクの適切な管理を行うため、内部方針および手続きを設けます。

機能分離

職務の分担

LP投資運用会社の職務は下記のとおり分担されます。

ファンド・マネジャー：投資の意思決定過程が取引過程から明確に区別されているよう取り計らいます。

経 理： 経理業務を履行します。

決 済： ブローカーから確認を受け、取引決済および照合を行います。

コンプライアンス： LP投資運用会社はその内部方針および手続きならびにすべての適用ある法的要件および規制要件を遵守するよう取り計らいます。

企業監査： 企業の運営、経営および内部統制の適切性、有効性および効率性について報告する独立した客観的監査機能を維持します。

リスク管理部門： ポートフォリオ管理部門の運営が本書に定めるリスク管理方針および投資目的を遵守するよう取り計らいます。

ポートフォリオ管理の重要な内部規則は以下のとおりです。

1．ファンドの権限／目的の範囲内の投資

取引はファンドの権限／目的に従い、本書に定めるすべての制限および基準を厳守しなければなりません。

2．最善の執行

投資信託のために取引を行う際、取引は、可能な限り最善の条件で執行されなければなりません。最善の執行は、下記の場合に実行されたものとみなされます。

() 価格が、当該種類および量に鑑み、取引時の関連ある市場において投資信託に利用可能な最善のものであるよう合理的配慮がなされた場合。

() 状況により別段の要求がされない限り、当該投資信託に不利益とならない価格で取引を行う場合。

3．発注

各注文は、適切に発注され、当該発注の記録が取引執行前に保管されます。ポートフォリオ管理部門は、注文再発注の理由があり、当該理由が明確に記録されている場合を除き、執行された取引が意図される公正な配分ベースに従い速やかに実行されるよう取り計らいます。

4．ポートフォリオ取引高

ポートフォリオ管理部門は、ポートフォリオのために過度の取引を行わず、サブ・ファンドの規定された目的を勘案します。

5．個人勘定取引

CCBIグループは、同グループの従業員が遵守し、従う個人取引に関する基本方針および具体的規則を規定する従業員取引ガイドラインを設定しています。

意思決定監督およびコンプライアンスに携わる人員

SFCが認可する2名の担当オフィサーが、投資に関する意思決定監督について責任を有し、コンプライアンス機能は、CCBIグループの法務コンプライアンス部がサポートします。

投資決定のための規律ある手続きがあります。例えば、特定のセクションは多数の証券をまず選び、その後他のセクションが最終決定します。

投資哲学

- 1) 適正価格の高成長銘柄を特定し、購入します。
- 2) 魅力ある投資機会を特定するための統制された選定プロセスを通じて最大限のキャピタル・ゲインを目標とします。
- 3) 株式のファンダメンタル分析に加え、テクニカル分析を慎重に行うことにより、様々なマーケットサイクルにおいて、常に投資ポートフォリオの安定した収益の確保を目指します。
- 4) ボトム・アップの銘柄選択の分析に合わせたトップ・ダウンのマクロ経済、市場およびセクター分析を採用する投資戦略を予測します。

投資プロセス

「トップ・ダウン」アプローチ

リサーチ

ポートフォリオ管理部門の投資部員は、マクロ経済および市場分析について社内意見を構築します。変異および変異の連関理由を特定するため、予想は、様々なブローカーおよび独立情報源に対して行います。

月次投資戦略会議

全チーム・メンバーからファンダメンタル、テクニカルおよび定量的分析の情報を収集する月次投資戦略会議を開催し、市場価値および市場心理、流動性フロー、政治状況、政府および中央銀行政策ならびに経済ファンダメンタルズを含む投資変数を反映した投資戦略を策定します。この戦略は、各サブ・ファンドの制限および指針に従い、ポートフォリオ投資全体に一貫して適用されます。

「ボトム・アップ」分析

詳細な分析

ポートフォリオ管理部門の投資部員は、コア銘柄選定にあたり企業ファンダメンタルズおよび成長見込みについて詳細な分析を行います。企業の事業、セクターにおける相対的位置およびキャッシュ・フロー、収益性、流動性、借入れおよび収益の伸びなどファンダメンタルズに特に注目します。安定したファンダメンタルズおよび高い成長性を有する企業のみが選定されます。

企業訪問

LP投資運用会社の投資チームは、株式選定プロセスに対するデータとして外部リサーチを常に監視します。その上、ポートフォリオ管理部門の投資部員が、推奨株発見のため企業訪問を常に行います。社内および社外リサーチをもとに、投資チームは、組み入れおよび除外レベルを特定するため継続的に監視されるコア銘柄リストを作成します。コア・リストには載らないものの、市場で割安感がある高成長銘柄は、短期から中期の取引プロセスでサブ・ファンドのポートフォリオに組み入れられます。

評価プロセス

ポートフォリオ管理部門の投資部員は、サブ・ファンドのポートフォリオの運用においてテクニカルおよび定量的分析によって補足されるファンダメンタル分析の利用を最も重視します。投資機会の特定においては、情報フローも重要です。CCBIグループの地域密着性により、ポートフォリオ管理部門の投資部員は、地域の事業コミュニティと広範なかかわりを築いてきました。このような関わりによって、適切な市場情報フローが、堅実なファンダメンタルズと健全な経営チームを有する上場企業を特定するために入手可能となります。

リスク・コントロール

投資ポートフォリオの下振れリスクのコントロールは、今日の金融市場における大幅な変動から見て、最重要事項です。各サブ・ファンドの制限および指針に従い、投資リスクは、分散

投資および高い取引流動性によって抑制できます。

(4)【分配方針】

管理会社はその単独の裁量に基づく決定により、サブ・ファンドの純収益および実現・未実現キャピタル・ゲインから、分配を行うことができます。

(5)【投資制限】

管理会社は、サブ・ファンドの資産の管理運用を、以下の投資制限の範囲内で行わなければなりません。

空売りの制限

空売りを行なった有価証券の時価総額はサブ・ファンドの純資産総額を超えてはなりません。

借入の制限

管理会社はサブ・ファンドの純資産総額の10%の範囲内でのみ借入を行うことができます。

流動性に欠ける資産への投資制限

管理会社は私募株式、非上場株式または不動産などの換価が容易でない資産の保有額がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超える場合には、価格の透明性を確保する方法をとります。

集中投資の制限

管理会社が複数の証券投資信託またはミューチュアル・ファンドを管理運用する場合、それらの全体で一つの会社の発行済株式数の50%を超えて当該会社の株式に投資してはなりません。

管理会社はサブ・ファンドのために、当該取得の結果、サブ・ファンドの保有する1つの会社の株式総数が当該会社の発行済株式総数の10%を超える場合に、当該会社の株式を取得することはできません。

管理会社はサブ・ファンドのために管理会社自身またはその取締役本人と取引することはできません。

管理会社はサブ・ファンドのためにサブ・ファンド以外の者または管理会社の利益をもたらすことを目的として取引することはできません。

管理会社は、上記投資制限および借入制限の遵守について、関係する投資または借入れが行われた時点における直近の利用できる純資産総額を検討する責任のみを負います。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンド証券への投資はリスクを伴います。ファンドに関連する主要なリスクは以下の通りです。

投資家は、ファンド証券の価値が上下する場合がありますことにつき留意すべきです。サブ・ファンドへの投資は大きなリスクを伴います。潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実施することが管理会社の意図ですが、かかる戦略が実施されるという保証、または当該戦略が実施された場合はそれが成功するという保証はありません。ファンド証券の流通市場が形成される可能性は低く、従って、受益者は、買戻しという手段によってのみファンド証券の処分を行うことができます。投資家がサブ・ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性があります。その結果として、各投資家は、サブ・ファンドへの投資リスクを負うことができるか否かにつき慎重に考慮すべきです。以下のリスク要因についての記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

価格変動リスク

ある期間、特に短期において、サブ・ファンドの投資ポートフォリオが、元本成長により値上がりを達成するという保証はありません。

投資予定者は、ファンド証券の価格が上下する場合がありますことにつき留意する必要があります。

買戻制限

サブ・ファンドがファンド証券の買戻しにつき十分な現金を有していない場合、管理会社は買戻しの申込を受諾せず、当該申込は、6ヶ月間留保されることがあります。

投資の集中

サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップの資産は、相対的に少数のポジションに投資される場合があります。分散投資ができないことにより、サブ・ファンドの投資対象が、当該資産がより広範に分散投資された場合よりも急速な価値変動を被る場合があります。

持分証券

サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップは、持分証券への投資を行う場合があります。持分証券への投資に付随するリスクには、市場価格の変動、特定の発行体に悪影響を及ぼす事由、ならびに持分証券が支払権につきその他の社債（例えば債務証券）に劣後するという事実が含まれます。

転換証券

サブ・ファンドは、リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に、転換証券への投資を行う場合があります。転換証券とは、特定期間内に、特定の価格または算式で、同一または別の発行体の一定口数の持分証券に転換するかまたはこれと交換することのできる債券、社債、約束手形、優先株式またはその他の証券をいいます。転換社債は、債券と株式の両方の性質を有します。サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップは、様々な転換価値を有する転換証券への投資を行う場合があります。投資先であるリミテッド・パートナーシップが保有する転換証券につき償還が請求された場合、ジェネラル・パートナーおよびLP投資運用会社は、当該発行体による当該証券の償還を承認すること、または当該証券を裏付けとする持分証券に転換することを要求され、かかる持分投資が元本成長の投資目的に一致するとLP投資運用会社が判断する限り、当該持分証券を保有するものとします。

流通市場の不存在

ファンド証券の流通市場が形成される見込みはありません。従って、受益者は、毎月の買戻しという手段によってのみファンド証券の処分を行うことができます。買戻し通知日から関係する買戻し日までの少なくとも3営業日の期間においては、買戻し通知を行う受益者のファンド証券の純資産価格が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

買戻しの効果の可能性

受益者がファンド証券につき相当の買戻しを行う場合、サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップのLP投資運用会社は、当該買戻しに必要となる資金に充てるために現金を調達する目的で、また、少額の資本金ベースを適切に反映する市場マーケット・ポジションを達成する目的で、望ましい条件よりも迅速に投資を清算する必要に迫られる可能性があります。

投資ポートフォリオの流動性

サブ・ファンドは、リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に、相対的に流動性を欠く証券への投資を行います。流動性は、ジェネラル・パートナーの適時に投資対象を売却する能力に左右されます。相対的に流動性を欠く証券の市場は、より流動性の高い証券の市場よりもボラティリティを増大させる傾向があります。また、相対的に流動性を欠く証券への投資は、LP投資運用会社が、自らが望む価格および時期に投資対象を処分することが制限される場合があります。流動性不足のリスクはまた、証券が店頭市場で取引される場合にも生じます。かかる取引の規制された市場は存在せず、買呼値および売呼値は、かかる取引のディーラーによってのみ設定されます。

投資対象の流動性

LP投資運用会社はサブ・ファンドのために、直接または間接的に、上場証券および非上場証券に投資することができます。上場証券、特に中小企業の上場証券への投資は証券の流動性が保証されておらず、また非上場証券への投資は流動性不足の大きなリスクにさらされます。極端な市況または注文の規模により、望ましい価格での売買注文の執行またはオープン・ポジションの清算が常に可能であるとは限りません。

未公開株式への投資

管理会社は、リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に、サブ・ファンドの勘定で未公開株式への投資を行う意向です。しかしながら、未公開株式への適切な投資機会の利用が制限されているため、管理会社のキャピタルゲインを生み出す能力が制限される場合があります。さらに、未公開株式の売買は、自発的な売手と自発的な買手との間において非公開で相対取引され、したがって管理会社は、かかる投資の非流動的な性質により、サブ・ファンドによるリミテッド・パートナーシップへの投資を通じて、任意の時期または価格において未公開株式を取得または処分することができない場合があります。さらに、通常、上場株式の発行体に関する公開情報に比べ未公開株式の発行体に関する公開情報を入手することは困難といえます。

手数料および費用

サブ・ファンドは、自らの運用および管理に関連する報酬および費用（実績報酬を含みます。）につき支払義務を負うリミテッド・パートナーシップへの投資を行います。従って、受益者が得る収益およびキャピタルゲインは、サブ・ファンドが未公開株式および上場株式に直接投資した場合よりも低くなる場合があります。

外国為替市場

サブ・ファンドは、リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に、米ドル以外の通貨建ての証券への投資を行う場合があります。しかしながら、サブ・ファンドは米ドル建てです。リミテッド・パートナーシップを通じて保有するサブ・ファンドの裏付けとなる保有資産の価値は、米ドル相場ならびに様々な現地の市場および通貨における当該資産の価格変動によって変動します。従って、当該資産が表示されるその他の通貨と比べて米ドルの価値が上昇した場合、現地市場における当該資産の価格につき、上昇に伴う効果を低減し、低下に伴う効果を増幅します。これに対して、米ドルの価値が低下した場合、米ドル建て以外の資産の価格につき、上昇に伴う効果を増幅し、低下に伴う効果を低減するという逆の効果を有します。

政府、経済、社会等に関する検討事項

サブ・ファンドの基礎となる資産の純資産総額および流動性は為替レート、為替管理、金利、政府方針および税制の変更（中国関連企業の株式への投資により生ずる、所得および収益に関連する税を含みます。）、社会、政治および経済の不安定化または中国における、または中国に影響を与えるその他の出来事の影響を受けます。

市場変動の可能性

中国の株式市場は最近、著しい価格変動に見舞われており、こうした変動が将来起こらないという保証はありません。

企業の情報開示、会計および規制基準

一部の中国企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公開情報も多くありません。また中国企業に適用される会計基準は米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とは大きく異なります。

小型株

サブ・ファンドは、リミテッド・パートナーシップへの投資を通じて、店頭市場で証券が取引される安定性の低い中小企業への多額の投資を行う場合があります。かかる「第二次」証券は、多くの場合、知名度の高い大手企業の証券よりもはるかに高いリスクを伴います。

分配金

管理会社には受益者に対して分配金を支払う予定がなく、サブ・ファンドのすべての収益および実現益は再投資されます。したがって、サブ・ファンドへの投資は財務または税務上の目的で現在収益を求める投資家には適切ではないことがあります。

(2) リスクの管理体制

管理会社は、ジェネラル・パートナーと密に連絡を取り、上記のリスクの実現化の可能性の程度等を常に正確に把握できるように努めます。

LP投資運用会社のポートフォリオ管理部門（以下「投資マネージャー」といいます。）は投資運用者の役割を果たす一方、関係法規、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および投資ガイドラインを遵守するために、特に下記を含めたコンプライアンスおよびリスク管理手続きを定めています。

- ・投資マネージャーがサブ・ファンドの投資方針、投資制限および投資ガイドラインを遵守するための手続き
- ・投資マネージャーによるリスク・リターン特性の日次ベースでのモニタリング
- ・関係法規を遵守するための方針および手続きの策定ならびにCCBIグループの法務コンプライアンス部門による遵守状況の監視
- ・リスク管理方針、ストップロス方針等に基づく厳格なパフォーマンス監視（週に一度および/または株価のボラティリティが一定水準に達した時に適宜、保有銘柄の見直しを行いません。）
- ・ポートフォリオ活動ならびにプラスおよびマイナスの成果の要因の詳細を記載したウィークリーおよびマンスリー・レポートの作成

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

ファンド証券1口当りの発行価格に、発行価格の3%を超えない額の申込手数料

b. 日本における申込手数料

申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.15%（税抜き3.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の2.625%（税抜き2.50%）
5万口以上	申込金額の2.10%（税抜き2.00%）

（注）申込手数料の詳細につきましては、日本における販売会社にお問合せください。

(2)【買戻し手数料】

該当ありません。

(3)【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドから、各評価日に計算される純資産総額に対し年率0.3%の割合で算出される額の管理報酬の支払いをうけます。この報酬は、毎月発生し、毎月後払いで支払われます。

2009年6月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、76,538米ドルでした。

受託報酬

受託会社は、各評価日時点の純資産総額に対し最高年率0.1%の割合により算出される額の報酬の支払いをうけます。この報酬は、毎月発生し、毎月後払いで支払われます。ただし、月額報酬は、毎月最低でも1,600米ドル支払われます。さらに、受託会社は、通常基準による評価手数料および取引手数料の支払いをうけます。加えて、受託会社は、サブ・ファンドの設定に関し、当初報酬として10,000米ドルを超えない額を取得し、クラスB受益証券の設定に関し、1,900米ドルを受領しました。また、年間3,000米ドルを超えない額の固定額の登録事務代行会社報酬を毎月後払いで支払われます。受託会社は登録事務代行会社として、ファンド証券販売・買戻しおよび分配の手続きに関する手数料の支払いを受ける権利を有します。これらの受託報酬は、サブ・ファンドの信託財産より支払われます。副保管会社の任命に関する報酬・経費、当該副保管会社が負担する経費ならびに、受託会社および管理事務代行会社のすべての経費は、すべてサブ・ファンドが負担します。

2009年6月30日に終了した会計年度中の受託報酬は、48,795米ドルでした。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドから、純資産総額に対し年率0.2%の割合で各評価日に算出される額の代行協会員報酬の支払いをうけます。代行協会員報酬は、毎月発生し、毎月後払いで支払われます。代行協会員報酬は、サブ・ファンドの信託財産から支払われます。

2009年6月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、51,025米ドルでした。

販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの資産から、当該販売会社が販売した受益証券に帰属する純資産総額に対し年率0.5%の割合で各評価日に算出される額の販売報酬の支払いを

うけます。販売報酬は、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

2009年6月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、127,563米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

運営費用

さらに、受託会社は、下記に掲げたものを含むサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産から支払います。

サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課

サブ・ファンドの組入証券に関して取引上支払うべき通常の銀行取引手数料（かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは差し引かれます。）

券面印刷費、信託証書およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類（サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関し管轄権を有する当局（各国の証券業協会を含みます。）に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。）を作成し、提出し、印刷する費用

上述の当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用

受益者および実質上の受益者に対する通知・公告の作成費用および交付費用

合理的な額の弁護士費用、監査費用および会計士費用

サブ・ファンドのマーケティング費用（広告費用を含みます。）

このほかにも、各リミテッド・パートナーシップにおいて、リミテッド・パートナーシップの設立費用ならびにジェネラル・パートナーへの報酬および実績報酬を含む各種報酬および費用が発生します。ジェネラル・パートナーは、各リミテッド・パートナーシップの純資産総額に対する年率0.8%の割合で発生する報酬および一定期間における未公開株式等の売却および償還による収益の累積額の15%および上場株式の実現および未実現キャピタルゲインの15%の割合による実績報酬を受領します。リミテッド・パートナーシップによるこのような支払いは、サブ・ファンドの実績に影響します。ジェネラル・パートナーは、自らの報酬からLP投資運用会社の報酬および費用を支払う責任を負うものとします。2009年6月30日に終了した会計年度中の実績報酬およびLP投資運用報酬はそれぞれ680,213米ドル、48,611米ドルでした。

2009年6月30日に終了した会計年度中のその他の手数料は、418,962米ドルでした。

(5) 【課税上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%

(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と

同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2009年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
リミテッド・パートナーシップ持分	ケイマン諸島	33,255,428.46	98.89
現金・その他の資産(負債控除後)		373,474.35	1.11
合計(純資産総額)		33,628,902.81 (約3,075百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年10月末日現在)

	銘柄	国名	業種	数量 (参加権)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	CPE I L.P.	ケイマン諸島	リミテッド・パートナーシップ	1	19,700,000.00	19,700,000.00	33,255,428.46	33,255,428.46	98.89

(注) 2009年10月末日現在、当ファンドがリミテッド・パートナーシップを通じて投資している上場株式の主要銘柄は、以下のとおりです。

順位	銘柄	国名	業種	株数	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ZHENGZHOU GAS CO LTD H SHS PROSPERITY	香港	ガス	1,182,000	1.44	1,697,958.43	2.22	2,620,159.48	7.79
2	MINERALS HOLDINGS LTD INSPUR	英国	セメント	2,059,519	1.05	2,152,880.39	1.10	2,267,339.92	6.74
3	INTERNATIONAL LTD	香港	卸売	13,120,000	0.12	1,636,643.75	0.14	1,896,002.68	5.64
4	KINGSOFT CORP LTD	香港	娯楽ソフトウェア	1,700,000	0.79	1,340,175.83	0.94	1,601,249.00	4.76
5	CITIC 1616 HOLDINGS LTD COMBA TELECOM	香港	電気通信	4,573,000	0.24	1,087,088.43	0.33	1,528,227.66	4.54
6	SYSTEMS HOLDINGS LTD	香港	無線装置	1,430,960	0.26	374,236.58	1.04	1,491,852.70	4.44
7	MINMETALS LAND LTD	香港	建設	4,300,000	0.26	1,132,321.07	0.32	1,387,060.98	4.12
8	SIM TECHNOLOGY GROUP LTD	香港	通信機器	8,000,000	0.16	1,247,857.26	0.17	1,331,578.54	3.96
9	WASION GR HLDGS LTD	香港	電子計測器	1,380,000	0.39	535,791.21	0.84	1,162,731.28	3.46
10	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS	英国	医薬品	182,000	2.75	500,235.37	6.29	1,144,943.80	3.40
11	VISION TECH INTL HOLDINGS LTD	香港	卸売	17,000,000	0.05	924,556.01	0.07	1,140,615.73	3.39

順位	銘柄	国名	業種	株数	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
12	XINAO GAS HOLDINGS LTD BEIJING	香港	ガス	450,000	1.53	688,335.09	2.16	970,813.66	2.89
13	ENTERPRISES HLDGS LTD HUADIAN POWER	香港	ガス	159,500	5.20	828,927.17	6.05	965,207.35	2.87
14	INTL COMPANY H SHARES YANZHOU COAL	香港	電力	3,050,000	0.33	993,084.11	0.28	857,913.34	2.55
15	MINING CO LTD H SHS SHUI ON	香港	石炭	500,000	1.59	795,949.39	1.59	796,108.49	2.37
16	CONSTRUCTION AND MATERIALS LTD BINHAI	香港	建設	500,000	1.32	662,070.49	1.57	783,205.59	2.33
17	INVESTMENT CO LTD CHINA EASTSEA	香港	ガス	8,944,000	0.07	649,285.33	0.08	680,880.49	2.02
18	BUSINESS SOFTWARE LTD CHINA SHANSHUI	英国	コンピューター・サービス	4,108,153	0.38	1,567,976.60	0.17	680,104.73	2.02
19	CEMENT GROUP LTD CHINA	香港	セメント	940,000	0.78	729,254.09	0.72	679,208.28	2.02
20	AUTOMATION GROUP LTD DUOYUAN GLOBAL	香港	測定器制御	1,062,000	0.36	381,192.90	0.64	678,292.17	2.02
21	WATER INC SPONSORED ADR OVERSEAS	アメリカ合衆国	水処理システム	20,000	19.01	380,208.00	32.78	655,600.00	1.95
22	CHINESE TOWN (ASIA) HLDGS LTD CHINA	香港	紙容器	1,528,000	0.39	592,231.14	0.42	638,786.10	1.90
23	RESOURCES GAS GROUP LTD ZHONGPIN INC	香港	ガス	630,000	0.52	328,477.98	0.97	609,661.69	1.81
24	COM JINHENG	アメリカ合衆国	食品	40,000	13.25	530,000.00	13.31	532,400.00	1.58
25	AUTOMOTIVE SAFETY TECH HLDG LTD XINGDA	香港	自動車用品	4,005,000	0.22	868,396.66	0.10	413,408.69	1.23
26	INTERNATIONAL HOLDINGS LTD JES	香港	鉄鋼	699,000	0.51	353,330.30	0.50	349,941.94	1.04
27	INTERNATIONAL HLDGS LTD NETWORK CN INC	シンガポール	造船	2,595,000	0.47	1,219,723.91	0.13	324,943.65	0.97
28	CINDA INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	アメリカ合衆国	マルチメディア	2,700,000	0.45	1,215,000.00	0.11	297,000.00	0.88
29	INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	香港	金融	546,000	0.26	142,464.93	0.25	133,854.61	0.40

【投資不動産物件】

該当ありません(2009年10月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません(2009年10月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

< クラスA受益証券 >

下記会計年度末および2009年10月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (2006年6月末日)	20,842,422.29	1,905,831	101.77	9,306
第2会計年度末 (2007年6月末日)	27,384,531.07	2,504,042	170.97	15,633
第3会計年度末 (2008年6月末日)	8,633,542.19	789,451	134.09	12,261
第4会計年度末 (2009年6月末日)	5,367,572.06	490,811	97.60	8,925
2008年11月末日	3,420,421.22	312,763	59.23	5,416
12月末日	3,552,256.60	324,818	61.47	5,621
2009年1月末日	3,362,656.99	307,481	58.36	5,336
2月末日	3,305,823.58	302,285	57.84	5,289
3月末日	3,798,555.76	347,340	66.62	6,092
4月末日	4,599,425.52	420,571	81.04	7,410
5月末日	5,319,371.31	486,403	97.44	8,910
6月末日	5,367,572.06	490,811	97.60	8,925
7月末日	6,169,115.21	564,104	115.32	10,545
8月末日	5,864,280.04	536,230	110.04	10,062
9月末日	6,085,743.54	556,480	115.72	10,581
10月末日	6,490,127.96	593,457	124.35	11,371

(注) 純資産総額および純資産価格は、本書に従って計算されており、上記は各月の最終営業日時点の数値です。そのため、毎年会計年度末時点および中間期末時点で計算され、管理報酬、受託報酬およびその他の運営費用がその発生時に費やされるものとして作成される財務書類において表示されている数値とは異なることがあります。

< クラスB受益証券 >

下記会計年度末および2009年10月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第2会計年度末 (2007年6月末日)	26,174,018.06	2,393,352	119.65	10,941
第3会計年度末 (2008年6月末日)	27,667,672.81	2,529,932	96.14	8,791
第4会計年度末 (2009年6月末日)	25,340,618.44	2,317,146	72.83	6,660
2008年11月末日	17,351,232.11	1,586,597	48.49	4,434
12月末日	17,874,315.13	1,634,427	49.90	4,563
2009年1月末日	17,148,656.95	1,568,073	47.92	4,382
2月末日	16,896,366.47	1,545,004	47.57	4,350
3月末日	18,539,061.51	1,695,212	53.15	4,860
4月末日	21,765,057.39	1,990,197	62.31	5,698
5月末日	25,364,496.47	2,319,330	72.73	6,650
6月末日	25,340,618.44	2,317,146	72.83	6,660
7月末日	26,697,467.14	2,441,216	84.08	7,688
8月末日	25,325,532.64	2,315,767	80.72	7,381
9月末日	25,554,309.06	2,336,686	84.31	7,709
10月末日	27,138,774.85	2,481,570	90.61	8,285

(注) 純資産総額および純資産価格は、本書に従って計算されており、上記は各月の最終営業日時点の数値です。そのため、毎年会計年度末時点および中間期末時点で計算され、管理報酬、受託報酬およびその他の運営費用がその発生時に費やされるものとして作成される財務書類において表示されている数値とは異なることがあります。

【分配の推移】

<クラスA受益証券>

分配基準日	分配落日	1口当たり分配金	
		米ドル	円
2006年6月29日	2006年6月30日	15	1,372

<クラスB受益証券>

該当事項なし。

【収益率の推移】

<クラスA受益証券>

会計年度	収益率(注)
第1会計年度 (2005年6月30日～2006年6月30日)	16.77%
第2会計年度 (2006年7月1日～2007年6月30日)	68.00%
第3会計年度 (2007年7月1日～2008年6月30日)	-21.57%
第4会計年度 (2008年7月1日～2009年6月30日)	-27.21%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)(第1会計年度の場合、当初発行価格(100米ドル))

<クラスB受益証券>

会計年度	収益率(注)
第2会計年度 (2006年7月1日～2007年6月30日)	19.65%
第3会計年度 (2007年7月1日～2008年6月30日)	-19.65%
第4会計年度 (2008年7月1日～2009年6月30日)	-24.25%

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)(第2会計年度の場合、当初発行価格(100米ドル))

(注2) クラスB受益証券は、2007年2月5日から運用を開始しました。

6【手続等の概要】

有価証券届出書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続がなされます。なお、手続の詳細については、「第一部 証券情報」および「第三部 ファンドの詳細情報」、「第2 手続等」をご覧ください。「第三部 ファンドの詳細情報」、「第2 手続等」は、交付目論見書には記載されていませんが請求目論見書に記載されています。

(1) 日本における申込（販売）手続

申込日

平成21年12月29日(火曜日)から平成22年12月28日(火曜日)まで

約定日と受渡日

日本における約定日は受益証券の純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される受益証券の純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとしします。

申込価格と申込手数料

申込価格は、各申込締切日に計算される受益証券の純資産価格です。

申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.15%（税抜き3.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の2.625%（税抜き2.50%）
5万口以上	申込金額の2.10%（税抜き2.00%）

申込単位

1口以上1口単位

買付代金の支払

約定日から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社または販売取扱会社に対し支払うものとしします。

受益証券の発行

記名式無額面受益証券

(2) 日本における買戻し手続

買戻日

受益者は買戻日の3営業日前までに、日本における販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。

買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、関連する買戻日における受益証券の純資産価格とします。買戻手数料はかかりません。

買戻単位

1口単位

買戻代金の支払

買戻金額は、「外国証券取引口座約款」および「その他所定の約款」の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、円貨で支払われるものとします。

買戻請求が制限される場合

買戻請求が制限される場合があります。純資産総額の算定が停止されている期間中は買戻しを実施されません。

7【管理及び運営の概要】

下記は管理及び運営の概要を記載したものであり、その詳細については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」、「第2 手続等」をご覧ください。「第三部 ファンドの詳細情報」、「第2 手続等」は、交付目論見書には記載されていませんが請求目論見書に記載されています。

(1) 資産の評価	<p>ファンドの資産</p> <p>各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産総額を、当該サブ・ファンドの資産総額から当該サブ・ファンドの負債総額を控除して決定します。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な配分方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で配分されます。</p>
	<p>発行価格および買戻価格の計算</p> <p>受益証券の純資産価格は、評価日におけるサブ・ファンドの純資産総額を、評価日におけるファンド証券の発行済口数で除して得た数値とします。</p>

純資産総額の決定の中止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1ヶ月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額（および純資産価格）の決定を停止することができ、また、管理会社がそのように決定した場合にも停止します。管理会社または受託会社がサブ・ファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合。

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の計算が停止している期間は、ファンド証券の発行、買戻および名義書換は一切行われません。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンド、管理会社、またはサブ・ファンドの管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング規制に従うことが必要になると合理的にみなす場合、受益者への書面による通知をもって、かかる受益者へ支払うべき買戻し代金の支払いを停止することができます。

(2) 保管

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、日本における販売会社において日本における販売会社の名義で保管されます。日本の投資家に対しては、日本における販売会社から預り証が交付されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家がファンド証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

(3) 信託期間	<p>() 存続期間</p> <p>サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。</p> <p>(a) 受託会社と管理会社が合意した場合、</p> <p>(b) 受益者集会において決議された場合、</p> <p>(c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合、</p> <p>(d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合</p> <p>(e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、管理会社が解散する場合、または管理会社の業務に関して破産管財人が任命された場合で、受託会社が、かかる通知または解散または破産管財人の任命後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合</p> <p>サブ・ファンドが解散した場合、受託会社は、かかるサブ・ファンドの全受益者に対して解散の旨を直ちに通知します。</p> <p>また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。</p> <p>(a) 2015年6月30日</p> <p>(b) サブ・ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になった日で、管理会社がサブ・ファンドを終了する旨をサブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合</p> <p>() 強制償還</p> <p>管理会社は、受託会社と協議の上、() 当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、サブ・ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、サブ・ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、() 少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者の受益証券の全部もしくは一部を強制的に償還することができます。</p>
(4) 計算期間	サブ・ファンドの計算期間は、毎年6月末日に終了する一年間です。
(5) 信託証書の変更	管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付する方法で、改正、変更または追加することができます。
(6) 開示制度の概要	<p>ケイマン諸島における開示</p> <p>ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドの詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に提出しなければなりません。ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。</p>

	<p>日本における開示</p> <p>ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「交付目論見書」)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)を交付しなければなりません。管理会社は、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。</p> <p>管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。</p> <p>管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。</p> <p>ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。</p>
(7) 受益者の権利等	<p>受益者の権利等</p> <p>受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。</p> <p>受益者の有する主な権利は次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 分配請求権 () 買戻請求権 () 残余財産分配請求権 () 損害賠償請求権 () 受益者総会での議決権
	<p>為替管理上の取扱い</p> <p>日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻し代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。</p>
	<p>本邦における代理人</p> <p>森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング</p>
	<p>裁判管轄等</p> <p>日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。</p> <p>東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号</p>

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含みます。）を記載しています。これらの記載事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表から抜粋して記載したものです。
- b. 本書記載のFC C 上場期待中国株ファンド（以下「ファンド」といいます。）の2009年6月30日終了年度および2008年6月30日終了年度の邦文の財務諸表（以下「邦文の財務諸表」といいます。）は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第129条第5項ただし書の適用によるものです。
- c. 本書記載の2009年6月30日終了年度および2008年6月30日終了年度の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- d. 邦文の財務諸表には、原文の財務諸表中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2009年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=91.44円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【貸借対照表】

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)連結貸借対照表
2009年6月30日現在

	2009年		2008年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	25,487,962	2,330,619	31,214,378	2,854,243
ブローカーからの未収金	701,787	64,171	36,322	3,321
未収配当及び未収利息	28,323	2,590	65,671	6,005
前払金	-	-	48,611	4,445
銀行預金	5,569,556	509,280	5,180,094	473,668
総資産	31,787,628	2,906,661	36,545,076	3,341,682
負債				
当座借越	159,993	14,630	-	-
ブローカーへの未払金	488,102	44,632	825,199	75,456
未払費用及びその他の支払債務	825,974	75,527	109,732	10,034
負債(受益者に帰属する純資産を除く)	1,474,069	134,789	934,931	85,490
受益者に帰属する純資産(買呼値)	30,313,559	2,771,872	35,610,145	3,256,192
受益者に帰属する純資産を計算するために当グループが異なる基準を採用したことに伴う調整	393,708	36,001	690,260	63,117
受益者に帰属する純資産(最終取引価格)	30,707,267	2,807,872	36,300,405	3,319,309

.....
受託会社.....
管理会社

2【損益計算書】

FC C上場期待中国株ファンド (旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

2009年6月30日終了年度の連結損益計算書

	2009年		2008年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
受取利息	8,435	771	148,452	13,574
受取配当	474,443	43,383	499,090	45,637
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産における純損失 為替 (差損) / 差益純額	(7,349,331)	(672,023)	(7,738,820)	(707,638)
	(1,162)	(106)	113,050	10,337
純損失合計	(6,867,615)	(627,975)	(6,978,228)	(638,089)
費用				
管理報酬	247,979	22,675	491,699	44,961
実績報酬	680,213	62,199	-	-
保管、受託及び管理事務代行報酬	48,795	4,462	78,081	7,140
販売報酬及び代行協会員報酬	178,588	16,330	317,692	29,050
証券費用	67,566	6,178	53,647	4,905
監査報酬	115,021	10,518	30,082	2,751
弁護士及び専門家報酬	57,742	5,280	31,689	2,898
その他営業費用	55,803	5,103	62,120	5,680
営業費用合計	1,451,707	132,744	1,065,010	97,385
税引前営業損失	(8,319,322)	(760,719)	(8,043,238)	(735,474)
外国源泉税	(12,950)	(1,184)	-	-
税引後損失	(8,332,272)	(761,903)	-	-
受益者に帰属する純資産を計算するためにグループが異なる基準を採用したことに伴う調整額の変動	(296,552)	(27,117)	319,573	29,222
営業活動に伴う受益者に帰属する純資産減少額	(8,628,824)	(789,020)	(7,723,665)	(706,252)

重要な会計方針の概要

この連結財務諸表を作成するために採用された主な会計方針が以下に記載されている。これらの方針は、別段の記載がない限り、1年を通し一貫して適用されている。

(a) 作成基準

当ファンド及びその子会社（これらを合わせて「当グループ」）の連結財務諸表は香港公認会計士協会（「HKICPA」）が公布した香港財務報告基準（「HKFRS」）に準拠して作成されている。連結財務諸表は原価法に基づいて作成され、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債（金融派生商品を含む）の再評価に伴って修正されている。

HKFRSに準拠した連結財務諸表を作成するためには重要な会計上の見積りを利用する必要がある。受託会社及び管理会社（以下「管理者」という）は当グループの会計方針を適用する過程でそれぞれの判断をする必要がある。高度な判断や複雑性を伴う分野、又は仮定及び見積りが連結財務諸表に重大な影響を与える分野は注記4に開示されている。

重要な会計方針の概要（続き）

(a) 作成基準（続き）

当期に発効した会計基準の改正

HKAS 39号、「金融商品：認識及び測定」、金融資産の組替えに関する改正により、特定の基準を満たしている場合にはトレーディング目的で保有する資産及び売却可能資産のカテゴリーから一部の金融資産を組み替えることが認められている。HKFRS7号「金融商品：開示」に関連した改正により、売買目的で保有する資産及び売却可能資産のカテゴリーから組み替えられた金融資産に関する開示義務が導入されている。この改正は2008年7月1日に遡って効力を生じる。当ファンドは金融資産の組替えを行っていないため、当ファンドの財務諸表がこの改正の影響を受けることはない。

まだ発効しておらず、かつ当グループが発効前に採用していない新しい会計基準及び会計基準の改正

改正HKAS 1号「財務諸表の表示」（2009年1月1日から発効）。当改正基準では、株主資本変動計算書における収益項目及び費用項目（すなわち、「株式の非所有者の変動」）の表示が禁止されており、「株式の非所有者の変動」を株式所有者の変動とは区別して表示するよう求めている。株式の非所有者の変動はすべて運用報告書への記載が義務付けられるが、1つの業績計算書（包括利益計算書）か2つの運用報告書（損益計算書と包括利益計算書）のどちらで表示するかは事業者が選択できる。また包括利益を再表示又は再分類した場合には、事業者は、当期及び比較対象期間の期末時点における貸借対照表の現行の提示義務に加えて、比較対象期間の期首時点の再表示された貸借対照表の提示義務を負う。当グループは2009年7月1日から改正後の基準を適用し、連結包括利益計算書のみを表示する予定である。HKAS 1号の変更によって当グループの連結決算書の表示が大幅に変更されることはないと予想している。

改正HKAS 1号「財務諸表の表示」（2009年1月1日から発効）。当改正基準では、HKAS 39号「金融商品：認識及び測定」に準拠して売買目的保有に分類されたすべての金融資産及び金融負債ではなく、その一部だけが、それぞれ流動資産及び流動負債とみなされる旨を明確にしている。当グループは2009年7月1日から改正後の基準を適用する。しかし、当グループの連結財務諸表は影響を受けないと予想している。

改正HKAS 32号「金融商品：表示」及び改正HKAS 1号「金融商品の表示 - 清算時に発生する買取請求可能な金融商品及び債務」（2009年1月1日から発効）。改訂後の両基準は、他のすべての金融商品に劣後する商品種類の金融商品がいずれも同じ特性を有する場合も含め、当該金融商品が特定の特性を有し、かつ既定条件を満たしていることを条件に、買取請求可能な金融商品と、清算時に限り持分に応じて自社純資産を別の当事者に按分する義務を事業者に課す金融商品またはその構成要素を、資本に分類するよう事業者に求めている。当グループは2009年7月1日から改正後の基準を適用する。受託会社はこうした基準の改正に伴う影響について現在評価作業を進めている。

重要な会計方針の概要（続き）

(a) 作成基準（続き）

まだ発効しておらず、かつ当グループが発効前に採用していない新しい会計基準及び会計基準の改正（続き）

改正HKAS 39号「金融商品：認識及び測定」（2009年1月1日から発効）。売買目的で保有する項目に関連した損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産や金融負債の定義も改正された。この改正により、運用されている金融商品のポートフォリオの一部を構成する金融資産又は金融負債は、直近の短期的な利益確定売りの実際のパターンを示す証拠とともに、初回の認識に際して当該ポートフォリオに含まれることが明らかにされている。当グループは2009年7月1日から改正HKAS 39号を適用する。しかし、当グループの連結損益計算書は影響を受けないと予想している。

改正HKFRS 7号「金融商品：開示」。当改正により、公正価値の測定に関する開示要件が強化されるとともに、流動性リスクの開示も改訂される。すなわちこの改訂では、金融商品の公正価値の測定について、3段階の階層が導入され、階層の最も下のレベルに分類された金融商品については、具体的に定量的な開示が義務付けられている。これらの開示によって、公正価値測定の影響に関する企業間の比較可能性が向上する。加えて、当改正により流動性リスクに関する現行の開示要件を明確化及び強化され、金融派生商品の金融負債とそれ以外の金融負債の流動性リスク分析を個別に行うよう求めている。また、流動性リスクの性質と状況を理解するために情報が必要な場合は、金融資産の満期別分析を行うことも求めている。当ファンドは2010年6月30日に終了する会計年度の財務諸表で関連の追加的な開示を行う予定である。

HKAS 8号「会計方針、会計上の見積りの変更、及び誤謬」、HKAS 10号「決算日以降の後発事象」、HKAS 18号「収益」（すべて2009年1月1日付で発効）にも、細かな点ながら多数の改正がなされたが、ここでは割愛した。これらの改正が当グループの連結財務諸表に影響を及ぼす可能性は低いと見做すため、詳しく分析していない。

連結貸借対照表では流動性の低い順に資産と負債が表示されており、流動項目と非流動項目という区別は行われていない。当グループのすべての資産と負債は売買目的で保有されているか、又は1年以内に売却される予定である。

(b) 外貨換算

(i) 機能通貨及び表示通貨

この財務諸表に含まれている項目は、当グループが主に事業を運営している経済環境の通貨（以下「機能通貨」という）を利用して測定されている。連結財務諸表は当グループの機能通貨及び表示通貨である米ドルで表示されている。

重要な会計方針の概要（続き）

(b) 外貨換算（続き）

(ii) 取引及び残高

外貨取引は取引日の実勢為替レートを利用して機能通貨に換算されている。係る取引の決済及び外貨建て貨幣性資産と貨幣性負債の期末為替レートでの換算に起因する外国為替差損益が連結損益計算書で認識されている。持分評価勘定などの非貨幣性資産と非貨幣性負債の換算差異は、連結損益計算書の「損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産の純損失」の項目で認識されている。

(c) 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債

持分証券及びそれに関連した派生商品に対する投資はすべて「損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」として分類されている。投資有価証券のうち、主に短期間での売却又は買戻しを目的に取得又は受け取った場合、又は管理者からそのように指定された場合にはこのカテゴリーに分類されている。当グループはいかなる派生商品もヘッジ関係におけるヘッジとして指定していないため、派生商品も売買目的で保有されるカテゴリーに分類されている。

投資有価証券の売買は、取引日 - 当グループが投資有価証券の売買を約定した期日に認識されている。投資有価証券は、当初、支出された時点で費用計上される取引費用を除いた公正価値で認識され、その後それぞれの公正価値で再測定されている。実現及び未実現の投資損益は発生した期の連結損益計算書で認識されている。投資有価証券からキャッシュフローを受け取る権利が失効した時点又は当グループが所有に伴うほぼすべてのリスクとリターンを譲渡した時点で消滅を認識する。

取引所に上場されているか、又は取引所で売買されている投資有価証券は、ロング・ポジションについては買呼値、ショート・ポジションについては売呼値に基づいて公正価値評価されている。取引所に上場されていない投資有価証券はブローカーから提示された価格で評価されている。

(d) 金融派生商品

金融派生商品はデリバティブ契約が締結された期日に公正価値で認識され、その後それぞれの公正価値で再測定されている。公正価値は必要に応じ活発な市場における市場価格及び評価手法から取得している。すべての金融派生商品は、公正価値がプラスの場合には資産計上され、マイナスの場合には負債計上されている。初回の認識時における金融派生商品の公正価値を示す最良の証拠は取引価格である。金融派生商品の公正価値のその後の変動は連結損益計算書で遅滞なく認識されている。金融派生商品は損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に含まれている。

重要な会計方針の概要（続き）

(e) 収入及び諸費用

受取配当は配当落ち日に認識され、配当に対する海外源泉税は費用として認識されている。

受取利息は実効金利法を利用し、期間按分ベースで認識されている。

その他の収入は発生主義で会計処理されている。諸費用は発生主義で会計処理されている。

(f) ブローカーからの未収金及びブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金とブローカーへの未払金は、約定済みであるが、決算日の時点で決済又は引渡が行われていない売却有価証券の受取債権及び購入有価証券の支払債務を表している。

(g) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺できる法的強制力のある権利がある場合で、かつ差金決済するか、又は資産の売却と負債の決済を同時に行う意向がある場合には、金融資産と金融負債は相殺され、純額が連結貸借対照表に表示されている。

(h) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、当初の満期が3ヵ月以下の銀行預金と当座借越が含まれている。ブローカーへの預入金と当座借越、証拠金の預入れは現金及び現金同等物に含まれていない。

(i) 受益証券

受益証券は受益者の選択で買戻しされ、金融負債として分類されている。当グループの純資産総額の持分に応じた金額で、当グループに対していつでも買戻請求できる。受益者が当グループに対して受益証券買戻請求権を行使した場合には、受益証券は決算日に支払われる買戻金額で計上される。

受益証券は、受益者の選択で発行又は買戻される時点の受益証券一口当りの当グループの純資産価格に基づく価格で発行及び買戻される。受益証券一口当りの当グループの純資産価格は、受益者に帰属する純資産を受益証券の発行済総数で除すことによって計算される。

重要な会計方針の概要（続き）

(j) 連結

連結財務諸表には6月30日までに作成された当ファンドと子会社の財務諸表が含まれている。

子会社とは、当グループが財務方針及び運営方針の決定権限を有するすべての事業体（特別目的事業体を含む）のことで、一般的には議決権の過半数に相当する株式の保有を伴う。現に行使可能又は転換可能な潜在的議決権の存在及び影響は、別の事業体に対する当グループの支配の有無を判断する際に考慮されている。

子会社は、当グループに支配権が移転された期日から完全に連結される。また支配権を失った期日に連結対象から外される。

グループ企業間での内部取引、グループ企業間取引の残高及び未実現利益は消去される。取引によって移転された資産の減損を表す証拠が提供されない限り、未実現損失も消去される。当グループが採用している会計方針と一致させるため、子会社の会計方針は必要に応じて変更される。

第3【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関：HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッド

取扱場所：香港、クイーンズ・ロード・セントラル1

日本の実質上の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続が行われますが、ファンド証券の保管を販売会社に委託していない場合は、本人の責任で所定の手続きを行う必要があります。名義書換の費用は徴収されません。

受益者集会

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券当たりの純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1にあたる受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとし、

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、受益証券当たりの純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、

受益者に対する特典、譲渡制限

生命保険、年金等の特別のサービスの付与等の受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

ファンドの詳細情報の項目は次のとおりです。

第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
 - (1) 受益者の権利等
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 販売及び買戻しの実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

2003年9月9日	管理会社の設立
2005年5月25日	信託証書締結
2005年5月25日	補遺信託証書締結
2005年7月6日	ファンドの運用開始
2008年11月17日	補遺信託証書締結

2【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

FC C 上場期待中国株ファンド

(FC C Chinese Equities Prospective for Listing Fund)

ファンドの形態

ケイマン籍オープンエンド型契約型投資信託

準拠法

ファンドの設定準拠法は、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂済）および投資信託法（2009年改訂済）です。

3【監督官庁の概要】

ファンドは、ケイマン投資信託法に基づく「規制された投資信託」であり、従ってファンドは、ケイマン投資信託法に基づき規制されます。規制された投資信託として、ファンドは、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）の監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがケイマン投信法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなったまたは履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制された投資信託が本ファンドのように認可された投資信託であるとき、法に反して認可条件を遵守することなく業務を遂行もしくは遂行を企図する場合、規制された投資信託の監督および管理が、適当かつ適切な方法で行われなかった場合、あるいは、規制された投資信託の管理会社としての地位を有している者が、かかる地位を維持するのに適当かつ適切な者でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

第 2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（ ）海外における申込み（販売）

管理会社は、申込の全部もしくは一部を拒絶しまたは受け付けるか否かの裁量を有します。受け付けられた購入申込に関して支払われた申込金額は、ファンド証券に投資されるまでは利益を生じません。拒絶された購入申込に関して受領された金額は、利息を付さず、適用ある銀行の手数料を差し引き、関係書類と共に各投資家の危険負担において返還されます。

ファンド証券の種類は、1種類のみです。ただし、将来ファンド証券のクラスが追加される可能性があります。各投資家は、1口以上1口単位で申し込むことができます。

ファンド証券の券面は発行されず管理会社は登録方式によってのみ受益証券を発行します。

ファンドは、当初募集期間の終了後の各追加発行日において、当該追加発行日の直前の評価日時点のファンド証券の純資産価格で、ファンド証券を追加発行することができます。

（ ）日本における申込み（販売）

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、毎暦月の最終評価日に第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。販売の単位は、1口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、各申込締切日におけるファンド証券の純資産価格です。日本における約定日は純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される受益証券の純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド受益証券が適合しなくなったときは、ファンド受益証券の日本における販売を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

（ ）海外における買戻し

管理会社または受託会社の選択によってファンド証券を買戻すことはできません。ただし、各受益者（原則として販売会社）は、サブ・ファンドによるファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、毎暦月の最終評価日（以下「買戻日」といいます。）に実施されます。

ファンド証券の買戻価格は、関連する買戻日におけるファンド受益証券の純資産価格とします。純資産価格は、関連する買戻し日後の5営業日以内に計算されます。買戻手数料は、かかりません。

買戻日にファンド証券の買戻しを実施するためには、受益者が適法に作成し署名した買戻請求書（ファクシミリで送信する場合には、その後、原本を送付することを要します。）が、関連する買戻日の3営業日前の営業日の午後5時（香港時間）までに管理事務代行会社により受領されていることを要します。買戻請求書がファクシミリで送信された場合において、それが管理事務代行会社に到達しなかったとしても、管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、その不到達の結果生じたいかなる損害についても責任を負いません。買戻請求書には、受益証券口数およびクラスを記載することを要し、ファンド証券は、下記の規定に基づき、サブ・ファンドによって適用ある買戻日の受益証券の純資産価格で買戻されます。

受託会社は、受益者からの買戻請求書の受領に基づき、買戻請求を充足するための価額（以下「買戻対応額」といいます。）を、買戻請求書の受領の翌営業日に、ジェネラル・パートナーに通知します。それを承けて、ジェネラル・パートナーは、ジェネラル・パートナーが受託会社に返還できる額が買戻対応額を充足しうるか確認します。

まず、(a)買戻対応額を充足するためのリミテッド・パートナーシップ出資返還額の返還は一切なしえないとの客観的事実に基づいてジェネラル・パートナーがそのように判断した場合、受益者が提出した買戻請求書は、その全部につき自動的に失効し、効力を有しないものとして取り扱われます。次に、(b)ジェネラル・パートナーが、買戻対応額の全額を充足するためのリミテッド・パートナーシップ出資返還額を返還しうると判断したにもかかわらず、受託会社が買戻日の4営業日後の日の午後5時（東京時間）（以下「買戻代金の締切時間」といいます。）までに買戻対応額の全部を充足する現金を受領しない場合、受益者が提出した買戻請求書は、その全部につき自動的に失効し、効力を有しないものとして取り扱われます。

同様に、(c)ジェネラル・パートナーが、買戻対応額の一部を充足するリミテッド・パートナーシップ出資返還額のみを返還しうると客観的事実に基づき判断した場合には、受益者が提出した買戻請求書は、その残部につき自動的に失効し、効力を有しないものとして取り扱われます。その場合において、買戻代金の締切時間までにジェネラル・パートナーが受領した現金が買戻対応額の当該部分を充足する額に足りない場合には、当該部分についても、受益者が提出した買戻請求書は自動的に失効し、効力を有しないものとして取り扱われます。なお、受託会社は、サブ・ファンドが買戻請求に応じるために十分な金銭を有しない結果、買戻請求の全部または一部が充足されないことに関し、何らサブ・ファンドに関する契約義務違反とならず、かつ何ら責任を負いません。

上記(a)、(b)および(c)により失効した買戻請求は、当該失効が生じた買戻日の翌買戻日に買戻請求が行われたものとみなされ、当該買戻請求について全額が支払われるまで同様に繰越されるものとします。管理会社は、買戻請求の対象となったすべてのファンド証券が最初に買戻請求が行われた日から6ヶ月以内に買戻されることを確保するものとします。

買戻金額は、当該受益者の口座宛てに米ドルで電信送金することにより支払うものとします。

買戻しを請求した受益者に対する買戻金額の支払いは、(a)ファックスによる指示後、受益者により適法に署名された買戻請求書の原本を管理事務代行会社が受領し、かつ(b)受益者の署名の真正が管理事務代行会社により確認された時点で行われます。

買戻金額を受益者以外の第三者に対し支払うことは行われません。

サブ・ファンドの純資産総額の算定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しは実施され

ません。

()日本における買戻し

日本における買戻し請求は、日本における販売会社に対して直接、または販売取扱会社を通じて行われ、受益者は買戻日の3営業日前までに日本における販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。買戻しは1口単位とします。日本における買戻しの約定日は、適用される買戻価格が決定した後、適用される買戻価格および当該注文の成立を管理会社からの通知により日本における販売会社が確認した日であり、日本の受益者と日本における販売会社との買戻代金および確認書受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目です。受益証券の買戻価格、買戻請求書の記載事項、買戻請求が拒絶される場合があること、純資産総額の算定が停止されている期間中は買戻しを実施されないことなどは、上記「()海外における買戻し」において記載されるるところと同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

()ファンドの資産

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証券の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産の価値につき、当該サブ・ファンドの資産の価値から当該サブ・ファンドの負債の価値を控除して決定します。純資産総額の決定は、受託会社により、香港で一般的に採用されている会社原則に従って行われます。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な配分方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で配分されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する（当該外国通貨に換算された）当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

関係するサブ・ファンドに関して本書に別途明示的に記載される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い決定されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、要求払約束手形、売掛金、前払費用、宣言済または発生済で未受領の配当金および利息の価値は、その額面額であるものとみなされます。ただし、管理会社が、受託会社の同意を得た上で、当該預金、為替手形、要求払約束手形または売掛金はその額面額に満たないと判断した場合はこの限りではなく、かかる場合、その価値は、管理会社が合理的とみなす価値であるものとみなされます。

- (b) 下記の(c)項、(d)項および(e)項の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において時価を付けられ、上場され、取引され、または取扱われている投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前における主要取引所での当該投資対象の最終取引価格を参照して(または売買が行われなかった場合は、直近の買呼値と売呼値の仲値で)行われます。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の相場を形成する者、会社または機関(また、かかるマーケットメーカーが1以上存在する場合は、管理会社が受託会社の承認を得た上で指定する特定のマーケットメーカー)が値付けした投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前にかかる者により値付けされた当該投資対象の直近買呼値と売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、主要取引所以外の取引所において支配的な価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供すると管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合は、当該価格を採用することができます。
- (c) 買呼値および売呼値または建値が上記(b)項に記載するとおり利用可能でない場合、関係する資産の価値は、管理会社が決定する方法で随時決定されます。
- (d) 時価を付けられ、上場され、取引され、または市場取引されている価格を確認する目的上、受託会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の評価に関して、機械化され、かつ/または電子的な評価配信システムを利用し、かつこれに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)項における最終取引価格であるものとみなされます。
- (e) 上記にかかわらず、管理会社が、関係する状況を考慮した上で、当該調整またはその他の当該評価方法の利用が関係する投資対象の公正価値を反映するために必要であると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、投資対象の価値を調整するか、またはその他の評価方法の利用を許可することができます。
- (f) 上記(c)、(d)および(e)の制限に従い、サブ・ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンド(ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人、または類似のオープン・エンド型投資法人またはその他の類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。)の利益の評価は、同日に計算されるかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当たりの純資産価格か、または管理会社がそのように判断した場合またはかかるマネージド・ファンドがサブ・ファンドと同じ日に評価されない場合には、直近に通知されたかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当たりの純資産価格(利用できるものがある場合)、または、利用できるこのような価格がない場合には、直近に通知されたかかる受益権、投資口またはその他の利益当たりの償還価格または買付価格によるものとします。
- (g) 外国通貨建ての価値(証券または現金のいずれかの価値であることを問いません。)は、受託会社が、必要とみなされる場合は管理会社と協議の上、その絶対的裁量で、とりわけ、受託会社が関係があると考えるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で状況に応じ適切とみなすレート(公式レート等であることを問いません。)で、当該サブ・ファンドの表示通貨に換算されます。

サブ・ファンドの当該時点における現金およびその他の資産の価格ならびにサブ・ファンドの純資産総額の全ての決定は悪意ない限りサブ・ファンドの全ての受益者にとって最終的なものであり、評価の誤りが受託会社の提供した情報によるものでない限り、受託会社は悪意

ない限り第三者により提供された評価に依拠することについて完全に免責されます。

()リミテッド・パートナーシップの資産および負債

関係するリミテッド・パートナーシップ契約の規定に従い、当該リミテッド・パートナーシップの純資産総額は、未公開株式等に投資するリミテッド・パートナーシップの計算代理人であるファンドクリエーションおよび上場株式等に投資するリミテッド・パートナーシップの計算代理人であるHSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド、または随時ジェネラル・パートナーにより選任されることのある計算代理人により、リミテッド・パートナーシップの各評価日に計算されます。

リミテッド・パートナーシップの純資産総額は、ジェネラル・パートナーが決定する評価日の時点における総資産価額から負債総額を控除した金額とします。かかる純資産総額の決定はリミテッド・パートナーとしての受託会社に対して拘束力を有するものとします。各リミテッド・パートナーシップの純資産総額の計算における資産および負債の評価は、米国で一般的に適用される会計原則に準じて、ジェネラル・パートナーにより適用されるガイド・ラインにより決定されます。リミテッド・パートナーシップの評価時点における資産の評価は、以下のように行います。

(A) 未公開株式等および上場株式等の評価は、以下の表Aおよび から のとおり定めます。

表A

	未公開株式等の 市場性のない有価証券	上場株式等の 市場性のある有価証券
評価増	直近ファイナンス価格	評価日における最終の価格等
評価減	直近ファイナンス価格または回 収可能価額のいずれか低い価額	評価日における最終の価格等

市場性のない有価証券または未公開株式に直近のファイナンスがない場合には、取得価格に基づいて評価されます。

証券取引所に上場されている有価証券は、主要な一証券取引所における評価日における価格等（評価日に公表される最終の価格がない場合、同日前直近において公表された最終の価格）とします。

上記以外の有価証券で市場性のあるものは、評価日直近の公表されている価格、売買価格又は気配等とします。

市場性のある有価証券で、権利落ちのあった株式で事業年度終了の日において当該株式に係わる新株の発行がなされていないものについては、最終の価格に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額とします。

直近ファイナンス価格は、新株の種類、株式数、発行価額、引受人を勘案し、適正な価格で実施したものと認められる場合に限られます。

評価額には、委託手数料等の取引に付随して発生する費用は含めません。

有価証券等の流動性等を勘案し、最終の価格等から割り引いて評価することがあります。株主割当増資、株式分割等が実施された場合には、一株当たりの評価額を見直すものとします。なお、潜在株式がある場合にはその行使価格を考慮して一株当たりの評価額を算定しなければなりません。

新株予約権、新株予約権付社債等は直近に行われたファイナンス価格または評価時点における最終の価格等に基づき算定した価額とします。

業績が見込みより著しく悪化している場合には、投資直後であったとしても回収可能価

額を見積ります。尚、この見積もりは、特に支障が認められない限りは、下表Bの区分に応じた簡便的な方法により行うことができます。

表B

状況	評価額
投資の短期的な状況について懸念がある場合	取得価額の75%
投資の長期的な状況について懸念がある場合	取得価額の50%
業績回復のため梃入れしなければ投資原価が回収できないと懸念される場合	取得価額の25%
投資原価が回収される見込みがなくなった場合	備忘価額

尚、回収可能価額の見積もりで用いる「取得価額」は、当初の取得価額に投資先企業の状況に応じた評価増あるいは評価減を実施した価額を用いることができます。

上表の「状況」を具体的に例示すると、下記の通りです。なお、その他資産価値に影響を与えと思われる事象についても考慮します。

- () 投資の短期的な状況について懸念がある場合とは、業績が見込みより悪化する場合、事業計画が達成されていない場合、業績が改善する見込みが不明な場合、資金繰りが悪化した場合などをいいます。
- () 投資の長期的な状況について懸念がある場合とは、事業計画の実現が困難で、大幅な見直しが必要と判断される場合、投資時点より純資産が半分以下となっている場合、業績が回復する見込みが乏しい場合、資金繰りが不透明な場合などをいいます。
- () 業績回復のため梃入れしなければ投資原価が回収できないと懸念される場合とは、債務超過の状態が3年以上継続する場合、業績が回復する見込みがない場合、事業計画の実現は不可能である場合、資金繰りが行き詰まる見込みがある場合などをいいます。
- () 投資原価が回収される見込みがなくなった場合とは、民事再生・会社更生法申請がされた場合、銀行取引停止の場合、営業停止の場合、経営者と音信不通の場合、破産した場合などをいいます。

市場性のない有価証券について、ジェネラル・パートナーあるいはジェネラル・パートナーによって任命される可能性のある計算代理人によって評価減を検討する場合には、管理会社が評価時点で受領しうると合理的に期待できる金額（回収可能価額）を見積り、その価額と客観的な事業に基づく金額とを比較していずれか低い価額とします。

未公開株式等の評価は、LP投資運用会社が提供する数値に基づき、計算代理人としてのファンドクリエーションまたは今後リミテッド・パートナーシップの計算代理人としてジェネラル・パートナーに指名されるその他の者によって行われます。

- (B) 未公開株式等および上場株式等以外の資産の評価は、次のように行います。

現金、預金および同様の資産は、発生した金利とともに額面で評価されます。ただし、ジェネラル・パートナーの意見により調整がその評価に影響を与えたとされる場合はこの限りではありません。

以外の資産は、ジェネラル・パートナーが決定した方法で評価されます。

サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップの価格は、計算代理人により提供されます。

純資産総額の算定において、受託会社はサブ・ファンドが投資する未公開株式等に投資するリミテッド・パートナーシップの純資産総額の計算においてリミテッド・パートナーシップの計算代理人であるファンドクリエーションまたは今後リミテッド・パートナーシップの計算代理人として指名されるその他の者によって提供される純資産総額に依拠します。受託会社はファンドクリエーションまたはそのほかの計算代理人により提供されるかかる純資産総額に悪意なく依拠することについて完全に免責されます。

資産の算定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1ヶ月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額（および純資産価格）の決定を停止することができ、また、管理会社がそのように決定した場合にも停止します。管理会社または受託会社がサブ・ファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合；
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合；
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合；または
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合。

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の計算が停止している期間は、受益証券の発行、買戻および名義書換は一切行われません。

また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンド、管理会社またはサブ・ファンドの管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング規制に従うことが必要になると合理的にみなす場合、受益者への書面による通知をもってかかる受益者へ支払うべき買戻し代金の支払いを停止することができます。

(2) 【保管】

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、日本における販売会社において日本における販売会社の名義で保管されます。日本の投資家に対しては、日本における販売会社から預り証が交付されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家が受益証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

(3) 【信託期間】

() 存続期間

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合、
- (b) 受益者集会において決議された場合、
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合、

- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、管理会社が解散する場合、または管理会社の業務に関して破産管財人が任命された場合で、受託会社が、かかる通知または解散または破産管財人の任命後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合

サブ・ファンドが解散した場合、受託会社は、かかるサブ・ファンドの全受益者に対して解散の旨を直ちに通知します。

また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。

- (a) 2015年6月30日
- (b) サブ・ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になった日で、管理会社がサブ・ファンドを終了する旨をサブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合

()強制償還

管理会社は、受託会社と協議の上、()当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、サブ・ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、サブ・ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、()少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者のファンド証券の全部もしくは一部を強制的に償還することができます。

(4)【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年6月末日に終了する一年間です。

(5)【その他】

管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付する方法で、改正、変更または追加することができます。但し、かかる改正、変更または追加は、適法に招集され開催された受益者総会の特別決議による承認がない限り効力を生じません。

2【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂)に明記される事項を含まなければならない。ファンドの詳細の記載とともにケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を取得するか、またはその疑いがある場合、CIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できない、またはできないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計が適正に監査されうるような十分な会計基準なしに事業を遂行するか、またはその旨意図していること。
- () 欺罔のまたは犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 法律、法律に基づく規則、金融庁法(2008年改訂)、マネー・ロンダリング防止規則(2009年改訂)またはファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行ったりまたはそのように意図している場合。

ファンドはまた、毎年CIMAへ年次報告書を提出しなければなりません。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパースのケイマン事務所です。ファンドの会計は香港の会計基準に準拠し、監査が行われます。

管理事務代行者が、(a) ファンドの資産の一部または全部が目論見書に記載される投資目的および投資制限に従って投資が行われていない、または(b) 受託会社を実質的に設立文書または目論見書に従ってファンドの業務または投資活動を行っていないことを了知した場合には、できる限り速やかに以下の行為を行わなければなりません。

- () 受託会社にかかる事項を書面で報告すること。
- () 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある証拠をCIMAに提出すること。

また、かかる報告書またはその適切な概要は、ファンドの次期年次報告書、および中間報告書または定期報告書が年次報告書より前に開示される必要がある場合にはかかる中間報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行者は、できる限り速やかに書面で以下の事由をCIMAに通知しなければなりません。

- () 受益証券の販売および買戻しの停止ならびにその理由
- () ファンドの償還予定およびその理由

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの業務に関する書面による報告書を提出するか、または提出を手配しなければなりません。また、報告書にはファンドに関する以下の内容を盛り込まなければなりません。

- () ファンドの名称(過去の全名称を含みます。)
- () 受益者により保有される受益証券の純資産価格

- () 前報告期間からの受益証券の純資産価格の変動率
- () 純資産総額
- () 当該報告期間における販売の口数および価格
- () 当該報告期間における買戻しの口数および価格
- () 当該報告期間末の発行済受益証券総口数

受託会社は、以下を確認した受託会社による署名済みの宣誓書を毎年CIMAに提出するか、または提出を手配しなければなりません。

- () 受託会社の知るかつ信じる限りにおいて、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書が遵守されていること。
- () ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないこと。

ファンドは、CIMA、投資者およびサービスプロバイダー（保管銀行以外）に、当該変更の1か月以上前に、保管銀行の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

ファンドは、CIMA、投資者およびサービスプロバイダーに、当該変更前1か月以上前に、管理会社における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

() 受益者に対する開示

入手可能なファンドの直近の会計帳簿および記録書類（信託証書、サービス委託契約、申込書の様式、販売・買戻契約、代行協会員契約および事務代行契約を含みます。）は、管理会社および事務代行会社の営業所に備え置かれます。受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関してのみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、事務代行会社の営業所に備え置かれます（主たる登録簿は、ケイマンにおいて受託会社が保持します。）。事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに（遅くともファンドの会計年度の終了から5か月以内に）、香港の会計基準に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。香港の会計基準に従った中間財務諸表（毎年12月の最終営業日までを対象とするもの）も、ファンドの計算期間中の半期の終了後、合理的に可能な限り速やかに（遅くとも当該半期の終了から3か月以内に）作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、ファンドの受益者登録簿に記載されている受益者の登録住所に宛て送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）においてこれを閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりであります。

() 分配請求権

各受益者は、管理会社の決定した額の分配金をその保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有します。

() 買戻請求権

各受益者は、上記「第2 2()」の規定に従ってファンドまたは日本における販売会社に対し買戻を請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社、受託会社、事務代行会社に対し、本信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

なお受益者の管理会社その他の関係者に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に消滅します。

() 受益者総会での議決権

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券当たりの純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1にあたる受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとし、

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券当たりの純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上にあたる受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻し代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。

なお日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人は、
弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

であります。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. 本書記載のFC C 上場期待中国株ファンド（以下「ファンド」といいます。）の2009年6月30日終了年度および2008年6月30日終了年度の邦文の財務諸表（以下「邦文の財務諸表」といいます。）は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第129条第5項ただし書の適用によるものです。
- b. 本書記載の2009年6月30日終了年度および2008年6月30日終了年度の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 邦文の財務諸表には、原文の財務諸表中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2009年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル = 91.44円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)連結貸借対照表
2009年6月30日現在

	注記	2009年		2008年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (b), 5	25,487,962	2,330,619	31,214,378	2,854,243
ブローカーからの未収金		701,787	64,171	36,322	3,321
未収配当及び未収利息		28,323	2,590	65,671	6,005
前払金		-	-	48,611	4,445
銀行預金		5,569,556	509,280	5,180,094	473,668
総資産		31,787,628	2,906,661	36,545,076	3,341,682
負債					
当座借越		159,993	14,630	-	-
ブローカーへの未払金		488,102	44,632	825,199	75,456
未払費用及びその他の支払債務	7	825,974	75,527	109,732	10,034
負債(受益者に帰属する純資産を除く)		1,474,069	134,789	934,931	85,490
受益者に帰属する純資産(買呼値)		30,313,559	2,771,872	35,610,145	3,256,192
受益者に帰属する純資産を計算するために当グループが異なる基準を採用したことに伴う調整	8	393,708	36,001	690,260	63,117
受益者に帰属する純資産(最終取引価格)		30,707,267	2,807,872	36,300,405	3,319,309

.....
受託会社.....
管理会社

添付されている注記は本連結財務諸表と一体不可分である。

(2) 【損益計算書】

FC C上場期待中国株ファンド (旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

2009年6月30日終了年度の連結損益計算書

	注記	2009年		2008年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取利息		8,435	771	148,452	13,574
受取配当		474,443	43,383	499,090	45,637
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産における純損失 為替 (差損) / 差益純額	5	(7,349,331)	(672,023)	(7,738,820)	(707,638)
		(1,162)	(106)	113,050	10,337
純損失合計		(6,867,615)	(627,975)	(6,978,228)	(638,089)
費用					
管理報酬	10(a)	247,979	22,675	491,699	44,961
実績報酬	10(b)	680,213	62,199	-	-
保管、受託及び管理事務代行報酬	10(c)	48,795	4,462	78,081	7,140
販売報酬及び代行協会員報酬	10(d)	178,588	16,330	317,692	29,050
証券費用		67,566	6,178	53,647	4,905
監査報酬		115,021	10,518	30,082	2,751
弁護士及び専門家報酬		57,742	5,280	31,689	2,898
その他営業費用	6	55,803	5,103	62,120	5,680
営業費用合計		1,451,707	132,744	1,065,010	97,385
税引前営業損失		(8,319,322)	(760,719)	(8,043,238)	(735,474)
外国源泉税	9	(12,950)	(1,184)	-	-
税引後損失		(8,332,272)	(761,903)	-	-
受益者に帰属する純資産を計算するためにグループが異なる基準を採用したことに伴う調整額の変動	8	(296,552)	(27,117)	319,573	29,222
営業活動に伴う受益者に帰属する純資産減少額		(8,628,824)	(789,020)	(7,723,665)	(706,252)

添付されている注記は本連結財務諸表と一体不可分である。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

2009年6月30日終了年度の受益証券保有者に帰属する連結純資産変動計算書

	注記	2009年		2008年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
受益者に帰属する純資産 (最終取引価格ベース)の期首残高		36,300,405	3,319,309	53,558,549	4,897,394
受益証券発行手取金	8	9,868,366	902,363	18,950,367	1,732,822
受益証券買戻金	8	(6,832,680)	(624,780)	(28,484,846)	(2,604,654)
受益証券取引に伴う純増/(純減)		3,035,686	277,583	(9,534,479)	(871,833)
受益者に帰属する純資産の減少額		(8,628,824)	(789,020)	(7,723,665)	(706,252)
受益者に帰属する純資産 (最終取引価格)の期末残高		30,707,267	2,807,872	36,300,405	3,319,309

添付されている注記は本連結財務諸表と一体不可分である。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

2009年6月30日終了年度の連結キャッシュフロー計算書

	2009年		2008年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動からのキャッシュフロー				
受取配当	509,491	46,588	511,158	46,740
受取利息	10,735	982	193,684	17,710
金融資産売却手取金	34,358,030	3,141,698	53,787,463	4,918,326
金融資産購入代金	(36,983,506)	(3,381,772)	(51,451,447)	(4,704,720)
管理報酬支払額	(266,053)	(24,328)	(602,677)	(55,109)
受託報酬支払額	(33,375)	(3,052)	(61,318)	(5,607)
実績報酬支払額	(1,387)	(127)	(1,517,431)	(138,754)
管理事務代行報酬支払額	(7,230)	(661)	(7,283)	(666)
保管報酬支払額	(8,150)	(745)	(11,267)	(1,030)
販売報酬及び代行協会員報酬支払額	(179,759)	(16,437)	(327,023)	(29,903)
証券費用支払額	(18,956)	(1,733)	(102,258)	(9,350)
監査報酬支払額	(58,400)	(5,340)	(59,053)	(5,400)
弁護士及び専門家報酬支払額	(57,742)	(5,280)	(31,689)	(2,898)
その他営業費用支払額	(55,803)	(5,103)	(62,120)	(5,680)
外国源泉税	(12,950)	(1,184)	-	-
営業活動からの純資金(流出)/流入	(2,805,055)	(256,494)	258,739	23,659
財務活動				
受益証券発行手取金	9,868,366	902,363	18,950,367	1,732,822
受益証券買戻金支払額	(6,832,680)	(624,780)	(28,484,846)	(2,604,654)
財務活動からの純資金流入/(流出)	3,035,686	277,583	(9,534,479)	(871,833)
現金及び現金同等物の増加/(減少)	230,631	21,089	(9,275,740)	(848,174)
現金及び現金同等物の期首残高	5,180,094	473,668	14,449,603	1,321,272
外国為替レートの変換差異に伴う影響	(1,162)	(106)	6,231	570
現金及び現金同等物の期末残高	5,409,563	494,650	5,180,094	473,668
現金及び現金同等物の残高分析				
銀行預金	5,569,556	509,280	5,180,094	473,668
当座借越	(159,993)	(14,630)	-	-
純現金残高の期末残高	5,409,563	494,650	5,180,094	473,668

添付されている注記は本連結財務諸表と一体不可分である。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド) (ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

1 総論

上場期待中国株ファンド(旧申銀萬國・アイザワ上場期待中国株ファンド)(「当ファンド」)はFC Cのサブ・トラストで、2005年5月25日付基本信託証書及び2008年11月17日付補遺信託証書(「信託証書」)の適用を受けるオープンエンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。ケイマン諸島の法律に基づいて設立された当ファンドは、香港証券先物委員会の承認を得ていないため、香港で不特定多数の者に販売することはできない。

当ファンドの主な投資目的は、運用会社が将来新規株式公開されると予想する中国関連企業が発行した未公開株式への間接的な投資による中長期的なキャピタル・ゲインを追求することである。しかし、当ファンドは中国関連企業が発行した上場株式にも間接的に投資する。運用会社はケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(2007年改正法)に基づいて設立されたケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップを通じて中国関連企業の未公開株式及び上場株式に投資している。従って、当ファンドは免税リミテッド・パートナーシップであるファンド・オブ・ファンズとして事業を運営しており、中国関連企業の未公開株式及び上場株式への投資に関して専門的な知識を有する運用会社が運用するファンドに投資している。

現在、当ファンドは、子会社でケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップであるCPE I.L.P.(旧CPE SYWG I.L.P.)(「子会社」)を通じてのみ投資しており、また、この子会社の唯一のリミテッド・パートナーである。

2009年6月30日現在、当ファンドはFC Cの唯一のサブ・トラストである。

2 重要な会計方針の概要

この連結財務諸表を作成するために採用された主な会計方針が以下に記載されている。これらの方針は、別段の記載がない限り、1年を通し一貫して適用されている。

(a) 作成基準

当ファンド及びその子会社(これらを合わせて「当グループ」)の連結財務諸表は香港公認会計士協会(「HKICPA」)が公布した香港財務報告基準(「HKFRS」)に準拠して作成されている。連結財務諸表は原価法に基づいて作成され、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債(金融派生商品を含む)の再評価に伴って修正されている。

HKFRSに準拠した連結財務諸表を作成するためには重要な会計上の見積りを利用する必要がある。受託会社及び管理会社(以下「管理者」という)は当グループの会計方針を適用する過程でそれぞれの判断をする必要がある。高度な判断や複雑性を伴う分野、又は仮定及び見積りが連結財務諸表に重大な影響を与える分野は注記4に開示されている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

2 重要な会計方針の概要(続き)

(a) 作成基準(続き)

当期に発効した会計基準の改正

HKAS 39号、「金融商品：認識及び測定」、金融資産の組替えに関する改正により、特定の基準を満たしている場合にはトレーディング目的で保有する資産及び売却可能資産のカテゴリーから一部の金融資産を組み替えることが認められている。HKFRS7号「金融商品：開示」に関連した改正により、売買目的で保有する資産及び売却可能資産のカテゴリーから組み替えられた金融資産に関する開示義務が導入されている。この改正は2008年7月1日に遡って効力を生じる。当ファンドは金融資産の組替えを行っていないため、当ファンドの財務諸表がこの改正の影響を受けることはない。

まだ発効しておらず、かつ当グループが発効前に採用していない新しい会計基準及び会計基準の改正

改正HKAS 1号「財務諸表の表示」(2009年1月1日から発効)。当改正基準では、株主資本変動計算書における収益項目及び費用項目(すなわち、「株式の非所有者の変動」)の表示が禁止されており、「株式の非所有者の変動」を株式所有者の変動とは区別して表示するよう求めている。株式の非所有者の変動はすべて運用報告書への記載が義務付けられるが、1つの業績計算書(包括利益計算書)か2つの運用報告書(損益計算書と包括利益計算書)のどちらで表示するかは事業者が選択できる。また包括利益を再表示又は再分類した場合には、事業者は、当期及び比較対象期間の期末時点における貸借対照表の現行の提示義務に加えて、比較対象期間の期首時点の再表示された貸借対照表の提示義務を負う。当グループは2009年7月1日から改正後の基準を適用し、連結包括利益計算書のみを表示する予定である。HKAS 1号の変更によって当グループの連結決算書の表示が大幅に変更されることはないと予想している。

改正HKAS 1号「財務諸表の表示」(2009年1月1日から発効)。当改正基準では、HKAS 39号「金融商品：認識及び測定」に準拠して売買目的保有に分類されたすべての金融資産及び金融負債ではなく、その一部だけが、それぞれ流動資産及び流動負債とみなされる旨を明確にしている。当グループは2009年7月1日から改正後の基準を適用する。しかし、当グループの連結財務諸表は影響を受けないと予想している。

改正HKAS 32号「金融商品：表示」及び改正HKAS 1号「金融商品の表示 - 清算時に発生する買取請求可能な金融商品及び債務」(2009年1月1日から発効)。改訂後の両基準は、他のすべての金融商品に劣後する商品種類の金融商品がいずれも同じ特性を有する場合も含め、当該金融商品が特定の特性を有し、かつ既定条件を満たしていることを条件に、買取請求可能な金融商品と、清算時に限り持分に応じて自社純資産を別の当事者に按分する義務を事業者に課す金融商品またはその構成要素を、資本に分類するよう事業者に求めている。当グループは2009年7月1日から改正後の基準を適用する。受託会社はこうした基準の改正に伴う影響について現在評価作業を進めている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

2 重要な会計方針の概要(続き)

(a) 作成基準(続き)

まだ発効しておらず、かつ当グループが発効前に採用していない新しい会計基準及び会計基準の改正(続き)

改正HKAS 39号「金融商品：認識及び測定」(2009年1月1日から発効)。売買目的で保有する項目に関連した損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産や金融負債の定義も改正された。この改正により、運用されている金融商品のポートフォリオの一部を構成する金融資産又は金融負債は、直近の短期的な利益確定売りの実際のパターンを示す証拠とともに、初回の認識に際して当該ポートフォリオに含まれることが明らかにされている。当グループは2009年7月1日から改正HKAS 39号を適用する。しかし、当グループの連結損益計算書は影響を受けないと予想している。

改正HKFRS 7号「金融商品：開示」。当改正により、公正価値の測定に関する開示要件が強化されるとともに、流動性リスクの開示も改訂される。すなわちこの改訂では、金融商品の公正価値の測定について、3段階の階層が導入され、階層の最も下のレベルに分類された金融商品については、具体的に定量的な開示が義務付けられている。これらの開示によって、公正価値測定の影響に関する企業間の比較可能性が向上する。加えて、当改正により流動性リスクに関する現行の開示要件を明確化及び強化され、金融派生商品の金融負債とそれ以外の金融負債の流動性リスク分析を個別に行うよう求めてもいる。また、流動性リスクの性質と状況を理解するために情報が必要な場合は、金融資産の満期別分析を行うことも求めている。当ファンドは2010年6月30日に終了する会計年度の財務諸表で関連の追加的な開示を行う予定である。

HKAS 8号「会計方針、会計上の見積りの変更、及び誤謬」、HKAS 10号「決算日以降の後発事象」、HKAS 18号「収益」(すべて2009年1月1日付で発効)にも、細かな点ながら多数の改正がなされたが、ここでは割愛した。これらの改正が当グループの連結財務諸表に影響を及ぼす可能性は低いと見做され、詳しく分析していない。

連結貸借対照表では流動性の低い順に資産と負債が表示されており、流動項目と非流動項目という区別は行われていない。当グループのすべての資産と負債は売買目的で保有されているか、又は1年以内に売却される予定である。

(b) 外貨換算

(i) 機能通貨及び表示通貨

この財務諸表に含まれている項目は、当グループが主に事業を運営している経済環境の通貨(以下「機能通貨」という)を利用して測定されている。連結財務諸表は当グループの機能通貨及び表示通貨である米ドルで表示されている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

2 重要な会計方針の概要(続き)

(b) 外貨換算(続き)

(ii) 取引及び残高

外貨取引は取引日の実勢為替レートを利用して機能通貨に換算されている。係る取引の決済及び外貨建て貨幣性資産と貨幣性負債の期末為替レートでの換算に起因する外国為替差損益が連結損益計算書で認識されている。持分評価勘定などの非貨幣性資産と非貨幣性負債の換算差異は、連結損益計算書の「損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産の純損失」の項目で認識されている。

(c) 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債

持分証券及びそれに関連した派生商品に対する投資はすべて「損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」として分類されている。投資有価証券のうち、主に短期間での売却又は買戻しを目的に取得又は受け取った場合、又は管理者からそのように指定された場合にはこのカテゴリーに分類されている。当グループはいかなる派生商品もヘッジ関係におけるヘッジとして指定していないため、派生商品も売買目的で保有されるカテゴリーに分類されている。

投資有価証券の売買は、取引日 - 当グループが投資有価証券の売買を約定した期日に認識されている。投資有価証券は、当初、支出された時点で費用計上される取引費用を除いた公正価値で認識され、その後それぞれの公正価値で再測定されている。実現及び未実現の投資損益は発生した期の連結損益計算書で認識されている。投資有価証券からキャッシュフローを受け取る権利が失効した時点又は当グループが所有に伴うほぼすべてのリスクとリターンを譲渡した時点で消滅を認識する。

取引所に上場されているか、又は取引所で売買されている投資有価証券は、ロング・ポジションについては買呼値、ショート・ポジションについては売呼値に基づいて公正価値評価されている。取引所に上場されていない投資有価証券はブローカーから提示された価格で評価されている。

(d) 金融派生商品

金融派生商品はデリバティブ契約が締結された期日に公正価値で認識され、その後それぞれの公正価値で再測定されている。公正価値は必要に応じ活発な市場における市場価格及び評価手法から取得している。すべての金融派生商品は、公正価値がプラスの場合には資産計上され、マイナスの場合には負債計上されている。初回の認識時における金融派生商品の公正価値を示す最良の証拠は取引価格である。金融派生商品の公正価値のその後の変動は連結損益計算書で遅滞なく認識されている。金融派生商品は損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に含まれている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

2 重要な会計方針の概要(続き)

(e) 収入及び諸費用

受取配当は配当落ち日に認識され、配当に対する海外源泉税は費用として認識されている。

受取利息は実効金利法を利用し、期間按分ベースで認識されている。

その他の収入は発生主義で会計処理されている。諸費用は発生主義で会計処理されている。

(f) ブローカーからの未収金及びブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金とブローカーへの未払金は、約定済みであるが、決算日の時点で決済又は引渡が行われていない売却有価証券の受取債権及び購入有価証券の支払債務を表している。

(g) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺できる法的強制力のある権利がある場合で、かつ差金決済するか、又は資産の売却と負債の決済を同時に行う意向がある場合には、金融資産と金融負債は相殺され、純額が連結貸借対照表に表示されている。

(h) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、当初の満期が3ヵ月以下の銀行預金と当座借越が含まれている。ブローカーへの預入金と当座借越、証拠金の預入れは現金及び現金同等物に含まれていない。

(i) 受益証券

受益証券は受益者の選択で買戻しされ、金融負債として分類されている。当グループの純資産総額の持分に応じた金額で、当グループに対していつでも買戻請求できる。受益者が当グループに対して受益証券買戻請求権を行使した場合には、受益証券は決算日に支払われる買戻金額で計上される。

受益証券は、受益者の選択で発行又は買戻される時点の受益証券一口当りの当グループの純資産価格に基づく価格で発行及び買戻される。受益証券一口当りの当グループの純資産価格は、受益者に帰属する純資産を受益証券の発行済総数で除すことによって計算される。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド) (ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

2 重要な会計方針の概要(続き)

(j) 連結

連結財務諸表には6月30日までに作成された当ファンドと子会社の財務諸表が含まれている。

子会社とは、当グループが財務方針及び運営方針の決定権限を有するすべての事業体(特別目的事業体を含む)のことで、一般的には議決権の過半数に相当する株式の保有を伴う。現に行使可能又は転換可能な潜在的議決権の存在及び影響は、別の事業体に対する当グループの支配の有無を判断する際に考慮されている。

子会社は、当グループに支配権が移転された期日から完全に連結される。また支配権を失った期日に連結対象から外される。

グループ企業間での内部取引、グループ企業間取引の残高及び未実現利益は消去される。取引によって移転された資産の減損を表す証拠が提供されない限り、未実現損失も消去される。当グループが採用している会計方針と一致させるため、子会社の会計方針は必要に応じて変更される。

3 財務リスク管理

(a) 金融商品の利用戦略

当グループは、運用会社が将来新規株式公開されると予想する中国関連企業が発行した未公開株式への間接的な投資によって中長期的なキャピタル・ゲインを追求することを目的にしている。

しかし、当グループは間接的に中国関連企業が発行した上場株式にも投資する。運用会社はケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(2007年改正法)に基づいて設立されたケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップを通じて中国関連企業の未公開株式及び上場株式に投資する。従って、当ファンドは免税リミテッド・パートナーシップであるファンド・オブ・ファンズとして事業を運営しており、中国関連企業の未公開株式及び上場株式への投資に関して専門的な知識を有する運用会社が運用するファンドに投資している。

当グループは発行目論見書に記載されているリスクの分散及び軽減を目指す投資ルールに従って運用を行っている。当グループの運用会社は当グループに適用されるリスクの評価、監視及び運用プロセスの管理も行っている。このプロセスにより、当グループはその他の社内ルールに従う義務を負っている。この社内ルールは、発行目論見書に記載されているルールとともに継続的に監視されている。投資リターンを求めリスクを管理することが当グループの業務の本質であるため、当グループはすべてのリスクの排除を目指していない。リスク管理プロセスの目標は、主要なリスクを評価及び定量化すること、リスク・エクスポージャーの測定基準を設定すること、リスク・エクスポージャーを管理するために上限を設定すること、並びに必要なに応じてエクスポージャーを監視し報告することである。

当グループはその活動に伴って市場リスク(時価リスク、金利リスク及び通貨リスクを含む)、取引先リスク及び流動性リスクなど、様々な財務リスクを負っている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

3 財務リスク管理(続き)

(b) 市場価格リスク

市場価格リスクとは、金融商品の価値が市場価格の変動に伴って変動するリスクのことで、そうした変動が個別の商品に特有の要因によるものか、又は市場の全商品に影響を与える要因によるものかを問わない。

当グループは慎重な銘柄選択と投資ポートフォリオの分散を通じて市場価格リスクを管理している。そのため、当グループ保有株式の総数が取得後に1つの会社の発行済み株式総数の10%を超過してしまう場合には当該会社の株式を取得してはならない。

当グループが投資目的で中国株を選択する際、運用会社は関連する発行体の成長見通しや純資産価値に照らし割安と考える株式の発掘に努めている。業種セクター全体での銘柄選択を支援するため、運用会社は個々のセクターの調査を実施し、発展サイクルの中で各セクターのポジションの上昇余地と下値リスクを評価している。

市場価格リスクは投資ポートフォリオを分散させることによって管理され、運用会社が毎日監視している。

当グループの投資は市場価格変動リスクを負っている。2009年及び2008年の6月30日現在の当グループ全体の種類別及び市場別の有価証券ポジションは以下のとおりである：

	2009年		2008年	
	公正価値 米ドル	純資産比率 %	公正価値 米ドル	純資産比率 %
売買目的で保有される金融資産				
上場株式				
- 香港	21,478,499	69.95	17,636,755	48.59
- 英国	2,683,988	8.74	3,327,063	9.16
- シンガポール	277,349	0.90	2,728,833	7.52
- 中華人民共和国	578,046	1.88	2,503,327	6.90
- アメリカ合衆国	470,080	1.53	5,018,400	13.82
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産合計	25,487,962	83.00	31,214,378	85.99

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

3 財務リスク管理(続き)

(b) 市場価格リスク(続き)

当グループが保有する上場株式の業種別内訳は以下のとおり:

上場株式 - 業種別	2009年		2008年	
	公正価値 米ドル	純資産比率 %	公正価値 米ドル	純資産比率 %
製造業	10,116,887	32.95	9,093,941	25.05
テクノロジー	5,225,670	17.02	3,415,275	9.41
エネルギー	3,617,427	11.78	6,570,743	18.10
通信	3,177,500	10.35	5,143,712	14.16
不動産	2,432,649	7.91	1,298,693	3.58
農業	816,490	2.66	-	-
消費	101,339	0.33	1,573,839	4.34
金融	-	-	2,434,149	6.71
輸送	-	-	1,684,026	4.64
	25,487,962	83.00	31,214,378	85.99

下の表は、当グループが事業を運営している主要な市場の指数の上昇又は下落に伴う影響を要約したものである(他のすべての変数を一定とし、当グループが保有する投資有価証券の公正価値は参照指数との過去の相関に従って変動すると仮定)。

すべての変動はプラスかマイナスになり、受益証券保有者に帰属する当グループの純資産に影響を与える。

	2009年		2008年	
	指数変動率	NAV及び利益 に対する影響 米ドル	指数変動率	NAV及び利益 に対する影響 米ドル
香港				
- ハンセンメインランド指数	+/-2%	+/-334,258	+/-10%	+/-1,305,120
英国				
- AIM 指数	+/-6%	+/-119,618	+/-10%	+/-232,894
シンガポール				
- Straits Times 指数	+/-3%	+/-8,072	+/-10%	+/-251,053
中国				
- 上海A株指数	+/-23%	+/-69,395	+/-10%	+/-217,789
アメリカ合衆国				
- ナスダック中国株指数	+/-2%	+/-6,148	+/-10%	+/-291,067

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

3 財務リスク管理(続き)

(b) 市場価格リスク(続き)

運用会社は指数を参考にしながら当ファンドの運用を行ってはいない。当ファンドは指数と直接関係もしていない。上の表で利用されている指数はガイダンス目的のみで利用されている。

個々の投資有価証券/発行体に対するエクスポージャーのうち、2009年及び2008年6月30日の時点で、当グループの純資産価値の5%を上回っているものは以下のとおりである：

	純資産比率 %	純資産比率 %
	2009年	2008年
上場株式		
Prosperity Minerals Holdings Ltd	5.78	2.84
Wasion Group Ltd	5.64	-
China Eastsea Business Software Ltd	1.44	5.19
Network CN Inc	0.62	13.76

(c) 金利リスク

金利リスクとは金融商品の価値が市場金利の変動に伴って変動するリスクのことである。

当グループの大部分の金融資産と金融負債は無利息である。そのため、当グループは市場金利の実勢水準の変動に伴う重大なリスクを負っていない。一時的な余剰現金及び現金同等物は必要に応じ短期市場金利で運用されている。

2009年6月30日現在、当グループの現金残高純額は5,409,563米ドル(2008年：5,180,094米ドル)であった。今後12ヵ月の金利水準の変動が運用会社の予想する範囲内に収まった場合には、当グループは重大な影響を受けないと考えられる。例えば、他のすべての変数を一定と仮定し、かつ金利が0.10%(2008年：0.10%)上昇又は低下した場合には、受益者に帰属する純資産は現金残高に対する受取利息の増加又は減少に起因して2009年6月30日の時点で5,410米ドル(2008年：5,180米ドル)増加又は減少する。

(d) 取引先リスク

取引先リスクとは、当グループが金融商品の取引先の債務不履行によって財務的な損失を被るリスクのことである。当グループは取引先の慎重な選定、及び個々の取引先に対する依存度を最小限に抑えることによって損失リスクを最小限に抑えるよう努めている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

3 財務リスク管理(続き)

(d) 取引先リスク(続き)

運用会社は公認ブローカーのリストを保存し、ブローカーの債務不履行による損失発生リスクを管理している。上場投資有価証券取引は、すべて、公認ブローカーを利用した証券と資金の同時決済ベースで行われている。売却した有価証券の引渡しは、当グループの保管銀行が代金を受け取った場合に限定しているため、債務不履行リスクは最小限に抑えられている。購入取引に関しては、当グループの保管銀行が有価証券を受け取った後に代金の支払いを行っている。いずれかの当事者が債務を履行しない場合には取引は不成立となる。

銀行預金残高は信頼できる金融機関に預けられている。

下の表は、2009年及び2008年6月30日の時点で保管銀行及びブローカーに預託されている資産を要約したものである：

	2009年		2008年	
	米ドル	信用格付 (S&P)	米ドル	信用格付 (S&P)
保管銀行				
HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド	31,057,518	AA ⁻¹	36,460,143	AA ⁻¹
ブローカー				
CCBインターナショナル証券リミテッド	-	-	36,322	A ⁻²
ドイツ証券アジア・リミテッド	701,787	A ⁺³	-	-

¹ この格付はHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッドの最終持株会社であるHSBCホールディングPLCについてのものである

² この格付はCCBインターナショナル証券リミテッドの最終持株会社である中国建設銀行についてのものである

³ この格付はドイツ証券アジア・リミテッドの最終持株会社であるドイチェ・バンクAGについてのものである

(e) 流動性リスク

流動性リスクとは当グループが買戻請求を含む債務を決済できなくなるリスクのことである。

当グループは各暦月の最終営業日に現金で受益証券を買戻される可能性がある。受益者は買戻日の3営業日前に書面の買戻請求を受託会社に送付しなければならない。そのため、当ファンドは活発な市場で売買され、容易に売却できる投資有価証券に資産の大部分を投資している。

当グループは確実に決済を行うため短期借入れを行うことができる。2009年6月30日に終了した1年間にそのような借入れは行われていない(2008年：なし)。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

3 財務リスク管理(続き)

(e) 流動性リスク(続き)

当グループは、組織化された公開市場では売買されず、流動性が低いとされる店頭デリバティブに随時投資することができる。そのため、当グループは流動性要件を満たすため、又は特定の発行体の信用力の劣化などの具体的な事由に対応するため、投資した金融派生商品をそれぞれの公正価値に近い金額で、すぐに現金化できない場合がある。決算日の時点では係る投資の保有残高はない。

当グループの投資の流動性は運用会社のリスク管理過程の下で継続的に監視され、係る投資を合理的な時間内に現金化できるよう努めている。

下の表は、期末から約定満期日までの残存期間に基づいて満期を分類した上で当グループの金融負債を分析したものである。表中の金額は割引前の約定キャッシュフローである。12カ月以内に満期が到来する残高は割引によって大きな影響を受けないため、簿価と同額とされている。

	1 ヶ月未満 米ドル	1 ヶ月以上 6 ヶ月未満 米ドル	6 ヶ月以上 米ドル
2009年6月30日現在			
当座借越	159,993	-	-
ブローカーへの未払金	488,102	-	-
未払費用及びその他の支払債務	715,085	53,239	57,650
受益者に帰属する純資産(最終取引 価格基準)	30,707,267	-	-
金融負債合計	32,070,447	53,239	57,650

	1 ヶ月未満 米ドル	1 ヶ月以上 6 ヶ月未満 米ドル	6 ヶ月以上 米ドル
2008年6月30日現在			
ブローカーへの未払金	825,199	-	-
未払費用及びその他の支払債務	37,892	70,811	1,029
受益者に帰属する純資産(最終取引 価格基準)	36,300,405	-	-
金融負債合計	37,163,496	70,811	1,029

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

3 財務リスク管理(続き)

(e) 流動性リスク(続き)

受益証券は受益者の選択により請求に応じて買戻される。しかし、これら金融商品の保有者は一般的には中長期にわたって保有するため、管理会社と受託会社は上の表に開示されている契約上の満期時に実際に資金が流出することは予想していない。当ファンドのすべての受益証券は個々の受益者に代わり、当ファンドの販売会社である藍澤證券株式会社の名義で保有されている。2009年及び2008年6月30日現在、当ファンドの受益証券の10%超を単独で保有している最終受益者は販売会社に登録されていない。

(f) 通貨リスク

一部の投資有価証券は、主に香港ドル、英国ポンド、シンガポール・ドル及び人民元など、報告通貨以外の外貨建てになっているため、当グループは通貨リスクに晒されている。香港ドル、英国ポンド、シンガポール・ドル及び人民元の対米ドル為替レートの変動に伴い、当グループの利益と純資産価値は影響を受けるおそれがある。

当グループの名目通貨エクスポージャーは運用会社のリスク管理過程に基づいて継続的に監視されている。

当グループの資産の大部分は米ドル及び香港ドル建てである。現在、香港ドルは米ドルに固定されているため、当グループは重大な通貨リスクを負っていない。

当グループの持分資産の名目通貨表示は、投資有価証券が売買されている証券取引所の通貨によって決定されているため、当グループの通貨エクスポージャーのごく一部の目安にすぎない。

下の表は米ドル以外の通貨に対する当ファンドの正味エクスポージャーを要約したものである。

2009年6月30日現在

原通貨	香港ドル 米ドル	人民元 米ドル	英国ポンド 米ドル	シンガポール ・ドル 米ドル
米ドル相当額				
貨幣性	240,954	1,054	-	-
非貨幣性	21,615,638	578,046	2,805,367	277,349

2008年6月30日現在

原通貨	香港ドル 米ドル	人民元 米ドル	英国ポンド 米ドル	シンガポール ・ドル 米ドル
米ドル相当額				
貨幣性	(275,299)	-	(462,678)	14,191
非貨幣性	17,881,109	2,521,316	3,397,594	2,735,220

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

3 財務リスク管理(続き)

(f) 通貨リスク(続き)

下の表は、他のすべての変数を一定と仮定し、主要外国通貨に対する2009年及び2008年6月30日現在の外国為替レートの予想される変動によって受益者に帰属する純資産が受ける影響を要約したものである：

	対米ドル外国為替 レートの合理的に 予想される変動率%	為替レートの予想され る変動による純資産の 増加/(減少)	為替レートの予想され る変動による純資産の 増加/(減少)
		2009年 米ドル	2008年 米ドル
貨幣性			
人民元	1%上昇 (2008年: 10%)	11	-
	(1%下落) (2008年: 10%)	(11)	-
英国ポンド	17%上昇 (2008年: 10%)	-	(46,268)
	(17%下落) (2008年: 10%)	-	46,268
シンガポール・ドル	6%上昇 (2008年: 10%)	-	1,419
	(6%下落) (2008年: 10%)	-	(1,419)
非貨幣性			
人民元	1% 上昇 (2008年: 10%)	5,780	252,132
	(1%下落) (2008年: 10%)	(5,780)	(252,132)
英国ポンド	17%上昇 (2008年: 10%)	476,912	339,759
	(17%下落) (2008年: 10%)	(476,912)	(339,759)
シンガポール・ドル	6%上昇 (2008年:10%)	16,641	273,522
	(6%下落) (2008年: 10%)	(16,641)	(273,522)

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

3 財務リスク管理(続き)

(g) 資本リスク管理

当グループの資本は受益者に帰属する純資産で表示されている。当グループは、受益者の選択による購入申込みと買戻請求を月毎に受けるため、受益者に帰属する純資産は月毎に大きく変動する可能性がある。当グループは、受益者に対するリターンと他の利害関係人に対する便益を提供するために継続事業として存続できる能力を確保すること、並びに安定した資本ベースを維持することによって当グループの投資活動をサポートすることを資本管理の目標にしている。

資本構造を維持又は調整するため、当グループは以下を実行する方針にしている：

- 流動資産と比較しながら毎月の購入申込みと買戻請求の水準を監視すること、及び
- 信託証書に準拠して受益証券を買戻及び発行すること。

受託会社と管理会社は受益者に帰属する純資産総額に基づいて資本を監視している。

(h) 公正価値の見積り

2009年及び2008年6月30日現在、公正価値で測定されない資産と負債の簿価はそれぞれの公正価値を合理的に概算したものである。

4 重要な会計上の見積り及び仮定

管理者は将来に関する見積り及び仮定を行う。その結果である会計上の見積りが文字通り実際の結果と等しくなることはほとんどない。見積りは継続して評価されるほか、過去の経験と、状況に照らし合理的と考えられる将来の事由に関する予想を含むその他の要因に基づいている。翌会計年度に資産と負債の簿価の重大な調整を引き起こす重大なリスクを伴う見積りと仮定が以下に概述されている。

機能通貨

管理者は、米ドルが裏付けになっている取引、事由及び状況に伴う経済的な影響を最も公正に表す通貨であると考えている。米ドルは、当グループが運用成績を測定し、その結果を報告する通貨であるだけでなく、投資家から購入代金を受け取る通貨でもある。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

5 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
売買目的で保有されている金融資産：		
- 上場株式 - 香港	21,478,499	17,636,755
- 上場株式 - シンガポール	277,349	2,728,833
- 上場株式 - 英国	2,683,988	3,327,063
- 上場株式 - アメリカ合衆国	470,080	5,018,400
- 上場株式 - 中国	578,046	2,503,327
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産合計	25,487,962	31,214,378

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産における公正価値の変動：		
- 実現	(9,304,391)	8,088,860
- 未実現	1,955,060	(15,827,680)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失合計	(7,349,331)	(7,738,820)

6 その他営業費用

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
ミューチュアル・トラスト費用	3,659	4,159
その他費用	52,144	57,409
銀行利息	-	552
	55,803	62,120

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

7 未払費用及びその他の支払債務

	注	2009年 米ドル	2008年 米ドル
未払監査報酬		57,650	1,029
未払管理報酬	10(a)	61,964	80,038
未払実績報酬	10(b)	678,826	-
未払販売報酬及び未払代行協会員報酬	10(d)	20,359	21,530
その他未払金		7,175	7,135
		825,974	109,732

8 発行済受益証券及び受益者に帰属する純資産

当グループの資本は買戻可能受益証券によって表象され、連結貸借対照表に受益者に帰属する純資産として表示されている。当グループは受益証券の発行及び買戻に関し、いかなる制限も設けていない。注記3(e)で言及されているとおり、受益者は買戻日の3営業日前に書面の買戻請求を送付しなければならない。期中の受益証券の購入及び買戻は受益者に帰属する連結純資産変動計算書に表示されている。当グループは、投資目標を実現するため、注記3に概述されている投資方針に準拠して資本を投資することに努める一方、買戻請求に応じるため十分な流動性を確保している。流動性の高い投資を保有することによって係る流動性を高めている。

投資有価証券は、発行目論見書に準拠し、購入及び買戻のため、また様々な報酬を計算するため、受益証券一口当りの純資産価格を計算する目的から最終取引価格で表示されている。しかし、注記2(c)に記載されているとおり、当グループの会計方針は、HKAS 39号 - 「金融商品：認識及び測定」を遵守するため及び報告目的から、ロング・ポジションに関しては期末時点の買呼値を基準に公正価値で評価されている。2009年6月30日現在、連結財務諸表に表示されているとおり、HKAS 39号に準拠した投資評価により、当グループの発行目論見書に表示されている評価方法を利用した場合に比べ、投資有価証券の価値が393,708米ドル(2008年：690,260米ドル)減少している。

受益者に帰属する純資産は連結貸借対照表で負債として表示され、受益者が当グループに対し受益証券の買戻請求権を行使した場合には期末時点に支払われる買戻金額で計上されている。そのため、受益者に帰属する純資産の簿価は上記に起因した差額、393,708米ドル(2008年：690,260米ドル)によって調整され、連結貸借対照表の「受益者に帰属する純資産を計算するために当グループが異なる基準を採用したことに伴う調整」項目に含まれている。差額(296,552米ドル)(2008年：319,573米ドル)の変動は、連結損益計算書に「受益者に帰属する純資産を計算するために当グループが異なる基準を採用したことに伴う調整額の変動」として表示されている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

8 発行済受益証券及び受益者に帰属する純資産(続き)

発行済受益証券

	受益証券数			
	2009年		2008年	
	クラスA	クラスB	クラスA	クラスB
期首時点における発行済受益証券	64,385	287,785	160,176	218,746
受益証券の発行	6,900	132,845	1,867	158,502
受益証券の買戻	(16,291)	(72,671)	(97,658)	(89,463)
期末時点における発行済受益証券	54,994	347,959	64,385	287,785

9 税制

当グループはケイマン諸島に所在している。ケイマン諸島の現行法では、当グループは所得税、相続税、法人税、キャピタル・ゲイン税又はその他の租税の支払義務を負っていない。

以下に該当する場合にのみ、当グループは香港の利得税の支払義務を負う：

- (i) 2006年歳入令(オフショア・ファンドに対する利得税の免除)(以下「歳入令」という)に基づいて課税を免除されていない場合、かつ
- (ii) 自らの計算に基づくか、又は代理人を通じて香港で取引又は事業を継続している事業体として扱われる場合。

当グループが歳入令に基づいて課税を免除されず、かつ香港で取引又は事業を継続している事業体として扱われる場合には、香港で発生した利益、又は香港から派生した利益のうち、資本利益又は免税利益に該当しない利益に関しては利得税(現在の税率は16.5%(2008年：16.5%))の納税義務が発生する。管理者は期末時点では係る納税義務が発生していないと考えているため、香港の利得税を見越し計上していない。

当グループは投資有価証券から受け取った一定の配当金に関して源泉税の課税対象になっている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

10 関連当事者間取引

一方の当事者が他方の当事者を直接又は間接に支配する能力、または財務上及び運営上の意思決定において他方の当事者に対して重大な影響力を行使できる能力を持っている場合には、当事者は関連しているとみなされる。共通の支配又は共通の重大な影響下に置かれている場合も当事者は関連しているとみなされる。

以下は、当グループと関連当事者間で期中に行われた取引の概要である。かかるすべての取引は通常業務の過程で通常の商業的な条件に基づいて行われた。

(a) 管理報酬

管理会社であるFC インベストメント・リミテッドは、当ファンドの純資産総額の年率0.30%に相当する報酬を受け取る権利を有し、評価日毎に計算され、毎月後払いされる。

子会社のジェネラル・パートナーであるJPEキャピタル・マネジメント・リミテッドは、子会社の純資産価値の年率0.80%に相当する報酬を受け取る権利を有し、評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ジェネラル・パートナーは自身の報酬から運用会社を務めるCCBインターナショナル・アセット・マネジメント・リミテッド(2008年：申銀萬國アセット・マネジメント(アジア)リミテッド)に対して運用報酬を支払う責任がある。

2009年6月30日終了年度に支払われた管理報酬の総額は247,979米ドル(2008年：491,699米ドル)で、年度末時点で61,964米ドル(2008年：80,038米ドル)の報酬が未払いである。

(b) 実績報酬

子会社のジェネラル・パートナーであるJPEキャピタル・マネジメント・リミテッドは四半期毎に後払いされる実績報酬を受け取る権利がある。実績報酬は、上場有価証券の実現損益(「上場有価証券による収益」)及び関連する四半期末にグループが保有する上場有価証券の取引価格又は公表価格での未実現損益の合計額が、前会計四半期末の上場有価証券による収益及びグループが保有する上場有価証券の前四半期末の取引価格又は公表価格での未実現損益及び関連する四半期における上場有価証券の新規投資額の合計額を上回る金額の15%に相当する金額である。ジェネラル・パートナーは自身の報酬から運用会社であるCCBインターナショナル・アセット・マネジメント・リミテッド(2008年：申銀萬國アセット・マネジメント(アジア)リミテッド)に対して実績報酬を支払う責任がある。

2009年6月30日に終了した1年間に支払われた実績報酬は680,213米ドル(2008年：ゼロ)で、年度末時点で678,826米ドル(2008年：ゼロ)の報酬が未払いである。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結財務諸表の注記

10 関連当事者間取引(続き)

(c) 保管、受託及び管理事務代行報酬

受託会社であるHSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドは、当グループの純資産総額の年率0.10%以下に相当する報酬を受け取る権利があり、評価日毎に計算され、毎月後払いされる。月次の報酬は最低1,600米ドルである。

2009年6月30日終了年度に支払われた保管、受託及び管理事務代行報酬は48,795米ドル(2008年:78,081米ドル)で、年度末時点でHSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドに対する手数料7,175米ドル(2008年:7,135米ドル)が未払いである。

(d) 販売報酬及び代行協会員報酬

販売会社である藍澤証券株式会社は、当ファンドの純資産総額のそれぞれ年率0.50%及び年率0.20%に相当する販売報酬及び代行協会員報酬を受け取る権利があり、評価日毎に計算及び発生し、毎月後払いされる。

販売会社は発行された受益証券の申込価格(購入申込金)の3%(消費税を除く)を上限に申込手数料を受け取ることができる。

2009年6月30日終了年度に支払われた販売報酬及び代行協会員報酬の総額は178,588米ドル(2008年:317,692米ドル)で、年度末の時点では藍澤証券株式会社に対する報酬20,359米ドル(2008年:21,530米ドル)が未払いである。

- (e) 受託会社であるHSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドの関連会社で、保管銀行であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドに銀行口座が開設されている。2009年6月30日現在、25,487,962米ドル(2008年:31,214,378米ドル)の投資有価証券及び5,409,563米ドル(2008年:5,180,094米ドル)の現金残高純額がそれぞれ保管銀行によって保有されている。

11 財務諸表の承認

連結財務諸表は2009年11月30日に受託会社と管理会社から承認されている。

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結ポートフォリオ一覧

2009年6月30日現在

(未監査)

	数量	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
上場投資有価証券			
株式			
香港			
Bawang International	330,000	101,339	0.33
Beijing Enterprises Holdings Ltd	100,000	496,758	1.62
Centron Telecom International	1,675,000	389,020	1.27
Chaoda Modern Agriculture (Holdings) Ltd	1,400,000	816,490	2.66
China Automation Group Ltd	3,062,000	1,189,203	3.87
China Communication SVS Corp Ltd H Shares	1,200,000	740,105	2.41
China Everbright International Ltd	3,082,000	866,909	2.82
China Public Procurement Ltd	2,100,000	268,249	0.87
China Resources Gas Group Ltd	1,276,000	872,591	2.84
China Shanshui Cement Group Ltd	909,000	629,829	2.05
Citic 1616 Holdings Ltd	4,463,000	996,225	3.24
Comba Telecom Systems Holdings Ltd	1,887,600	1,052,151	3.43
Country Garden Holdings Co. Ltd	576,000	266,809	0.88
Guangdong Investment Ltd	2,252,000	1,078,019	3.51
Guangzhou R&F Properties Co. Ltd H Shares	260,000	583,052	1.90
Hopson Development Holdings Ltd	650,000	1,004,742	3.27
Jinheng Automotive Safety Tech Holdings Ltd	4,505,000	354,576	1.15
Kingsoft Corp Ltd	1,564,000	1,089,720	3.55
Netdragon Websoft Inc	1,204,000	786,070	2.56
Shougang Concord Intl Enterprises Co. Ltd	4,900,000	821,909	2.68
Shui On Construction and Materials Ltd	1,058,000	1,419,722	4.62
Vision Tech Intl Holdings Ltd	20,000,000	1,161,253	3.78
Wasion Group Ltd	2,318,000	1,731,714	5.64
Xinao Gas Holdings Ltd	712,000	1,214,495	3.96
Xingda International Holdings Ltd	1,587,000	513,967	1.67
Zhengzhou Gas Co. Ltd H Shares	854,000	1,033,582	3.37
		21,478,499	69.95

FC C上場期待中国株ファンド(旧FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)
 (ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ型ユニット・トラスト)

連結ポートフォリオ一覧(続き)

2009年6月30日現在

(未監査)

	数量	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
シンガポール			
JES International Holdings Ltd	2,595,000	277,349	0.90
		277,349	0.90
中国			
China Vanke Co. Ltd B Shares	400,000	578,046	1.88
		578,046	1.88
英国			
China Eastsea Business Software Ltd	4,108,153	443,563	1.44
China Medical System Holdings	182,000	465,573	1.52
Prosperity Minerals Holdings Ltd	2,016,000	1,774,852	5.78
		2,683,988	8.74
アメリカ合衆国			
Changyou.com Ltd ADR	1,000	38,380	0.12
Duoyuan Global Water Inc ADR	10,000	242,700	0.79
Network CN Inc	2,700,000	189,000	0.62
		470,080	1.53
投資合計		25,487,962	83.00

(3) 【投資有価証券明細表等】

以下は未監査の参考情報である。

第1 投資有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の投資有価証券

(2009年6月30日現在)

種類	銘柄	帳簿価額(米ドル)	時価(米ドル)
リミテッド・パートナーシップ に対する投資	CPE I L.P.	22,200,000.00	28,705,828.42
合計		22,200,000.00	28,705,828.42

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

**CONSOLIDATED BALANCE SHEET
AS AT 30 JUNE 2009**

	Note	2009 US\$	2008 US\$
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	3(b), 5	25,487,962	31,214,378
Amounts due from brokers		701,787	36,322
Dividend and interest receivables		28,323	65,671
Prepayments		-	48,611
Cash at bank		5,569,556	5,180,094
Total assets		<u>31,787,628</u>	<u>36,545,076</u>
Liabilities			
Bank overdraft		159,993	-
Amounts due to brokers		488,102	825,199
Accruals and other payables	7	825,974	109,732
Liabilities (excluding net assets attributable to unitholders)		<u>1,474,069</u>	<u>934,931</u>
Net assets attributable to unitholders (at bid market prices)		30,313,559	35,610,145
Adjustments for different basis adopted by the Group in arriving at the net assets attributable to unitholders	8	393,708	690,260
Net assets attributable to unitholders (at last traded market prices)		<u>30,707,267</u>	<u>36,300,405</u>

.....
Trustee

.....
Manager

The accompanying notes on pages 8 to 26 form an integral part of these consolidated financial statements.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

**CONSOLIDATED INCOME STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED 30 JUNE 2009**

	Note	2009 US\$	2008 US\$
Income			
Interest income		8,435	148,452
Dividend income		474,443	499,090
Net loss on financial assets at fair value through profit or loss	5	(7,349,331)	(7,738,820)
Net foreign exchange (loss)/gain		(1,162)	113,050
		<u> </u>	<u> </u>
Total net loss		(6,867,615)	(6,978,228)
		<u> </u>	<u> </u>
Expenses			
Management fee	10(a)	247,979	491,699
Performance fee	10(b)	680,213	-
Custody, trustee and administration fees	10(c)	48,795	78,081
Distributor and agent company fees	10(d)	178,588	317,692
Security expenses		67,566	53,647
Auditor's remuneration		115,021	30,082
Legal and professional fees		57,742	31,689
Other operating expenses	6	55,803	62,120
		<u> </u>	<u> </u>
Total operating expenses		1,451,707	1,065,010
		<u> </u>	<u> </u>
Operating loss before tax		(8,319,322)	(8,043,238)
Withholding tax	9	(12,950)	-
		<u> </u>	<u> </u>
Loss after tax		(8,332,272)	-
Movement in adjustments for different basis adopted by the Group in arriving at the net assets attributable to unitholders	8	(296,552)	319,573
		<u> </u>	<u> </u>
Decrease in net assets attributable to unitholders from operations		(8,628,824)	(7,723,665)
		<u> </u>	<u> </u>

The accompanying notes on pages 8 to 26 form an integral part of these consolidated financial statements.

**CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS
SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF
FC C**

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

**CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS
FOR THE YEAR ENDED 30 JUNE 2009**

	Note	2009 US\$	2008 US\$
Net assets attributable to unitholders (at last traded market prices) at the beginning of the year		36,300,405	53,558,549
Proceeds from units issued	8	9,868,366	18,950,367
Payments on units redeemed	8	(6,832,680)	(28,484,846)
Net increase/(decrease) from units transactions		3,035,686	(9,534,479)
Decrease in net assets attributable to unitholders		(8,628,824)	(7,723,665)
Net assets attributable to unitholders (at last traded market prices) at the end of the year		30,707,267	36,300,405

The accompanying notes on pages 8 to 26 form an integral part of these consolidated financial statements.

**CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS
SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF
FC C**

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

**CONSOLIDATED CASH FLOW STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED 30 JUNE 2009**

	2009 US\$	2008 US\$
Cash flow from operating activities		
Dividend received	509,491	511,158
Interest received	10,735	193,684
Proceeds from sales of financial assets	34,358,030	53,787,463
Payments for purchase of financial assets	(36,983,506)	(51,451,447)
Management fee paid	(266,053)	(602,677)
Trustee's fee paid	(33,375)	(61,318)
Performance fee paid	(1,387)	(1,517,431)
Administration fees paid	(7,230)	(7,283)
Custody fee paid	(8,150)	(11,267)
Distributor and agent company fees paid	(179,759)	(327,023)
Security expenses paid	(18,955)	(102,258)
Auditor's remuneration paid	(58,400)	(59,053)
Legal and professional fees paid	(57,742)	(31,689)
Other operating expenses paid	(55,804)	(62,120)
Withholding tax	(12,950)	-
	<hr/>	<hr/>
Net cash (outflow)/inflow from operating activities	(2,805,055)	258,739
	-----	-----
Financing activities		
Proceeds from units issued	9,868,366	18,950,367
Payments on units redeemed	(6,832,680)	(28,484,846)
	<hr/>	<hr/>
Net cash inflow/(outflow) from financing activities	3,035,686	(9,534,479)
	-----	-----
Increase/(decrease) in cash and cash equivalents	230,631	(9,275,740)
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	5,180,094	14,449,603
Effect of exchange differences	(1,162)	6,231
	<hr/>	<hr/>
Cash and cash equivalents at the end of the year	5,409,563	5,180,094
	<hr/>	<hr/>
Analysis of balances of cash and cash equivalents		
Cash at bank	5,569,556	5,180,094
Bank overdraft	(159,993)	-
	<hr/>	<hr/>
Net cash balance at the end of the year	5,409,563	5,180,094
	<hr/>	<hr/>

The accompanying notes on pages 8 to 26 form an integral part of these consolidated financial statements.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**1 General**

Chinese Equities Prospective For Listing Fund (formerly known as SYWG-Aizawa-Chinese Equities Prospective For Listing Fund) (the “Fund”) is a sub trust of FC C that is an open-ended umbrella unit trust, governed by a master trust deed dated 25 May 2005 and a supplemental trust deed dated 17 November 2008 (the “Trust Deed”). The Fund was established under the laws of the Cayman Islands and is not authorised by the Securities & Futures Commission in Hong Kong and is therefore not available to the public in Hong Kong.

The principal investment objective of the Fund is to pursue middle and long term capital appreciation by investing indirectly in unlisted securities issued by China related companies which the Investment Manager expects will conduct an initial public offering of their securities in the future. However, the Fund may also invest indirectly in listed securities issued by China related companies. The Investment Manager invests in unlisted securities and listed securities of China related companies through the medium of one or more Cayman Islands exempted limited partnerships established under the Exempted Limited Partnership Law (2007 Revision) of the Cayman Islands. As such, the Fund operates as a fund of funds, which are exempted limited partnerships, investing in funds managed by the Investment Manager with expertise in investing in unlisted securities and listed securities of China related companies.

Currently, the Fund invests solely through its subsidiary, CPE I L.P. (formerly known as CPE SYWG I L.P.) (the “Subsidiary”), a Cayman Islands exempted limited partnership, and is the sole limited partner of this subsidiary.

As at 30 June 2009, the Fund is the only sub-trust of FC C.

2 Summary of significant accounting policies

The principal accounting policies adopted in the preparation of these consolidated financial statements are set out below. These policies have been consistently applied throughout the year, unless otherwise stated.

(a) Basis of preparation

The consolidated financial statements of the Fund and its Subsidiary (together known as the “Group”) have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRS”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”). The consolidated financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities (including derivative financial instruments) held at fair value through profit or loss.

The preparation of consolidated financial statements in conformity with HKFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Trustee and the Manager (the “Management”) to exercise their judgement in the process of applying the Group’s accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the consolidated financial statements are disclosed in Note 4.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(a) Basis of preparation (Continued)**Amendments to standards effective in current year

HKAS 39, "Financial Instruments: Recognition and Measurement", amendment on reclassification of financial assets permits reclassification of certain financial assets out of the held-for-trading and available-for-sale categories if specified conditions are met. The related amendment to HKFRS 7, "Financial Instruments: Disclosures", introduces disclosure requirements with respect to financial assets reclassified out of the held-for-trading and available-for-sale categories. The amendment is effective prospectively from 1 July 2008. This amendment does not have any impact on the Group's consolidated financial statements, as the Group has not reclassified any financial assets.

New standards and amendments to standards that are not yet effective and have not been early adopted by the Group

HKAS 1 (Revised), "Presentation of Financial Statements" (effective from 1 January 2009). The revised standard will prohibit the presentation of items of income and expenses (that is, "non-owner changes in equity") in the statement of changes in equity, requiring "non-owner changes in equity" to be presented separately from owner changes in equity. All non-owner changes in equity will be required to be shown in a performance statement, but entities can choose whether to present one performance statement (the statement of comprehensive income) or two statements (the income statement and statement of comprehensive income). Where entities restate or reclassify comparative information, they will be required to present a restated statement of net assets as at the beginning of the comparative period in addition to the current requirement to present statement of net assets at the end of the current period and comparative period. The Group will apply HKAS 1 (Revised) from 1 July 2009 and it is likely the Group will present solely a consolidated statement of comprehensive income. This change is not expected to significantly change the presentation of the Group's consolidated performance statement.

HKAS 1 (Amendment), "Presentation of Financial Statements" (effective from 1 January 2009). The amendment clarifies that some rather than all financial assets and liabilities classified as held for trading in accordance with HKAS 39, "Financial Instruments: Recognition and Measurement", are examples of current assets and liabilities respectively. The Group will apply the amendments from 1 July 2009. However, it is not expected to have an impact on the Group's consolidated financial statements.

HKAS 32 (Amendment), "Financial Instruments: Presentation", and HKAS 1 (Amendment), "Presentation of Financial Instruments - Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidation" (effective from 1 January 2009). The amended standards require entities to classify puttable financial instruments and instruments, or components of instruments that impose on the entity an obligation to deliver to another party a pro rata share of the net assets of the entity only on liquidation as equity, provided the financial instruments have particular features and meet specific conditions, including that all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other instruments have identical features. The Group will apply the amendments from 1 July 2009. The Trustee is currently assessing the impact of these amendments.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(a) Basis of preparation (Continued)**New standards and amendments to standards that are not yet effective and have not been early adopted by the Group (Continued)

HKAS 39 (Amendment), “Financial Instruments: Recognition and Measurement” (effective from 1 January 2009). The definition of financial asset or financial liability at fair value through profit or loss as it relates to items that are held for trading is also amended. This clarifies that a financial asset or liability that is part of a portfolio of financial instruments managed together with evidence of an actual recent pattern of short-term profit-taking is included in such a portfolio on initial recognition. The Group will apply the HKAS 39 (Amendment) from 1 July 2009. However, it is not expected to have an impact on the Group’s consolidated income statement.

Amendment to HKFRS 7, “Financial Instruments: Disclosures”. The amendment increases the disclosure requirements about fair value measurement and amends the disclosure about liquidity risk. The amendment introduces a three-level hierarchy for fair value measurement disclosures about financial instruments and requires some specific quantitative disclosures for those instruments classified in the lowest level in the hierarchy. These disclosures will help to improve comparability between entities about the effects of fair value measurements. In addition, the amendment clarifies and enhances the existing requirements for the disclosure of liquidity risk primarily requiring a separate liquidity risk analysis for derivative and non-derivative financial liabilities. It also requires a maturity analysis for financial assets where the information is needed to understand the nature and context of liquidity risk. The Fund will make additional relevant disclosures in its financial statements ending 30 June 2010.

There are a number of minor amendments to HKAS 8, “Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors”, HKAS 10, “Events after the Balance Sheet Date”, and HKAS 18, “Revenue” (all effective from 1 January 2009) which are not addressed above. These amendments are unlikely to have an impact on the Group’s consolidated financial statements and have therefore not been analysed in detail.

The consolidated balance sheet presents assets and liabilities in increasing order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items. All the Group’s assets and liabilities are held for the purpose of being traded or are expected to be realised within one year.

(b) Foreign currency translation**(i) Functional and presentation currency**

Items included in the Group’s financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the “functional currency”). The consolidated financial statements are presented in the United States (“US”) dollar, which is the Group’s functional and presentation currency.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(b) Foreign currency translation (Continued)****(ii) Transactions and balances**

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the consolidated income statement. Translation differences on non-monetary financial assets and liabilities such as equities at fair value through profit or loss are recognised in the consolidated income statement within “net loss on financial assets at fair value through profit or loss”.

(c) Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss

All investments in equity securities and related derivatives are classified as “financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss”. Investments are classified in this category if acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the short term or if so designated by the Management. Derivatives are also categorised as held for trading, as the Group does not designate any derivatives as hedges in a hedging relationship.

Purchases and sales of investments are recognised on the trade date - the date on which the Group commits to purchase or sell the investments. Investments are initially recognised at fair value, excluding transaction costs which are expensed as incurred, and are subsequently re-measured at fair value. Realised and unrealised gains and losses on investments are recognised in the consolidated income statement in the period in which they arise. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Group has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Investments that are listed or traded on an exchange are fair valued based on quoted bid prices for long positions, and quoted ask prices for short positions. Investments which are not listed on an exchange are valued using broker quotes.

(d) Derivative financial instruments

Derivative financial instruments are recognised at fair value on the date on which a derivative contract is entered into and are subsequently re-measured at their fair value. Fair values are obtained from quoted market prices in active markets and valuation techniques, as appropriate. All derivatives are carried as assets when fair value is positive and as liabilities when fair value is negative. The best evidence of the fair value of a derivative at initial recognition is the transaction price. Subsequent changes in the fair value of any derivatives are recognised immediately in the consolidated income statement. Derivative financial instruments are included within financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(e) Income and expenses**

Dividend income is recognised on the ex-dividend date with the corresponding foreign withholding taxes recorded as an expense.

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method.

Other income is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis.

(f) Amounts due from and to brokers

Amounts due from and to brokers represent receivables for securities sold and payables for securities purchased that have been contracted for but not yet settled or delivered on the balance sheet date respectively.

(g) Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount is reported in the consolidated balance sheet when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(h) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include bank deposits with original maturities of three months or less, and bank overdrafts. Cash and cash equivalents exclude cash deposits and overdrafts with brokers, and margin deposits.

(i) Units

Units are redeemable at the unitholder's option and are classified as financial liabilities. Units can be put back to the Group at any time for cash equal to a proportionate share of the Group's net asset value. The unit is carried at the redemption amount that is payable at the balance sheet date if the unitholder exercises the right to put the unit back to the Group.

Units are issued and redeemed at the unitholder's option at prices based on the Group's net asset value per unit at the time of issue or redemption. The Group's net asset value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to the unitholders with the total number of outstanding units.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(j) Consolidation**

The consolidated financial statements include the financial statements of the Fund and the Subsidiary made up to 30 June.

Subsidiaries are all entities (including special purpose entities) over which the Group has the power to govern the financial and operating policies generally accompanying a shareholding of more than one half of the voting rights. The existence and effect of potential voting rights that are currently exercisable or convertible are considered when assessing whether the Group controls another entity.

Subsidiaries are fully consolidated from the date on which control is transferred to the Group. They are de-consolidated from the date that control ceases.

Inter-company transactions, balances and unrealised gains on transactions between Group companies are eliminated. Unrealised losses are also eliminated unless the transaction provides evidence of an impairment of the asset transferred. Accounting policies of subsidiaries have been changed where necessary to ensure consistency with the policies adopted by the Group.

3 Financial risk management**(a) Strategy in using financial instruments**

The Group's objective is to pursue middle and long term capital appreciation by investing indirectly in unlisted securities issued by China related companies which the Investment Manager expects will conduct an initial public offering of their securities in the future.

However, the Group may also invest indirectly in listed securities issued by China related companies. The Investment Manager invests in unlisted securities and listed securities of China related companies through the medium of one or more Cayman Islands exempted limited partnerships established under the Exempted Limited Partnership Law (2007 Revision) of the Cayman Islands. As such, the Fund operates as a fund of funds (which are exempted limited partnerships) investing in funds managed by the Investment Manager with expertise in investing in unlisted securities and listed securities of China related companies.

The Group is managed according to investment rules intended to diversify and mitigate risks that are set out in the Offering Memorandum. The Group's Investment Manager also operates a risk assessment, monitoring and management process that is applied to the Group. This process requires the Group to follow further in-house rules which, together with the rules set out in the Offering Memorandum, are monitored continuously. The Group does not seek to eliminate all risks, as managing risks for investment return is the essence of the Group's operations. The goal of the risk management process is to assess and quantify the key risks; to set metrics to measure risk exposures; to set limits to control risk exposures; and to monitor and report exposures as required.

The Group's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including market price risk, interest rate risk and currency risk), counterparty risk and liquidity risk.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(b) Market price risk

Market price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether those changes are caused by factors specific to the individual instrument or factors affecting all instruments in the market.

The Group's market price risk is managed through deliberate securities selection, and diversification of the investment portfolio whereby the Group cannot acquire the shares of any one company if as a result of such acquisition, the total number of shares of such company held by the Group would exceed 10% of the total number of issued and outstanding shares of such company.

In selecting potential Chinese shares for investment by the Group, the Investment Manager seeks to identify shares that it considers undervalued in terms of the growth prospect of the relevant issuer or the relevant issuer's net asset value. To assist stock selection across industry sectors, the Investment Manager undertakes research of individual sectors in order to evaluate the upside potential and downside risk within each sector with respect to its position within the development cycle.

Market price risk is managed through diversification of the investment portfolio and monitoring by the Investment Manager on a daily basis.

The Group's investments are exposed to market price movements. At 30 June 2009 and 2008, the Group's overall market positions by securities type and by market are as follows:

	2009		2008	
	Fair value US\$	% of net assets	Fair value US\$	% of net assets
Financial assets held for trading				
Listed equities				
- Hong Kong	21,478,499	69.95	17,636,755	48.59
- United Kingdom	2,683,988	8.74	3,327,063	9.16
- Singapore	277,349	0.90	2,728,833	7.52
- The People's Republic of China (the "PRC")	578,046	1.88	2,503,327	6.90
- United States of America	470,080	1.53	5,018,400	13.82
	<hr/>	<hr/>	<hr/>	<hr/>
Total financial assets at fair value through profit or loss	<u>25,487,962</u>	<u>83.00</u>	<u>31,214,378</u>	<u>85.99</u>
	<hr/>	<hr/>	<hr/>	<hr/>

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(b) Market price risk (Continued)

Industry breakdown of the Group's listed equities is as follows:

	2009		2008	
	Fair value US\$	% of net assets	Fair value US\$	% of net assets
Listed equities - by industry				
Industrial	10,116,887	32.95	9,093,941	25.05
Technology	5,225,670	17.02	3,415,275	9.41
Energy	3,617,427	11.78	6,570,743	18.10
Communication	3,177,500	10.35	5,143,712	14.16
Property	2,432,649	7.91	1,298,693	3.58
Agriculture	816,490	2.66	-	-
Consumer	101,339	0.33	1,573,839	4.34
Financial	-	-	2,434,149	6.71
Transportation	-	-	1,684,026	4.64
	<u>25,487,962</u>	<u>83.00</u>	<u>31,214,378</u>	<u>85.99</u>

The table below summarises the impact of increases or decreases of the indices of the key markets in which the Group operates, with all other variables held constant and the fair value of the Group's investments moved according to the historical correlation with the reference indices.

All changes can be positive or negative, and impacts will be on the Group's net assets attributable to unitholders.

	2009		2008	
	Change in market index	Impact on NAV and profit US\$	Change in market index	Impact on NAV and profit US\$
Hong Kong				
- Hong Kong Mainland Composite Index	+/- 2%	+/- 334,258	+/- 10%	+/- 1,305,120
United Kingdom				
- AIM Index	+/- 6%	+/- 119,618	+/- 10%	+/- 232,894
Singapore				
- Straits Times Index	+/- 3%	+/- 8,072	+/- 10%	+/- 251,053
China				
- Shanghai A-Share Index	+/- 23%	+/- 69,395	+/- 10%	+/- 217,789
United States of America				
- Nasdaq China Index	+/- 2%	+/- 6,148	+/- 10%	+/- 291,067

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(b) Market price risk (Continued)

The Investment Manager does not manage the Fund with reference to any market index. The Fund is also not directly correlated with any market index. The market indices used in the above table should be used solely for guidance purpose.

The exposures to individual investments/issuers representing over 5% of the Group's net asset value at 30 June 2009 and 2008 are as follows:

	% of net assets 2009	% of net assets 2008
Listed equities		
Prosperity Minerals Holdings Ltd	5.78	2.84
Wasion Group Ltd	5.64	-
China Eastsea Business Software Ltd	1.44	5.19
Network CN Inc	0.62	13.76

(c) Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in market interest rates.

The majority of the Group's financial assets and liabilities are non-interest bearing. As a result, the Group is not subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Any temporary excess cash and cash equivalents are invested at short-term market interest rates where appropriate.

At 30 June 2009, the Group's net cash balance was US\$5,409,563 (2008: US\$5,180,094). A change in interest rate levels within the range foreseen by the Investment Manager for the next twelve months is deemed not to have a material impact on the Group. For example, if interest rates had been 10 basis points (2008: 10 basis points) higher or lower with all other variables held constant, net assets attributable to unitholders would have been US\$5,410 (2008: US\$5,180) higher or lower at 30 June 2009 arising from the increase or decrease in interest income on cash balance.

(d) Counterparty risk

Counterparty risk is the risk a counterparty to a financial instrument will cause the Group financial loss by failing to discharge its obligations. The Group seeks to minimise this risk of loss by careful choice of counterparties and by minimising the reliance placed on individual counterparties.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(d) Counterparty risk (Continued)

The Investment Manager maintains a list of approved brokers selected to manage the risk that a broker may fail and lead to a loss on trade. All transactions in listed investments are settled on a delivery versus payment basis using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made when the Group's custodian bank has received payment. For a purchase, payment is made once the securities have been received by the Group's custodian bank. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

Bank balances are placed with a reputable financial institution.

The table below summarises the assets placed with the custodian and brokers as at 30 June 2009 and 2008:

	2009		2008	
	US\$	Credit Rating (S&P)	US\$	Credit Rating (S&P)
<u>Custodian</u>				
HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited	31,057,518	AA ⁻¹	36,460,143	AA ⁻¹
<u>Brokers</u>				
CCB International Securities Limited	-	-	36,322	A ⁻²
Deutsche Securities Asia Ltd	701,787	A ⁺³	-	-

¹ This rating is for HSBC Holding PLC that is the ultimate holding company of HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited

² This rating is for China Construction Bank Corp that is the ultimate holding company of CCB International Securities Limited

³ This rating is for Deutsche Bank AG that is the ultimate holding company of Deutsche Securities Asia Ltd

(e) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Group will encounter difficulty in settling a liability, including a redemption request.

The Group is exposed to monthly cash redemptions of units that occur on the last business day of each calendar month. Unitholders must send the written redemption request to the Trustee three business days prior to the redemption date. The Fund therefore invests the majority of its assets in investments that are traded in an active market and can be readily disposed of.

The Group has the ability to borrow in the short term to ensure settlement. No such borrowings have arisen during the year ended 30 June 2009 (2008: nil).

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(e) Liquidity risk (Continued)

The Group may, from time to time, invest in derivative contracts traded over the counter, which are not traded in an organised public market and are considered illiquid. As a result, the Group may not be able to liquidate quickly its investments in these instruments at an amount close to their fair value in order to meet its liquidity requirements or to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer. No such investments were held at the balance sheet date.

Under the Investment Manager's risk management process, the liquidity of the Group's investments is monitored continuously to ensure the Group's investments can be liquidated in a reasonable period of time.

The table below analyses the Group's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period from the year end to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying amounts, as the impact of discounting is not significant.

	Less than 1 month US\$	1 to 6 months US\$	Over 6 months US\$
At 30 June 2009			
Bank overdraft	159,993	-	-
Amounts due to brokers	488,102	-	-
Accruals and other payables	715,085	53,239	57,650
Net assets attributable to unitholders (at last traded market prices)	30,707,267	-	-
Total financial liabilities	<u>32,070,447</u>	<u>53,239</u>	<u>57,650</u>
	Less than 1 month US\$	1 to 6 months US\$	Over 6 months US\$
At 30 June 2008			
Amounts due to brokers	825,199	-	-
Accruals and other payables	37,892	70,811	1,029
Net assets attributable to unitholders (at last traded market prices)	36,300,405	-	-
Total financial liabilities	<u>37,163,496</u>	<u>70,811</u>	<u>1,029</u>

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(e) Liquidity risk (Continued)

Units are redeemed on demand at the holder's option. However, the Manager and the Trustee do not envisage that the contractual maturity disclosed in the table above will be representative of the actual cash outflows, as the holders of these instruments typically retain them for the medium to long term. All units of the Fund are held in the name of Aizawa Securities Co. Ltd., the Distributor of the Fund, on behalf of the individual unitholders. At 30 June 2009 and 2008, no ultimate individual unitholder who was registered with the Distributor held more than 10% of the Fund's units.

(f) Currency risk

The Group has exposure to foreign currency risk as certain of its investments are denominated in foreign currencies, principally Hong Kong dollar, British Pound, Singapore dollar and Chinese Yuan, other than the reporting currency of the Group. Fluctuations in exchange rates of Hong Kong dollar, British Pound, Singapore dollar and Chinese Yuan against the US dollar could affect the Group's profit and net asset value.

Under the Investment Manager's risk management process, the Group's nominal currency exposure is monitored continuously.

The majority of the Group's assets are denominated in the US dollar and Hong Kong dollar. The Group is not exposed to significant currency risk as Hong Kong dollar is currently pegged to the US dollar.

The nominal currency denomination of the Group's equity assets is determined by the currency of the stock exchange on which the investment trades and hence is only partly a guide to the Group's currency exposure.

The table below summarises the Fund's net exposure to currency other than the US dollar.

As at 30 June 2009

Original currency	HK\$	CNY	GBP	SGD
US\$ equivalents	US\$	US\$	US\$	US\$
Monetary	240,954	1,054	-	-
Non-monetary	21,615,638	578,046	2,805,367	277,349

As at 30 June 2008

Original currency	HK\$	CNY	GBP	SGD
US\$ equivalents	US\$	US\$	US\$	US\$
Monetary	(275,299)	-	(462,678)	14,191
Non-monetary	17,881,109	2,521,316	3,397,594	2,735,220

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(f) Currency risk (Continued)

The table below summarises the effects on the net assets attributable to unitholders due to possible changes in foreign exchange rates at 30 June 2009 and 2008 for the main foreign currencies with all other variables remaining constant:

	% of reasonable possible change in foreign exchange rates against US dollar	Increase/ (decrease) of net assets due to the possible change of the exchange rates 2009 US\$	Increase/ (decrease) of net assets due to the possible change of the exchange rates 2008 US\$
Monetary			
Chinese Yuan	Strengthen by 1% (2008: 10%) (Weaken by 1%) (2008: 10%)	11 (11)	- -
Great British Pound	Strengthen by 17% (2008: 10%) (Weaken by 17%) (2008: 10%)	- -	(46,268) 46,268
Singapore dollar	Strengthen by 6% (2008: 10%) (Weaken by 6%) (2008: 10%)	- -	1,419 (1,419)
Non-monetary			
Chinese Yuan	Strengthen by 1% (2008: 10%) (Weaken by 1%) (2008: 10%)	5,780 (5,780)	252,132 (252,132)
Great British Pound	Strengthen by 17% (2008: 10%) (Weaken by 17%) (2008: 10%)	476,912 (476,912)	339,759 (339,759)
Singapore dollar	Strengthen by 6% (2008: 10%) (Weaken by 6%) (2008: 10%)	16,641 (16,641)	273,522 (273,522)

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**3 Financial risk management (Continued)****(g) Capital risk management**

The capital of the Group is represented by the net assets attributable to unitholders. The amount of net assets attributable to unitholders can change significantly on a monthly basis as the Group is subject to monthly subscriptions and redemptions at the discretion of unitholders. The Group's objective when managing capital is to safeguard the Group's ability to continue as a going concern in order to provide returns for unitholders and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Group.

In order to maintain or adjust the capital structure, the Group's policy is to perform the following:

- monitor the level of monthly subscriptions and redemptions relative to the liquid assets; and
- redeem and issue units in accordance with the Trust Deed.

The Trustee and Manager monitor capital on the basis of the value of net assets attributable to unitholders.

(h) Fair value estimation

As at 30 June 2009 and 2008, the carrying values of assets and liabilities not measured at fair value are reasonable approximations of their fair values.

4 Critical accounting estimates and assumptions

The Management makes estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. Estimates are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The estimates and assumptions that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year are outlined below.

Functional currency

The Management considers the US dollar the currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The US dollar is the currency in which the Group measures its performance and reports its results, as well as the currency in which it receives subscriptions for its investors.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

5 Financial assets at fair value through profit or loss

	2009 US\$	2008 US\$
Financial assets held for trading:		
- Listed equity securities - Hong Kong	21,478,499	17,636,755
- Listed equity securities - Singapore	277,349	2,728,833
- Listed equity securities - United Kingdom	2,683,988	3,327,063
- Listed equity securities - United States of America	470,080	5,018,400
- Listed equity securities - The PRC	578,046	2,503,327
	<hr/>	<hr/>
Total financial assets at fair value through profit or loss	25,487,962	31,214,378
	<hr/>	<hr/>
	2009 US\$	2008 US\$
Changes in fair value on financial assets at fair value through profit or loss:		
- Realised	(9,304,391)	8,088,860
- Unrealised	1,955,060	(15,827,680)
	<hr/>	<hr/>
Total net loss on financial assets at fair value through profit or loss	(7,349,331)	(7,738,820)
	<hr/>	<hr/>

6 Other operating expenses

	2009 US\$	2008 US\$
Mutual trust expense	3,659	4,159
Miscellaneous expenses	52,144	57,409
Bank interest	-	552
	<hr/>	<hr/>
	55,803	62,120
	<hr/>	<hr/>

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

7 Accruals and other payables

	Note	2009 US\$	2008 US\$
Audit fee payable		57,650	1,029
Management fee payable	10(a)	61,964	80,038
Performance fee payable	10(b)	678,826	-
Distributor and agent company fees payable	10(d)	20,359	21,530
Other payables		7,175	7,135
		<u>825,974</u>	<u>109,732</u>

8 Units in issue and net assets attributable to unitholders

The Group's capital is represented by the redeemable units in the Group, and shown as net assets attributable to unitholders in the consolidated balance sheet. The Group has no restrictions on the subscriptions and redemptions of units. As mentioned in Note 3(e), a written redemption request should be sent by unitholders three business days prior to the redemption date. Subscriptions and redemptions of units during the year are shown in the consolidated statement of changes in net assets attributable to unitholders. In order to achieve the investment objectives, the Group endeavours to invest its capital in accordance with the investment policies as outlined in Note 3, whilst maintaining sufficient liquidity to meet redemption requests. Such liquidity is augmented by the holding of liquid investments.

In accordance with the Offering Memorandum, investments are stated at the last traded prices for the purpose of determining net asset value per unit for subscriptions and redemptions and for various fee calculations. However, as stated in Note 2(c), the accounting policy of the Group for the purpose of compliance with HKAS 39 - "Financial Instruments: Recognition and Measurement", and for reporting purpose is to value its investments at fair value based on the relevant bid market prices on the year end for long positions. As at 30 June 2009, the valuation of investments in accordance with HKAS 39 as shown in the consolidated financial statements resulted in a decrease in value of investments by US\$393,708 (2008: US\$690,260) compared with using the valuation methodology indicated in the Group's Offering Memorandum.

Net assets attributable to unitholders represent a liability in the consolidated balance sheet, carried at the redemption amount that would be payable at the year end if the unitholders exercised the right to redeem units in the Group. Consequently, the difference of US\$393,708 (2008: US\$690,260) resulted from the above adjusts the carrying amount of the net assets attributable to unitholders and is included as "Adjustments for different basis adopted by the Group in arriving at the net assets attributable to unitholders" on the consolidated balance sheet. The movement in the difference of (US\$296,552) (2008: US\$319,573) is shown in the consolidated income statement as "Movement in adjustments for different basis adopted by the Group in arriving at the net assets attributable to unitholders".

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

8 Units in issue and net assets attributable to unitholders (Continued)

Units in issue

	Number of units			
	2009		2008	
	Class A	Class B	Class A	Class B
Units in issue at the beginning of the year	64,385	287,785	160,176	218,746
Issue of units	6,900	132,845	1,867	158,502
Redemption of units	(16,291)	(72,671)	(97,658)	(89,463)
	<u>64,385</u>	<u>287,785</u>	<u>160,176</u>	<u>218,746</u>
Units in issue at the end of the year	<u>54,994</u>	<u>347,959</u>	<u>64,385</u>	<u>287,785</u>

9 Taxation

The Group is domiciled in the Cayman Islands. Under the current laws of the Cayman Islands there is no income, estate, corporation, capital gains or other taxes payable by the Group.

The Group would only be exposed to Hong Kong profits tax if:

- (i) it is not exempted under the Revenue (Profits Tax Exemption for Offshore Funds) Ordinance 2006 (the "Ordinance"); and
- (ii) it is treated as carrying on a trade or business in Hong Kong either on its own account or through any person as an agent.

If the Group is not exempt under the Ordinance and is treated as carrying on a trade or business in Hong Kong, a liability to profits tax, currently at the rate of 16.5% (2008: 16.5%), would arise in respect of any profits which arise in or are derived from Hong Kong and which are not capital profits or exempt profits. No accrual has been made for Hong Kong profits tax as the Management believes that no such tax exposure exists at the year end.

The Group is subject to withholding tax on certain dividend income earned from its investment securities.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

10 Related party transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability, directly or indirectly, to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. Parties are also considered to be related if they are subject to common control or common significant influence.

The following is a summary of transactions entered into during the year between the Group and related parties. All such transactions were entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

(a) Management fee

The Manager, FC Investment Ltd., is entitled to receive a fee equals to 0.30% per annum of the net asset value of the Fund, calculated at each valuation day and payable monthly in arrears.

The General Partner of the Subsidiary, JPE Capital Management Ltd., is entitled to receive a fee equals to 0.80% per annum of the net asset value of the Subsidiary which is calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears. The General Partner is responsible for paying the management fee to the Investment Manager, CCB International Asset Management Limited (2008: Shenyin Wanguo Asset Management (Asia) Limited) out of its own fee.

For the year ended 30 June 2009, the total management fee amounted to US\$247,979 (2008: US\$491,699), with US\$61,964 (2008: US\$80,038) in outstanding accrued fees at the end of the year.

(b) Performance fee

The General Partner of the Subsidiary, JPE Capital Management Ltd., is entitled to receive a performance fee payable quarterly in arrears. The performance fee equals to 15% of the amount by which the sum of the aggregate amount of proceeds from the sale and/or realisation of the listed securities (the "Proceeds Related to the Listed Securities") and the quoted or published price of the listed securities held by the Group at the end of the relevant quarter exceeds the sum of the aggregate amount of the Proceeds Related to the Listed Securities at the end of previous fiscal quarter, the quoted or published prices of the listed securities held by the Group at the end of the previous fiscal quarter and the amount of new investment into listed securities during the relevant quarter. The General Partner is responsible for paying the performance fee to the Investment Manager, CCB International Asset Management Limited (2008: Shenyin Wanguo Asset Management (Asia) Limited) out of its own fee.

For the year ended 30 June 2009, the performance fee amounted to 680,213 (2008: nil), with US\$678,826 (2008: nil) in outstanding accrued fees at the end of the year.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

10 Related party transactions (Continued)

(c) Custody, trustee and administration fees

The Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited, is entitled to receive a fee of not more than 0.10% per annum of the net asset value of the Group which is calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The monthly fee is subject to a minimum monthly fee of US\$1,600.

For the year ended 30 June 2009, the custody, trustee and administration fees amounted to US\$ 48,795 (2008: US\$78,081), with US\$7,175 (2008: US\$7,135) in outstanding accrued fees due to HSBC Trustee (Cayman) Limited at the end of the year.

(d) Distributor and agent company fees

The Distributor, Aizawa Securities Co., Ltd. is entitled to receive a distributor fee and agent company fee at 0.50% and 0.20% per annum of the net asset value of the Fund, respectively, which are calculated and accrued at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor may also receive a subscription charge of up to 3% (excluding consumption tax) of the subscription price (subscription money) of the units issued.

For the year ended 30 June 2009, total distributor and agent company fees amounted to US\$ 178,588 (2008: US\$317,692), with US\$20,359 (2008: US\$21,530) in outstanding accrued fees due to Aizawa Securities Co., Ltd. at the end of the year.

- (e)** Bank accounts are opened with the custodian, HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited, a related company of the Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited. As at 30 June 2009, investments of US\$25,487,962 (2008: US\$31,214,378) and net cash balance of US\$5,409,563 (2008: US\$5,180,094) were held by the custodian, respectively.

11 Approval of financial statements

The consolidated financial statements were approved by the Trustee and Manager on 30 November 2009.

CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF FC C

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

**CONSOLIDATED INVESTMENT PORTFOLIO
AS AT 30 JUNE 2009
(UNAUDITED)**

	Holdings	Fair value US\$	% of net assets
Listed investments			
Equity securities			
Hong Kong			
Bawang International	330,000	101,339	0.33
Beijing Enterprises Holdings Ltd	100,000	496,758	1.62
Centron Telecom International	1,675,000	389,020	1.27
Chaoda Modern Agriculture (Holdings) Ltd	1,400,000	816,490	2.66
China Automation Group Ltd	3,062,000	1,189,203	3.87
China Communication SVS Corp Ltd H Shares	1,200,000	740,105	2.41
China Everbright International Ltd	3,082,000	866,909	2.82
China Public Procurement Ltd	2,100,000	268,249	0.87
China Resources Gas Group Ltd	1,276,000	872,591	2.84
China Shanshui Cement Group Ltd	909,000	629,829	2.05
Citic 1616 Holdings Ltd	4,463,000	996,225	3.24
Comba Telecom Systems Holdings Ltd	1,887,600	1,052,151	3.43
Country Garden Holdings Co. Ltd	576,000	266,809	0.88
Guangdong Investment Ltd	2,252,000	1,078,019	3.51
Guangzhou R&F Properties Co. Ltd H Shares	260,000	583,052	1.90
Hopson Development Holdings Ltd	650,000	1,004,742	3.27
Jinheng Automotive Safety Tech Holdings Ltd	4,505,000	354,576	1.15
Kingsoft Corp Ltd	1,564,000	1,089,720	3.55
Netdragon Websoft Inc	1,204,000	786,070	2.56
Shougang Concord Intl Enterprises Co. Ltd	4,900,000	821,909	2.68
Shui On Construction and Materials Ltd	1,058,000	1,419,722	4.62
Vision Tech Intl Holdings Ltd	20,000,000	1,161,253	3.78
Wasion Group Ltd	2,318,000	1,731,714	5.64
Xinao Gas Holdings Ltd	712,000	1,214,495	3.96
Xingda International Holdings Ltd	1,587,000	513,967	1.67
Zhengzhou Gas Co. Ltd H Shares	854,000	1,033,582	3.37
		21,478,499	69.95
		-----	-----

**CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND (FORMERLY KNOWN AS
SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND), A SUB-TRUST OF
FC C**

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

CONSOLIDATED INVESTMENT PORTFOLIO (CONTINUED)

AS AT 30 JUNE 2009

(UNAUDITED)

	Holdings	Fair value US\$	% of net assets
<u>Singapore</u>			
JES International Holdings Ltd	2,595,000	277,349	0.90
		<u>277,349</u>	<u>0.90</u>
		-----	-----
<u>The People's Republic of China</u>			
China Vanke Co. Ltd B Shares	400,000	578,046	1.88
		<u>578,046</u>	<u>1.88</u>
		-----	-----
<u>United Kingdom</u>			
China Eastsea Business Software Ltd	4,108,153	443,563	1.44
China Medical System Holdings	182,000	465,573	1.52
Prosperity Minerals Holdings Ltd	2,016,000	1,774,852	5.78
		<u>2,683,988</u>	<u>8.74</u>
		-----	-----
<u>United States of America</u>			
Changyou.com Ltd ADR	1,000	38,380	0.12
Duoyuan Global Water Inc ADR	10,000	242,700	0.79
Network CN Inc	2,700,000	189,000	0.62
		<u>470,080</u>	<u>1.53</u>
		-----	-----
Total investments		<u>25,487,962</u>	<u>83.00</u>
		-----	-----

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年10月末日現在)

	米ドル	円 (を除く)
I . 資産総額	33,736,803.14	3,084,893,279
. 負債総額	107,900.33	9,866,406
. 純資産総額 (I -) (サブ・ファンド全体)	33,628,902.81	3,075,026,873
- 1 . 純資産総額 (クラスA受益証券)	6,490,127.96	593,457,301
- 2 . 純資産総額 (クラスB受益証券)	27,138,774.85	2,481,569,572
- 1 . 発行済口数 (クラスA受益証券)	52,191口	
- 2 . 発行済口数 (クラスB受益証券)	299,526口	
- 1 . 純資産価格 (- 1 / - 1) (クラスA受益証券)	124.35	11,371
- 2 . 純資産価格 (- 2 / - 2) (クラスB受益証券)	90.61	8,285

第 5 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次の通りです。

< クラスA受益証券 >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (自 2005年 6 月30日 至 2006年 6 月30日)	272,921 (272,921)	68,126 (68,126)	204,795 (204,795)
第 2 会計年度 (自 2006年 7 月 1 日 至 2007年 6 月30日)	40,655 (40,655)	85,274 (85,274)	160,176 (160,176)
第 3 会計年度 (自 2007年 7 月 1 日 至 2008年 6 月30日)	1,867 (1,867)	97,658 (97,658)	64,385 (64,385)
第 4 会計年度 (自 2008年 7 月 1 日 至 2009年 6 月30日)	6,900 (6,900)	16,291 (16,291)	54,994 (54,994)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同様。

< クラスB受益証券 >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度 (自 2006年7月1日 至 2007年6月30日)	220,219 (220,219)	1,473 (1,473)	218,746 (218,746)
第3会計年度 (自 2007年7月1日 至 2008年6月30日)	158,502 (158,502)	89,463 (89,463)	287,785 (287,785)
第4会計年度 (自 2008年7月1日 至 2009年6月30日)	132,845 (132,845)	72,671 (72,671)	347,959 (347,959)

(注) クラスB受益証券は、2007年2月5日から運用を開始しました。

第四部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りです。

2004年12月末日	資本金額：11,500万円
2009年2月17日	資本金額：5,000万円

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2009年10月末日現在、以下のとおり、公募投資信託19本および私募投資信託2本の管理・運用を行っています。

(2009年10月末日現在)

国別 (設立国)	種類別	本数	純資産の合計 (通貨別)
ケイマン	公募	12	212,201,761.52米ドル
		7	22,046,055,477円
ケイマン	私募	1	11,120,204.58米ドル
		1	306,326,081円

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

- b. 管理会社の原文の財務書類は、第5期計算期間（2007年9月1日から2008年8月31日まで）の原文の財務書類について、監査人であるKPMG AZSA & Co.の監査を受けており、第6期計算期間（2008年9月1日から2009年8月31日まで）の原文の財務書類については、監査人であるSeiwa Audit Corporationの監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。

- c. 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1)【貸借対照表】

FCインベストメント・リミテッド
貸借対照表

2008年及び2009年8月31日現在

(日本円で表示)

	注記	当期	前期
資 産			
流動資産：			
現金および現金等価物	2(e)	45,575,560	112,032,997
売掛金	5	27,771,606	16,112,270
短期貸付金	6,12	5,000,000	-
営業投資有価証券	4	10,943,042	387,002,512
その他の流動資産		188,192	11,213,026
流動資産合計		89,478,400	526,360,805
投資その他の資産：			
投資有価証券	7	10,000,000	10,000,000
貸倒引当金	2(h),8	(10,000,000)	-
投資その他の資産合計		-	10,000,000
資産合計		89,478,400	536,360,805
負 債			
流動負債：			
未払金		662,165	1,956,333
負債合計		662,165	1,956,333
純資産			
資本金			
授權株式数 2,300株			
発行済株式総数			
2009年8月31日現在 1,000株			
2008年8月31日現在 2,300株			
	9	50,000,000	115,000,000
利益剰余金		38,816,235	419,020,472
その他有価証券評価差額金		-	384,000
純資産合計		88,816,235	534,404,472
負債及び純資産合計		89,478,400	536,360,805

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(2)【損益計算書】

FCインベストメント・リミテッド
損益計算書

2007年9月1日から2008年8月31日及び

2008年9月1日から2009年8月31日

(日本円で表示)

	注記	当期	前期
収 益			
管理報酬		114,004,218	199,042,416
受取利息		578,351	189,401
受取配当金		540,000	540,000
収益合計		115,122,569	199,771,817
費 用			
営業投資損失	11	84,123,411	31,061,488
支払手数料		11,865,956	20,236,703
法務および専門家報酬		2,067,723	3,628,622
アドバイザー報酬		2,878,550	3,474,690
支払給与		2,878,550	3,024,210
銀行手数料		666,939	521,111
為替差損		4,544,207	2,243,902
支払利息		-	6,868,046
貸倒引当金繰入		10,000,000	-
その他の営業費用	13	1,301,470	1,282,998
費用合計		120,326,806	72,341,770
当期純利益又は当期純損失		(5,204,237)	127,430,047
1株当たり情報			
1株当たり当期純利益金額	2(g)	(3,249)	79,548
又は1株当たり当期純損失金額			

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

株主資本等変動計算書

2008年9月1日から2009年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
2008年9月1日現在の残高	115,000,000	419,020,472	384,000	534,404,472
減 資	(65,000,000)	-	-	(65,000,000)
剰余金の配当	-	(375,000,000)	-	(375,000,000)
当期純損失	-	(5,204,237)	-	(5,204,237)
有価証券評価差額 金	-	-	(384,000)	(384,000)
2009年8月31日現在の残高	50,000,000	38,816,235	-	88,816,235

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
2007年9月1日現在の残高	115,000,000	291,590,425	-	406,590,425
当期純利益	-	127,430,047	-	127,430,047
有価証券評価差額 金	-	-	384,000	384,000
2008年8月31日現在の残高	115,000,000	419,020,472	384,000	534,404,472

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FC インベストメント・リミテッド

注記

(日本円で表示)

1 会社概要

当社は、親会社株式会社ファンドクリエーションの完全子会社として、ケイマン諸島において2003年9月9日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2 重要な会計方針**(a) 財務書類作成の基礎**

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。

財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

(b) 単体決算

当社は、子会社及び関連会社を有していない。

(c) 営業投資有価証券

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

(d) 投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(e) 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金からなる。

(f) 外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含まれる。

(g) 1株当たり情報

1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して計算される。当社は希薄化証券を保有していない為、希薄化一株当たり当期純利益を表示していない。

(h) 引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3 表示区分変更

営業投資損失は、収益から費用へ表示区分の変更を行っている。この変更による当期純利益への影響はない。

4 営業投資有価証券

	今期	前期
FCJグランドファンドクラスA	-	120,864,000
FCアントレプレナーファンド	-	100,000,000
その他の営業投資有価証券	10,943,042	166,138,512
	10,943,042	387,002,512

5 売掛金

	今期	前期
管理報酬	8,156,789	16,112,270
ディスポジションフィー	19,614,817	-
	27,771,606	16,112,270

6 短期貸付金

	今期	前期
親会社	5,000,000	-

7 投資有価証券

	今期	前期
新株予約権付社債	10,000,000	-

8 投資損失引当金

	今期	前期
新株予約権付社債	10,000,000	-

9 減資

2009年2月16日開催の決議により、親会社が持つ全株式のうち1,300株を1株当たり50,000円の価額で減資を行った。

10 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

11 匿名組合投資損失

	今期	前期
匿名組合投資損失	52,973,419	31,061,488
匿名組合出資譲渡損失	31,149,992	-
	84,123,411	31,061,488

12 関係会社間取引

	今期	前期
親会社への貸付金	5,000,000	-
親会社からの未収入金	106,984	-
親会社への支払手数料	1,260,000	1,843,432
親会社からの受取利息	542,839	-

13 その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	今期	前期
退職金	-	321,480
通信費	252,696	276,437
賃借料	162,419	263,032
租税公課	322,884	210,000
保険料	196,187	140,817
旅費交通費	88,589	62,072
会議費	18,955	-
接待交際費	259,740	-
雑費	-	9,160
	<u>1,301,470</u>	<u>1,282,998</u>

[次へ](#)

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of 31 August 2009 and 2008
(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Assets			
Current assets:			
Cash and cash equivalents	2(e)	45,575,560	112,032,997
Accounts receivable	5	27,771,606	16,112,270
Short-term loans receivable	6,12	5,000,000	-
Operational investment securities	4	10,943,042	387,002,512
Other current assets		188,192	11,213,026
Total current assets		89,478,400	526,360,805
Long-term investments:			
Other investment securities	7	10,000,000	10,000,000
Allowance for doubtful accounts	2(h),8	(10,000,000)	-
Total long-term investments		-	10,000,000
Total		89,478,400	536,360,805
Liabilities and Equity			
Current liabilities:			
Accounts payable		662,165	1,956,333
Total current liabilities		662,165	1,956,333
Equity:			
Common stock:			
Authorized: 2,300 shares in 2009 and 2008			
Issued: 1,000 shares and 2,300 shares in 2009 and 2008	9	50,000,000	115,000,000
Undistributed retained earnings		38,816,235	419,020,472
Net unrealized holding gains on securities		-	384,000
Total equity		88,816,235	534,404,472
Total		89,478,400	536,360,805

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended 31 August 2009 and 2008
(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Revenues			
Management fees		114,004,218	199,042,416
Interest income		578,351	189,401
Dividends earned		540,000	540,000
Total revenues		115,122,569	199,771,817
Expenses			
Loss from operational investment securities	11	84,123,411	31,061,488
Fees and expenses		11,865,956	20,236,703
Legal and other professional fees		2,067,723	3,628,622
Advisory expenses		2,878,550	3,474,690
Salaries		2,878,550	3,024,210
Bank charges		666,939	521,111
Foreign exchange loss		4,544,207	2,243,902
Interest expenses		-	6,868,046
Provision of allowance for doubtful accounts		10,000,000	-
Other operating expenses	13	1,301,470	1,282,998
Total expenses		120,326,806	72,341,770
Net income (Loss)		(5,204,237)	127,430,047
Amount Per Share			
Net income (Loss) : Basic	2(g)	(3,249)	79,548

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

Current year

For year from 1 September 2008 to 31 August 2009

(Expressed in Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	419,020,472	384,000	534,404,472
Capital deduction	(65,000,000)	-	-	(65,000,000)
Dividends paid	-	(375,000,000)	-	(375,000,000)
Net income (Loss)	-	(5,204,237)	-	(5,204,237)
Net unrealized holding gains on securities	-	-	(384,000)	(384,000)
Balance at end of year	<u>50,000,000</u>	<u>38,816,235</u>	<u>-</u>	<u>88,816,235</u>

Prior year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains or losses on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	291,590,425	-	406,590,425
Net income	-	127,430,047	-	127,430,047
Net unrealized holding gains on securities	-	-	384,000	384,000
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements

(Expressed in Japanese Yen)

1 Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

2 Significant accounting policies

(a) *Basis of presenting non-consolidated financial statements*

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) *Non-Consolidation*

The Company has no subsidiaries or affiliated companies.

(c) *Operational investment securities*

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

(d) *Other investment securities*

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(e) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

(f) *Foreign currency translation*

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

(g) Net income per share

Basic net income per share is computed based on the weighted average number of shares of common stock outstanding during each period.

Diluted net income per share is not disclosed because the Company has no dilutive securities during each period.

(h) Allowance for doubtful accounts

In order to prepare for possible losses from receivables, loans, etc., an allowance is provided based on historical loan loss experience for claims to general debtors. For certain doubtful accounts, allowance is provided for the estimated uncollectible amount, based on the collectability of individual claims.

3 Reclassifications

Loss from operational investment securities has been reclassified from Revenues to Expenses. As a result, there is no influence on net income during each period.

4 Operational investment securities

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE TRUST CLASS A	-	120,864,000
FC ENTREPRENEUR FUND	-	100,000,000
Other operational investment securities	10,943,042	166,138,512
	<u>10,943,042</u>	<u>387,002,512</u>

5 Accounts receivable

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Management fees	8,156,789	16,112,270
Disposition fees	19,614,817	-
	<u>27,771,606</u>	<u>16,112,270</u>

6 Short-term loans receivable

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Parent Company	5,000,000	-

7 Other investment securities

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Warrant bonds	10,000,000	10,000,000

8 Allowance for doubtful accounts

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Warrant bonds	10,000,000	-

9 Capital reduction

On written consents of shareholders and the board on 16 February 2009, it was resolved that the Company repurchase 1,300 issued shares in the capital of the Company held by its sole shareholder, the Parent Company, at a price of Japanese Yen 50,000 per existing share.

10 Taxation

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

11 Loss from operational investment securities

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Other loss from operational investment securities	52,973,419	31,061,488
Loss on transfer of silent partnership	31,149,992	-
	<u>84,123,411</u>	<u>31,061,488</u>

12 Related party transactions

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Short-term loans receivable from the Parent Company	5,000,000	-
Accounts receivable from the Parent Company	106,984	-
Fees and expenses to the Parent Company	1,260,000	1,843,432
Interest income from the Parent Company	542,839	-

13 Other operating expenses

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Other operating expenses include:		
Retirement expenses	-	321,480
Communication expenses	252,696	276,437
Rent	162,419	263,032
Tax and duties	322,884	210,000
Insurance expenses	196,187	140,817
Travel expenses	88,589	62,072
Conference expenses	18,955	-
Entertainment expenses	259,740	-
Miscellaneous expenses	-	9,160
	<u>1,301,470</u>	<u>1,282,998</u>

[次へ](#)

FCインベストメント・リミテッド

貸借対照表

2007年及び2008年8月31日現在

（日本円で表示）

	注記	当期	前期
流動資産			
現金および現金等価物	2	112,032,997	278,573,883
売掛金	4	16,112,270	20,447,020
営業投資有価証券	2・3	387,002,512	100,000,000
その他の流動資産		11,213,026	-
流動資産合計		526,360,805	399,020,903
固定資産			
投資有価証券	2	10,000,000	10,000,000
固定資産合計		10,000,000	10,000,000
資産合計		536,360,805	409,020,903
負債			
未払金	8	1,956,333	2,430,478
負債合計		1,956,333	2,430,478
純資産			
株式資本	5	115,000,000	115,000,000
利益剰余金		419,020,472	291,590,425
その他有価証券評価差額金		384,000	-
純資産合計		534,404,472	406,590,425
負債及び純資産合計		536,360,805	409,020,903

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

損益計算書

2006年9月1日から2007年8月31日及び
2007年9月1日から2008年8月31日
(日本円で表示)

	注記	当期	前期
収 益			
管理報酬		199,042,416	177,395,420
営業投資損益	7	(31,061,488)	(1,932,500)
受取利息		189,401	201,963
受取配当金		540,000	-
		<u>168,710,329</u>	<u>175,664,883</u>
費 用			
支払手数料	8	20,236,703	21,878,604
法務および専門家報酬		3,628,622	2,417,446
アドバイザー報酬		3,474,690	4,293,030
支払給与		3,024,210	2,862,020
銀行手数料		521,111	464,843
為替差損		2,243,902	658,198
支払利息		6,868,046	-
その他の営業費用	9	1,282,998	2,713,801
		<u>41,280,282</u>	<u>35,287,942</u>
当期利益		<u><u>127,430,047</u></u>	<u><u>140,376,941</u></u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

株主持分変動計算書

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	株式資本	未処分利益	有価証券 評価差額金	合計
2007年9月1日現在の残高	115,000,000	291,590,425	-	406,590,425
発行済株式	-	-	-	-
当期利益	-	127,430,047	-	127,430,047
有価証券評価差額金	-	-	384,000	384,000
2008年8月31日現在の残高	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

2006年9月1日から2007年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	株式資本	未処分利益	有価証券 評価差額金	合計
2006年9月1日現在の残高	115,000,000	151,213,484	(255,745)	265,957,739
発行済株式	-	-	-	-
当期利益	-	140,376,941	-	140,376,941
有価証券評価差額金	-	-	255,745	255,745
2007年8月31日現在の残高	<u>115,000,000</u>	<u>291,590,425</u>	<u>-</u>	<u>406,590,425</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FC インベストメント・リミテッド
注記
(日本円で表示)

1. 会社概要

当社は、ケイマン諸島において2003年9月9日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2. 重要な会計方針

(a)財務書類作成の基礎

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。当社は、会計方針を継続して適用している。

(b)営業投資有価証券

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

(c)投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(d)現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金から成る。

(e)外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含められる。

3. 営業投資有価証券

	今期	前期
FC Jグランドファンド クラスA	120,864,000	-
FC アントレプレナーファンド	100,000,000	100,000,000
その他の営業投資有価証券	166,138,512	-
	<u>387,002,512</u>	<u>100,000,000</u>

4. 売掛金

	今期	前期
管理報酬	16,112,270	20,447,020

5. 株主資本

	今期	前期
授権済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在	115,000,000	115,000,000
発行済および払込済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在	115,000,000	115,000,000

6. 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。
当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

7. 営業投資損益

	今期	前期
FCグローバルトラストSVI-SUBファンド	-	(1,932,500)
その他の営業投資有価証券	(31,061,488)	-
	<u>(31,061,488)</u>	<u>(1,932,500)</u>

8. 関係会社間取引

	<u>今期</u>	<u>前期</u>
親会社への未払金	-	87,121
親会社への支払手数料	1,843,432	1,812,899

9. その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	<u>今期</u>	<u>前期</u>
退職金	321,480	-
通信費	276,437	289,244
賃借料	263,032	273,728
租税公課	210,000	-
保険料	140,817	-
旅費交通費	62,072	199,413
雑費	9,160	1,951,416
	<u>1,282,998</u>	<u>2,713,801</u>

[前へ](#) [次へ](#)

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of 31 August 2008 and 2007
 (Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Current assets			
Cash and cash equivalents	2	112,032,997	278,573,883
Accounts receivable	4	16,112,270	20,447,020
Operational investment securities	2・3	387,002,512	100,000,000
Other current assets		11,213,026	-
Total current assets		526,360,805	399,020,903
Long-term investments			
Other investment securities	2	10,000,000	10,000,000
Total long-term investments		10,000,000	10,000,000
Total assets		536,360,805	409,020,903
Liabilities			
Accounts payable	8	1,956,333	2,430,478
Total liabilities		1,956,333	2,430,478
Shareholder's Equity			
Share capital	5	115,000,000	115,000,000
Undistributed retained earnings		419,020,472	291,590,425
Net unrealized holding gains on securities		384,000	-
Total shareholder's Equity		534,404,472	406,590,425
Total Liabilities and Shareholder's Equity		536,360,805	409,020,903

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended 31 August 2008 and 2007
(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Income			
Management fees		199,042,416	177,395,420
Loss from operational investment securities	7	(31,061,488)	(1,932,500)
Interest income		189,401	201,963
Dividends earned		540,000	-
		168,710,329	175,664,883
Expenses			
Fees and expenses	8	20,236,703	21,878,604
Legal and other professional fees		3,628,622	2,417,446
Advisory expenses		3,474,690	4,293,030
Salaries		3,024,210	2,862,020
Bank charges		521,111	464,843
Foreign exchange loss		2,243,902	658,198
Interest expenses		6,868,046	-
Other operating expenses	9	1,282,998	2,713,801
		41,280,282	35,287,942
Net income		127,430,047	140,376,941

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

Current year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

	Share capital	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	291,590,425	-	406,590,425
Shares issued	-	-	-	-
Net income	-	127,430,047	-	127,430,047
Net unrealized holding gains on securities	-	-	384,000	384,000
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

Prior year

For year from 1 September 2006 to 31 August 2007

(Expressed in Japanese Yen)

	Share capital	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains or losses on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	151,213,484	(255,745)	265,957,739
Shares issued	-	-	-	-
Net income	-	140,376,941	-	140,376,941
Net unrealized holding gains on securities	-	-	255,745	255,745
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>291,590,425</u>	<u>-</u>	<u>406,590,425</u>

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements

(Expressed in Japanese Yen)

1 The Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

2 Significant accounting policies

(a) *Basis of presenting non-consolidated financial statements*

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) *Operational investment securities*

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

(c) *Other investment securities*

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

(e) *Foreign currency translation*

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

3 Operational investment securities

	Current year	Prior year
FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE TRUST CLASS A	120,864,000	-
FC ENTREPRENEUR FUND	100,000,000	100,000,000
Other operational investment securities	166,138,512	-
	<u>387,002,512</u>	<u>100,000,000</u>

4 Accounts receivable

	Current year	Prior year
Management fees	16,112,270	20,447,020

5 Share capital

	Current year	Prior year
<i>Authorised:</i>		
2,300 shares of JPY50,000 at 31 August	115,000,000	115,000,000
<i>Issued and paid:</i>		
2,300 shares of JPY50,000 at 31 August	115,000,000	115,000,000

6 Taxation

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

7 Loss from operational investment securities

	Current year	Prior year
FC GLOBAL TRUST - SVI - SUB - FUND OF FC GLOBAL FUND	-	(1,932,500)
Other loss from operational investment securities	(31,061,488)	-
	<u>(31,061,488)</u>	<u>(1,932,500)</u>

8 Related party transactions

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Accounts payable to the Parent	-	87,121
Fees and expenses to the Parent	1,843,432	1,812,899

9 Other operating expenses

	<u>Current year</u>	<u>Prior year</u>
Other operating expenses include:		
Retirement expenses	321,480	-
Communication expenses	276,437	289,244
Rent	263,032	273,728
Tax and duties	210,000	-
Insurance expenses	140,817	-
Travel expenses	62,072	199,413
Miscellaneous expenses	9,160	1,951,416
	<u>1,282,998</u>	<u>2,713,801</u>

[前△](#)

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、本ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の計算で行為するものとの間で、有価証券（受益証券を除きます。）の売買もしくは貸借をなすまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、（ ）当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または（ ）競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

5【その他】

管理会社の定款は、随時、ケイマン諸島の会社法上の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社の発行済株式は、2009年10月26日付で株式会社ファンドクリエーションから株式会社ファンドクリエーショングループにすべて譲渡されました。

その他、管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」)

(1) 資本金の額

2009年10月末日現在 130万米ドル(約1億1,887万円)

(2) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島において1981年11月10日に免税会社として設立されました。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改正)に基づき非制限信託会社の免許、および、投資信託法(2009年改正)に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を受けております。

2. 藍澤証券株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

(1) 資本の額

2009年10月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

2【関係業務の概要】

1. HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」)

受託会社は、ファンドの受託会社および登録名義書換代行会社として任命されています。信託証書に基づき、受託会社はファンドの資産を安全に保管し、管理する責任を負います。受託会社は、ファンドの純資産総額の決定および資産の安全保管を含む管理事務サービスの一部をHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドに委託しました。

2. 藍澤証券株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2008年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,037であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,049米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられる

ものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,049米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4 投資信託の現行要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

(e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つのタイプがある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。このタイプは、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

- (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合。

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることが

できるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。

- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立さ

れたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法(2007年改訂)により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2002年改訂)の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知

りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員に地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこ

と。

- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、
- CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に

従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2009年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2009年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11.1 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注

意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3. 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13 . 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14 . 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って

作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
- (iv) 本規則、会社法（2009年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数

の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。

- (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。

- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当

する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。

- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンドの大券の券面に記載される主な項目は次のとおりです。

表 面

- a. ファンドの名称
- b. 管理会社の登記上の事務所の住所の表示
- c. 表章される口数
- d. 発行年月日
- e. 署 名（管理会社および登録機関）

第5【その他】

交付目論見書に有価証券届出書本文第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することがあります。また目論見書の表紙には、ファンドの形態、ファンドのロゴ、写真、イラストおよび管理会社の名称およびロゴを記載することがあります。

上場期待中国株ファンド(旧 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)(F C Cのサブ・トラスト)についての受益者への独立監査人の監査報告書

我々は、上場期待中国株ファンド(旧 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)(F C Cのサブ・トラスト)(「本ファンド」)及びその子会社(合わせて「グループ」)にかかる2009年6月30日現在の連結貸借対照表、同日終了年度の連結損益計算書、受益者に帰属する連結純資産変動計算書、連結キャッシュフロー計算書、重要な会計方針の要約並びにその他の注記から構成される連結財務諸表を監査した。

財務諸表に対する管理者の責任

本ファンドの受託会社及び管理会社(「管理者」)は、香港公認会計士協会発行の香港財務報告基準に従って、連結財務諸表を作成し公正に表示する責任がある。この責任に含まれるものは、故意または過失によるかを問わず重大な虚偽記載のない財務諸表の作成、及び真正で公正な表示に関する内部統制の計画、実施、維持、並びに適切な会計原則の選択及び適用、並びに現状において合理的な会計上の見積りを行うことである。

監査人の責任

我々の責任は、監査に基づき本連結財務諸表について意見を表明することである。我々は、香港公認会計士協会発行の香港会計基準に準拠して監査を実施した。これらの基準により我々は倫理的要件に従い財務諸表に重大な虚偽記載がないかについて合理的保証を得るために監査を計画し実施する。

監査は財務諸表上の金額及び開示事項についての監査証拠を得る手続きを実行履行することを含む。手続きは監査人の判断によって選択され、それには虚偽または過失によるかを問わず、財務諸表に重大な虚偽記載があるというリスクの評価を含む。我々はそれらのリスク評価をするに当たり、状況に照らして適切な監査手続きを策定するため、グループによる財務諸表の作成及び適正表示にかかる内部統制を考慮するが、グループの内部統制の有効性に関する意見表明は目的としない。監査はまた、適用する会計方針の適切性及び管理者が行う会計上の見積り合理性の評価並びに財務諸表の表示全般の評価を含む。

我々は、入手した監査証拠が、監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信する。

続く

上場期待中国株ファンド(旧 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド)(FCCのサブ・トラスト)についての受益者への独立監査人の監査報告書
(続き)

監査意見

我々の意見では、本連結財務諸表は香港財務報告基準に準拠して2009年6月30日現在のグループの財政状態及び同日終了年度の財務実績並びにキャッシュフローについて真正で公正な表示をしているものと判断する。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2009年11月30日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report**To the Unitholders of Chinese Equities Prospective For Listing Fund (formerly SYWG-Aizawa-Chinese Equities Prospective for Listing Fund) (a sub-trust of FC C)**

We have audited the accompanying consolidated financial statements of Chinese Equities Prospective For Listing Fund (formerly SYWG-Aizawa-Chinese Equities Prospective For Listing Fund) (a sub-trust of FC C) (the "Fund") and its subsidiary (together the "Group") on pages 4 to 26, which comprise the consolidated balance sheet as of 30 June 2009, and the consolidated income statement, consolidated statement of changes in net assets attributable to unitholders and consolidated cash flow statement for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

The Trustee and the Manager (the "Management") of the Fund are responsible for the preparation and fair presentation of these consolidated financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Group's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by Management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Continued...

**Independent Auditor's Report to the Unitholders of Chinese Equities Prospective For Listing Fund
(formerly SYWG-Aizawa-Chinese Equities Prospective for Listing Fund) (a sub-trust of FC C) (continued)**

Opinion

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements give a true and fair view of the financial position of the Group as of 30 June 2009, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands
30 November 2009

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

FC インベストメントリミテッド
株主各位

当監査法人は、FCインベストメントリミテッドの2008年9月1日から2009年8月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメントリミテッドの2009年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]
Seiwa Audit Corporation
東京
2009年10月28日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2009, and the related non-consolidated income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, all expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the non-consolidated financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2009, and the results of its operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(Seiwa Audit Corporation)

Tokyo, Japan
October 28, 2009

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[前へ](#)

F C C-申銀萬國・アイザワ上場期待中国株ファンドについての 受益者に対する独立監査人報告書

(ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたアンブレラ・ユニット・トラスト)

当監査法人は、F C C-申銀萬國・アイザワ上場期待中国株ファンド(以下「本ファンド」という)およびその子会社(合わせて「グループ」という)の連結財務諸表、3から22頁を監査した。当該連結財務諸表は2008年6月30日現在の連結貸借対照表、およびその日に終了した年度の連結損益計算書、受益者に帰属する純資産変動連結計算書、連結キャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されている。

財務諸表に対する管理会社の責任

本ファンドの受託会社および管理会社(以下「管理会社」という)は、香港公認会計士協会が交付する香港財務報告基準に従って、当該連結財務諸表の作成と、公正な表示に責任を負う。本責任は、虚偽によるか過誤によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成および真正で公正な表示に関連する内部統制を設計し、実施し、維持し、適切な会計方針を選択し、適用し、状況に照らして合理的な会計上の見積りを行うことを含む。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当方監査に基づく当該連結財務諸表に関する意見を表明することである。当監査法人は、香港公認会計士協会が交付する香港会計基準に従って監査を行った。本基準は当方が倫理要件を順守し、財務諸表には重大な虚偽記載がないことに関する合理的な保証を得るために監査を計画し、行うことを要求する。

監査は、財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続きを履行することを含む。手続きは監査人の判断によって選択され、それには虚偽によるか過誤によるかを問わず、財務諸表の重大な虚偽記載のリスクの評価を含む。当該リスク評価をする際、監査人は状況に照らして適切な監査手続きを策定するため、グループによる財務諸表の作成および公正な表示に関係する内部統制を考慮するが、グループの内部統制の有効性に関する意見表明は目的としない。監査はまた、用いられた会計方針の妥当性および管理会社が行った会計推定の合理性の評価、ならびに財務諸表の全般的表示の評価も含む。

当監査法人は、得られた監査証拠は、当方の監査意見の基礎をもたらすのに十分かつ適切であると考え

監査意見

当監査法人の意見では、本連結財務諸表は、香港財務報告基準に従って、2008年6月30日現在のグループの財務状態、およびその日に終了した年度のグループの財務成績およびキャッシュフローについて真正で公正な表示をしているものと判断する。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島、2008年12月11日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE UNITHOLDERS OF FC C-SYWG-AIZAWA-CHINESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND

(An umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

We have audited the consolidated financial statements of FC C-SYWG-Aizawa-Chinese Equities Prospective For Listing Fund (the "Fund") and its subsidiary (together known as the "Group") on pages 3 to 22, which comprise the consolidated balance sheet as at 30 June 2008, and the consolidated income statement, consolidated statement of changes in net assets attributable to unitholders and consolidated cash flow statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager (the "Management") of the Fund are responsible for the preparation and fair presentation of these consolidated financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance as to whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Group's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by Management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the financial position of the Group as at 30 June 2008, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands, 11 December 2008

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

FC インベストメント・リミテッドの株主各位

当監査法人は、FCインベストメント・リミテッドの2006年9月1日から2007年8月31日に終了する会計期間および2007年9月1日から2008年8月31日に終了する会計期間の日本円に換算された貸借対照表及び損益計算書並びに株主持分変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することである。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメント・リミテッドの2007年及び2008年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]

KPMG AZSA & Co

東京

2008年12月26日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the related income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the results of it's operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(KPMG AZSA & Co.)

Tokyo, Japan
December 26, 2008

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[前へ](#)